

令和6年度包括外部監査の結果報告書

～債権管理に関する財務事務の執行について～

令和7年2月

甲府市包括外部監査人 關本喜文

目 次

第 1	監査の概要	
1	監査の種類	1
2	監査の対象とした特定の事件（監査テーマ）	1
3	監査の対象期間	1
4	事件を選定した理由	1
5	監査の実施期間	2
6	監査対象機関	2
7	監査従事者	2
8	利害関係	2
9	監査の視点及び指針	2
10	監査の主たる実施方法等	3
第 2	監査対象の概要	4
1	地方公共団体における債権管理事務	4
	（1）地方公共団体における債権の定義及び区分	4
	（2）地方公共団体における債権管理事務の概要	4
2	債権毎の管理について	5
3	甲府市の債権状況について	7
	（1）令和 3 年度及び令和 4 年度の財務書類からみた甲府市の資産 としての債権の状況	7
	（2）令和 4 年度決算における収入未済について （不納欠損額を含む）	9
4	監査対象債権の抽出	11
	（1）対象債権の抽出の基準	11
	（2）対象債権の内容	11
	（3）アンケート調査の実施	12
第 3	監査の指摘事項及び意見	16
1	監査結果としての指摘・意見のまとめ	16
2	債権毎の監査結果	
2-1～4	市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税	27
2-5	老人保護措置費自己負担金	38
2-6	保育所運営費保護者負担金	42

2－7	住宅使用料	49
2－8	学校給食費	55
2－9	放課後児童クラブ保護者負担金	61
2－10	児童扶養手当返還金	65
2－11	障害児通所支援給付費返還金	68
2－12	生活保護費返還金	71
2－13	甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費 補助金返還金	76
2－14－1	国民健康保険料	79
2－14－2	国民健康保険一般被保険者等返納金、 退職被保険者等返納金	84
2－14－3	国民健康保険一般被保険者第三者納付金	87
2－15	住宅新築資金等貸付金	91
2－16－1	介護保険料	94
2－16－2	介護保険給付費返納金	100
2－17	後期高齢者医療保険料	103
2－18	母子父子寡婦福祉資金貸付金	107
3	総括的な意見	112

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2 監査の対象とした特定の事件（監査テーマ）

債権管理に関する財務事務の執行について

なお、地方自治法 252 条の 30 第 1 項の趣旨に基づいて、甲府市監査委員に対し、令和 6 年 6 月 26 日、同事件の選定の旨を後掲の「事件を選定した理由」の概要を付して通知した。

3 監査の対象期間

原則令和 4 年度とし、必要に応じて、他の年度（過年度及び令和 5 年度）も対象とする。

4 事件を選定した理由

甲府市の一般会計の歳入規模は令和 5 年度 790 億円、令和 6 年度 808 億円であり、この予算から「第六次甲府市総合計画」（平成 27 年度～令和 7 年度）に掲げる都市像である「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」を実現するための事業が毎年度持続的に行われている。

また、甲府市は「甲府市行政改革大綱（2022～2025）」を策定し、「市民とともに未来へつなぐ市役所改革～時代へのニーズに対応した行政改革の実現を目指して～」の基本理念のもと、3 つの基本方針（持続可能な行政経営の実現、市民との協働の推進、多様な主体との連携の推進）を実現するため、6 つの施策を進めている（働き方改革の推進、人財育成の推進、デジタル化の推進、公共施設等マネジメントの推進、協働の仕組みづくりの推進、連携によるまちづくりの推進）。

行政改革は、多様化・複雑化する行政課題に対応し、行政サービスの一層の向上を図るために、組織制度や行政運営の在り方を見直し、適正化・効率化を図る取組であるが、「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」実現のための事業の実行にとって財源の安定的確保は必要不可欠である。

甲府市においても、少子・高齢化の進展や生産年齢人口の減少、歳入の伸び悩みが課題である。実際に、令和 4 年度の一般会計等の貸借対照表によれば、地方税等の当年度の収入未済額は長期延滞債権 7 億 83 百万円、未収金 5 億 93 百万円の合計 13 億 76 百万円となっており、地方自治体の自主財源となる地方税等の確保は行政改革の重要項目である。

「甲府市行政改革大綱」の基本理念が「市民とともに未来へつなぐ市役所改革」とあるように、行政改革は市民の信頼と安心が前提である。税金を負担する市民間の公平性と収入の安定的・継続的な確保の観点から債権の適正な管理及び回収がな

されることは、行政改革に対する市民の信頼と安心に資するものである。

そこで、「甲府市行政改革大綱」により目指される行政改革にとって重要な意義を有するものとして、債権管理に関する財務事務の執行について監査対象テーマに選定した。

5 監査の実施期間

令和6年6月26日から令和7年2月25日

6 監査対象機関

市民部収納推進課・人権男女参画課、福祉部長寿介護課・障がい福祉課・生活福祉課・健康保険課、子ども未来部子ども保育課・子育て支援課、まちづくり部住宅課、教育学事課

7 監査従事者

包括外部監査人	關 本 喜 文（弁護士）	
補 助 者	高 岡 敏 夫（公認会計士）	
補 助 者	中 島 大 督（弁護士）	
補 助 者	野 中 孝 憲（公認会計士）	
補 助 者	堀 内 寿 人（弁護士）	以上5名

なお、包括外部監査人は甲府市との間で、地方自治法 252 条の 36 第 1 項の規定に基づいて、令和6年4月1日付で包括外部監査契約書を調印している。また、包括外部監査人は甲府市監査委員に対し、令和6年4月22日、地方自治法 252 条の 32 第 1 項の規定に基づいて、上記各補助者に監査の事務を補助させたい旨の協議を申し出、甲府市監査委員から、令和6年4月26日付でこのことに異存ない旨の回答を得ている。

8 利害関係

上記包括外部監査人には、包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法 252 条の 29 の規定により制限されるべき利害関係（「自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件」に該当する利害関係）は存しない。

9 監査の視点及び指針

1 包括外部監査人の監査については、地方自治法 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項、並びにこれらの条文で引用される同法 2 条 14 項及び同 15 項に基づき、合规性（適法性）のほか、経済性・効率性・有効性（いわゆる「3E監査」）の視点で監査を行った。

（1）合规性（適法性）

事業が、関連法令や条例を遵守して行われているか。

(2) 経済性・効率性・有効性（いわゆる「3E監査」）

住民福祉の増進に寄与するものであるか検証するとともに、

①無駄な支出が行われていないか、財源の確保に努めているか（経済性）。

②最小の経費・労力で、成果を挙げているか（効率性）。

③所期の目的や趣旨に見合った成果が現れているか（有効性）。

2 本監査テーマについては具体的には、次の指針に基づき監査した。

(1) 債権管理体制は、関係法令及び規則等に従い、適切に整備、運用されているか。

(2) 債権の発生及び回収事務が、関連法令及び規則等に従い、適時に適切に行われているか。

(3) 収入未済額の把握状況と対策が、適切に行われているか。

(4) 債権の保全手続きは、適切に行われているか。

(5) 長期延滞債権に対して、適切に回収対応策を講じているか。

(6) 不納欠損処理は、適切に行われているか。

(7) 債権の収納率を高めるための施策を実施しているか。

10 監査の主たる実施方法等

1 対象の債権について、管理する担当課に対して、事前に調査項目に関するアンケート調査を行った（アンケート調査項目は後述）。その調査結果に基づき、担当者へのヒアリング、関係書類及び関係するシステムの閲覧並びに担当者からの意見聴取を繰り返すことにより、事業概況を正確に把握した上で、その分析を行った。

2 関係法令、条例及び内部規程等を把握し、これらに準拠した事業運営がなされているか確認を行った。

3 本報告書の表記について

(1) 年号については和暦を原則とした。ただし、事業期間の比較対照のため必要に応じて西暦を記載した。

(2) 端数処理は、表中の数値について単位未満を四捨五入しており、合計や差し引きが合わない場合がある。

(3) 条文の記載は、条や項の前に「第」はつけず（例：民法 166 条 1 項）、「地方自治法 231 条の 3 第 2 項」のような枝番の場合のみとした。

第2 監査対象の概要

1 地方公共団体における債権管理事務

(1) 地方公共団体における債権の定義及び区分

地方公共団体における債権とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利である（地方自治法 240 条 1 項）。

さらに、債権の発生原因に基づき、公法上の原因（法令または行政処分）に基づいて発生する債権である「公債権」と、私法上の原因（契約、不法行為等）に基づいて発生する債権である「私債権」に区分される。

これに加えて、「公債権」は、滞納処分の可否を基準に、滞納処分ができる「強制徴収公債権」と滞納処分ができない「非強制徴収公債権」に区分される。

上記の区分の意義は、後述するとおり、債権の時効（根拠法令、期間、完成猶予・更新など）、遅延損害金・延滞金の内容、徴収困難者への措置内容、債権回収の方法、債権放棄及び不納欠損処理など、債権ごとの管理業務の合規性判断に資する点にある。

(2) 地方公共団体における債権管理事務の概要

① 調定及び通知

地方公共団体の有する債権は、上記のとおり、法令、行政処分、契約等によって発生し、権利の実行によって、地方公共団体の収入、すなわち会計年度の歳入となる。そこで、地方公共団体は、地方自治法 231 条に規定するとおり、政令（地方自治法施行令）に定めるところにより、歳入の根拠を調査・決定（調定）し、納入義務者（納入）に対して納入の通知をしなければならない。

甲府市財務規則では、調定（同規則 41 条）、調定の時期（納期限の 10 日前まで。同 42 条）、納入の通知（納期限 10 日前までに納税通知書・納入書・納入通知書・納付書の交付。同 46 条）、納付又は納入の期限（納入通知日から 20 日以内。同 48 条）について規定している。

② 納入期限の履行と収入未済

納入による納期限内の指定金融機関等への払込みがあったときに納付義務は完了する。他方、納期限を過ぎても会計年度内に払込みがあれば収入済となるが、何らかの理由により会計年度内に払込みがない場合には収入未済として処理される。

甲府市財務規則では、納付義務の完了（同規則 52 条）、調定の繰越し（収入未済の滞納整理簿への科目、金額及び事由の記載。同 45 条）について規定している。さらに、歳入の未収金について不納欠損処分（調定された歳入の徴収不能の決算上の扱い）する場合には、部長が企画部長に合議の上、市長の決裁を受けることとなっている（同 57 条）。

③ 納付義務の未了と対応（債権管理）

甲府市では、上記①による納入通知に記載された納期限にしたがって納付義務の履行があった場合に、指定金融機関から市税その他の収入金の受入通知が会計管理者に

なされ、収納の整理（予算科目別の仕訳調査・収入日計表の作成、収納簿の作成。甲府市財務規則では 55 条に規定）がなされる。

このように、調定⇒納入への通知⇒納付義務の完了による収納の整理は、地方公共団体のいわば健全な債権管理にあたる。

他方、納期限を経過して納入が納付義務を履行しない場合に、地方公共団体が収入を確保するために債権の保全や回収を図ることこそが本監査対象のテーマの中心となる債権管理である。

2 債権毎の管理について

前述のとおり、公債権（強制徴収公債権と非強制徴収公債権）と私債権の区分の意義は、地方公共団体の債権管理にあたって、いかなる法律、政令、条例等に基づいて債権の保全・回収を行うかの判断について意義を有する。

債権の時効（根拠法令、期間、完成猶予・更新など）、遅延損害金・延滞金の内容、徴収困難者への措置内容、債権回収の方法、債権放棄及び不納欠損処理に関してまとめたのが以下の表である。

債権の種類	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権（契約、不法行為等に基づいて発生）
滞納処分による強制徴収の可・不可	○	×	×
時効（令和 2 年 4 月 1 日以降に原因となる法律行為がある場合）	5 年（地方自治法 236 条 1 項）⇒援用を要せず（同 2 項）当然に消滅する。また、時効利益の放棄は認められない（同 2 項）。		権利行使できることを知った時から 5 年（民法 166 条 1 項）、権利を行使できる時から 10 年（同 2 項）⇒債務者の援用必要
遅延損害金または延滞金	条例の定めによる延滞金（地方自治法 231 条の 3 第 2 項）		契約ないし法定利率による遅延損害金（民法 419 条 1 項）
督促（再督促＝催告だが時効更新の絶対効はない）	期限を指定しての督促（地方自治法 231 条の 3 第 1 項）⇒地方税は納期限後 20 日以内に督促状（地方税法 66 条・329 条等）⇒絶対的な時効更新（地方自治法 236 条 4 項） 地方税以外は、甲府市の場合は「甲府市税外収入の督促等に関する条例」により、納期限後 20 日以内に督促状。		期限を指定しての督促（地方自治法施行令 171 条、「甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則」では納期限後 20 日以内）⇒絶対的な時効更新（地方自治法 236 条 4 項）

履行期限経過後 の債権回収の 根拠規定	(地方税の滞納処分) 地方税法 68 条・331 条・373 条など国税徴収法の包括 的適用(同 47～147 条) 財産調査(納付能力の判断 材料の収集や債務者の財 産の有無や換価価値を調 査)(国税徴収法 141 条、142 ～147 条)	法的手続として①人的・物的担保の実行②債務名義による 強制執行③訴訟手続(地方自治法施行令 171 条の 2)。 ただし、徴収停止(同 171 条の 5)または履行延期の特約等 (同 171 条の 6)により履行期限を延長する場合その他特 別の事情がある場合は例外
	(その他の滞納処分) 地方自治法 231 条の 3 第 3 項(地方税の滞納処分の例 による)、国民健康保険法 79 条の 2、生活保護法 77 条の 2 第 2 項など 財産調査も地方税と同様	
分割による納付等 の扱い	事実上の分割払いの扱い ⇒「分割誓約書」、「納付 誓約書」には時効更新の効 果はあるが、遅延損害金 (延滞金)は発生し続ける。	履行延期の特約・処分(地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 項前段)、分割(同後段)、再度の特約・処分(同条 2 項。た だし、すでに発生した遅滞に係る損害賠償金・その他の徴 収金は徴収する。履行期限前の延期は可能)。 延長期間は 3 年以内、長くとも 5 年以内が相当(国の債権 の管理等に関する法律 25 条参照)。前提として債務承認と なり、時効更新の効果
徴収困難者への措 置(債権放棄以外)	(地方税) 徴収猶予(地方税法 15 条) 換価の猶予(同 15 条の 5・ 6) 滞納処分の執行停止(同 15 条の 7)	①徴収停止(地方自治法施行令 171 条の 5)⇒債権の消滅 には別途債権放棄・免除の措置、あるいは時効消滅。 ②履行延期の特約・処分(同 171 条の 6) ③免除(同 171 条の 7)、個別法令(母子及び父子並びに寡 婦福祉法 15 条)・条例によることも可
	(その他) 徴収の猶予⇒条例により 可。換価の猶予・滞納処分 の執行停止は、地方税の滞 納処分の例によることから可能。	
債権放棄	(手続き) ①議会の議決(地方自治法 96 条 1 項 10 号)	

	②債権管理条例等の条例に基づくもの(同「条例の特別の定め」):①のハードルが高いこと、免除(同施行令 171 条の 7)の要件が厳しい、私債権では債務者の時効援用がない限り消滅しない。	
不納欠損処理 (既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の扱いで、法的効果なし)	(会計上の処理との一致) ①時効が完成した場合 ②債権放棄があった場合	(会計上の処理との一致) ①債務者による消滅時効の援用があった場合 ②消滅時効が完成、破産免責など、徴収が不能もしくは著しく困難である場合に債権放棄または免除があった場合

3 甲府市の債権状況について

(1) 令和 3 年度及び令和 4 年度の財務書類からみた甲府市の資産としての債権の状況

甲府市においても、平成 20 年度決算から総務省改訂モデルにより財務書類を作成し、平成 28 年度決算からは、平成 27 年 1 月 23 日に総務省から通知された「統一的な基準による地方公会計の整備促進」に基づき、統一的な基準により財務書類を公表してきた。地方公共団体は予算の適正な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しているが(官庁会計)、複式簿記・発生主義会計の考え方をを用いる統一的な基準による財務書類を作成することにより、官庁会計における「歳入歳出決算書」を補完する役割が果たされている。

貸借対照表において、債権は、固定資産のうちの投資その他の資産の長期延滞債権及び長期貸付金、並びに流動資産のうちの未収金が該当する。

甲府市の長期延滞金、長期貸付金、未収金の状況は次のとおりである。

			百万円	
一般会計等	R2 期末	R3 期末	R4 期末	
長期延滞債権	4,830	4,573	783	地方税等の未収金のうち 1 年を超えて回収がなされていないもの
長期貸付金	△32	6	3,762	公営企業会計への貸付金や住宅新築資金の貸付金等のうち流動資産に区分されるもの以外
未収金	499	562	593	地方税等の収入未済額のうちその年度に新たに発生したもの(当年度末の収入未済額は長期延滞債権+未収金)
徴収不能引当金	△181	△135	△133	未収金や貸付金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額(不納欠損額)を見積ったもの
合計	5,116	5,006	5,005	

連結財務諸表	R2 期末	R3 期末	R4 期末	(一般会計等＋特別会計等＋事務組合等)
長期延滞債権	5,423	4,980	1,119	
長期貸付金	△177	△1,128	1,402	
未収金	4,146	4,240	4,459	
徴収不能引当金	△475	△256	△248	
合計	8,917	7,836	6,732	

なお、一般会計等、特別会計・企業会計など連結財務諸表の対象となるのは次のとおりである。

一般会計等の範囲	一般会計 住宅新築資金等貸付事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
特別会計・企業会計	国民健康保険事業特別会計、交通災害共済事業特別会計、介護保険事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、浄化槽事業特別会計、地方卸売市場事業会計、病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、簡易水道等事業会計
その他連結財務諸表に含まれるもの	地方三公社、第三セクター等、一部事務組合・広域連合

上記のとおり、令和４年度期末の一般会計等における資産としての債権額は 50 億 500 万円で、甲府市の一般会計等の資産全体の金額 1,955 億円の 2.6%にすぎないが、投資その他の資産及び流動資産の合計 268 億円のうちでは 18.6%を占める。

長期貸付金を除く一般会計等における当年度末の収入未済額は、地方税等の未収金のうち 1 年を超えて回収がなされていない長期延滞債権と地方税等の収入未済額のうちその年度に新たに発生した未収金であるところ、この収入未済額のうち、新たに発生した未収金の大きさは、調定⇒納入への通知⇒納付義務の完了による収納の整理という、地方公共団体のいわば健全な債権管理がなされていることの証しになるものである。甲府市の未収金については、令和２年度期末から令和４年度期末の傾向をみれば僅かながら増加傾向にある。

他方、1 年を超えて回収がなされていない長期延滞債権については、令和２年度期末から令和４年度期末に大幅な減少がみられる。これは、令和２年度期末及び令和３年度期末の長期延滞債権に住宅新築資金等貸付事業に基づく貸付債権の過年度分の収入未済額がそれぞれ含まれており、これらが令和４年度期末においては長期貸付金に振り分けられたためである。住宅新築資金等貸付事業に基づく貸付債権の過年度分の収入未済額については、令和２年度期末から令和４年度期末まで約 37 億円と変わらないことからすれば、これを除く長期延滞債権の金額は、令和２年度期末が約 11 億円、令和３年度期末が約 8 億円とな

り、令和４年度期末にかけて漸減傾向にある。

次に、収入未済額（１年を超えて回収がなされていない長期延滞債権とその年度に新たに発生した未収金）の債権の内容は具体的にどのようなになっているかについて、甲府市の令和４年度決算書（一般会計、特別会計）から抽出した。

（２）令和４年度決算における収入未済について（不納欠損額を含む）

令和４年度決算における収入未済額（貸借対照表上の長期延滞債権及びその年度に発生した未収金）が発生している債権の内訳は次のとおりである。

①一般会計について

款	項	不納欠損額	収入未済額	内容	所管課
1	市民税	33,132,971	219,375,992	地方税	収納推進課
	個人（現年課税分）	105,195	84,661,374		
	個人（滞納繰越分）	32,119,460	111,556,319		
	法人（現年課税分）		6,584,971		
	法人（滞納繰越分）	908,316	16,573,328		
	固定資産税	61,613,924	450,902,127	地方税	収納推進課
	現年課税分	1,398,750	125,526,510		
	滞納繰越分	60,215,174	325,375,617		
	軽自動車税	3,987,427	28,001,599	地方税	収納推進課
	種別割（現年課税分）		10,119,219		
	（滞納繰越分）	3,987,427	17,882,380		
	都市計画税	12,255,796	88,216,845	地方税	収納推進課
	現年課税分	280,684	24,836,794		
	滞納繰越分	11,975,112	63,380,051		
12	分担金及び負担金	2,466,900	10,368,510		
	民生費負担金				
	社会福祉費負担金		7,398,300	老人保護措置費自己負担金	長寿介護課
	児童福祉費負担金	2,466,900	2,970,210		
	【以下内訳】		59,020	副食費利用者負担金	子ども保育課
		2,466,900	2,911,190	保育所運営費保護者負担金	子ども保育課
13	使用料及び手数料	0	245,815,038		
	児童福祉使用料		84,026	行政財産目的外使用料（電柱等）	子ども応援課
	保健衛生使用料		1,001,020	墓地使用料	公園緑地課
	住宅使用料		244,588,392	住宅使用料	住宅課
	専門学校使用料		141,600	授業料	商科専門学校事務局
20	諸収入	10,000	285,131,943		
	実費徴収金		8,965,625	学校給食費	学事課
	雑入	10,000	276,166,318		
	【以下内訳】	10,000		児童手当返還金	子育て支援課
			41,839	電気使用量按分	子ども応援課
			2,598,700	放課後児童クラブ保護者負担金	子ども保育課
			5,818,481	児童扶養手当返還金	子育て支援課
			715,607	消防団員共済掛金返還金	消防本部人事課
			13,057,979	障害児通所支援給付費返還金	障がい福祉課
			248,637,224	生活保護費返還金	生活福祉課
			5,296,488	財産処分に伴う補助金返還金	長寿介護課

②特別会計について

国民健康保険事業特別会計					
1	国民健康保険料	146,915,573	569,074,987	保険料	健康保険課
	一般被保険者国保料	145,975,128	568,649,330		
	医療給付分現年度分		187,237,247		
	後期高齢者支援金分現年度分		55,194,067		
	介護納付金分現年度分		26,227,001		
	医療給付分滞納繰越分	102,811,432	208,991,701		
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	28,790,087	60,053,109		
	介護納付金分滞納繰越分	14,373,609	30,946,205		
	退職被保険者等国保料	940,445	425,657		
	医療給付分滞納繰越分	623,883	287,167		
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	161,784	68,192		
	介護納付金分滞納繰越分	154,778	70,298		
9	諸収入	4,003,631	6,957,007		
	一般被保険者第三者納付金	3,298,119	0		
	一般被保険者等返納金	699,905	6,957,007		
	退職被保険者等返納金	5,607	0		
住宅新築資金等貸付事業特別会計					
2	諸収入	0	3,788,564,940	貸付金	人権男女参画課
	貸付金元利収入（住宅新築資金等貸付金元利収入）	0	3,788,564,940		
介護保険事業特別会計					
1	保険料	25,381,182	54,873,526	保険料	長寿介護課
	介護保険料	25,381,182	54,873,526		
	第1号被保険者保険料	25,381,182	54,873,526		
	現年度分特別徴収保険料		0		
	現年度分普通徴収保険料		25,662,835		
	滞納繰越分普通徴収保険料	25,381,182	29,210,691		
9	諸収入	0	2,594,333		
	雑入				
	返納金		2,486,333	介護報酬の返還金・高額介護サービス費の過払い分の返還金	
	雑入		108,000		
農業集落排水事業特別会計					
1	使用料及び手数料	0	128,740	施設使用料	農政課
	農業集落排水施設使用料現年分		128,740		
後期高齢者医療事業特別会計					
1	後期高齢者医療保険料	2,068,949	11,122,516	保険料	健康保険課
	普通徴収保険料（現年分）		6,852,610		
	（滞納繰越分）	2,068,949	4,269,906		
浄化槽事業特別会計					
1	使用料及び手数料		49,060	施設使用料	環境保全課
	浄化槽使用料現年分		15,460		
	滞納繰越分		33,600		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
3	諸収入	0	21,474,691	貸付金	子育て支援課
	元金収入		21,323,740		
	利子収入		150,951		

4 監査対象債権の抽出

(1) 対象債権の抽出の基準

前述のとおり、調定⇒納入への通知⇒納付義務の完了による収納の整理は、地方公共団体のいわば健全な債権管理にあたり、他方、納期限を経過して納入が納付義務を履行しない場合に、地方公共団体が収入を確保するために債権の保全や回収を図ることこそが本監査対象のテーマの中心となる債権管理業務である。

そこで、上記の令和4年度決算書（一般会計、特別会計）に、「収入未済額」または「不納欠損額」が計上されており、その金額が200万円以上のものについて、監査対象とすることとした。

(2) 対象債権の内容

対象債権は次のとおりである。

番 号 ※	監査対象債権名	監査対象課
一般会計		
1	1 款 1 項・市民税	市民部 収納推進課
2	1 款 2 項・固定資産税	市民部 収納推進課
3	1 款 3 項・軽自動車税	市民部 収納推進課
4	1 款 6 項・都市計画税	市民部 収納推進課
5	1 2 款 2 項 1 目 1 節・社会福祉費負担金中 老人保護措置費自己負担金	福祉部 長寿介護課
6	1 2 款 2 項 1 目 2 節・児童福祉費負担金中 保育所運営費保護者負担金	子ども未来部 子ども保育課
7	1 3 款 1 項 6 目 3 節・住宅使用料	まちづくり部 住宅課
8	2 0 款 5 項 5 目 2 節・実費徴収金	教育部 学事課
9	2 0 款 5 項 5 目 3 節・雑入中 放課後児童クラブ保護者負担金	子ども未来部 子ども保育課
10	2 0 款 5 項 5 目 3 節・雑入中 児童扶養手当返還金	子ども未来部 子育て支援課
11	2 0 款 5 項 5 目 3 節・雑入中 障害児通所支援給付費返還金	福祉部 障がい福祉課
12	2 0 款 5 項 5 目 3 節・雑入中 生活保護費返還金	福祉部 生活福祉課
13	2 0 款 5 項 5 目 3 節・雑入中 財産処分に伴う補助金返還金	福祉部 長寿介護課

特別会計		
14	国民健康保険事業特別会計中	福祉部 健康保険課
	1 款 1 項・国民健康保険料、9 款 2 項・雑入	
15	住宅新築資金等貸付事業特別会計中	市民部 人権男女参画課
	2 款 1 項・貸付金元利収入	
16	介護保険事業特別会計中	福祉部 長寿介護課
	1 款 1 項・介護保険料、9 款 2 項・雑入	
17	後期高齢者医療事業特別会計中	福祉部 健康保険課
	1 款 1 項・後期高齢者医療保険料	
18	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計中	子ども未来部 子育て支援課
	3 款 1 項・貸付金元利収入	

※第 3 の 2 の債権毎の監査結果の番号（2－〇）に対応する。

（3）アンケート調査の実施

前述のとおり、次の 7 つの指針により監査を行うこととしたことから、この指針に沿ったアンケートを対象債権について各担当課に対して実施した（6 月 28 日～7 月 9 日）。

- (1) 債権管理体制は、関係法令及び規則等に従い、適切に整備、運用されているか。
- (2) 債権の発生及び回収事務が、関連法令及び規則等に従い、適時に適切に行われているか。
- (3) 収入未済額の把握状況と対策が、適切に行われているか。
- (4) 債権の保全手続きは、適切に行われているか。
- (5) 長期延滞債権に対して、適切に回収対応策を講じているか。
- (6) 不納欠損処理は、適切に行われているか。
- (7) 債権の収納率を高めるための施策を実施しているか。

（アンケート内容）

A	（不納欠損・収入未済のあるものを）対象とする各債権について	
	1	債権の概要
		(1) 債権名
		(2) 所管課・担当（記入）者
		(3) 根拠法令・条例・規則
		(4) マニュアル（有の場合はその名称）
	2	債権の種類（例：国民健康保険であれば強制徴収公債権）
	3	債権に関する制度の概要（例：国保法に基づく国保制度）

	4	債権の特徴（例：国保法 76 条に基づく保険料、世帯主が無収入でも賦課され、徴収困難な場合あり）。
B	（各監査対象債権について）債権管理体制の整備状況・運用状況	
	5	債権管理事務を専ら担当する職員の人数、職務分掌はどうなっているか。
	6	職員の経験及び異動時期は考慮されているか。
		(1) R2 年度の職員構成（経験年数・職位）
		(2) R3 年度の職員構成（経験年数・職位）
		(3) R4 年度の職員構成（経験年数・職位）
	7	調定から回収（債権の消滅）及び残高管理までの一連の事務処理の手続きはどうなっているか。債権管理システムを導入している場合にはシステムをどのように活用しているか。
	8	所管課担当者が直接、債務者から現金で収納を受ける場合はあるか。ある場合に現金事故対応の取組はなされているか。
	9	債権回収促進に向け、全庁的な取組方策の検討が行われ、組織的な管理手法（定期的な会議などによる関係職員の情報共有、所管課における目標の設定、問題案件の指定、研修受講による知識の蓄積など）は行われているか。
	10	回収業務に関して、外部委託業者に委託しているか。委託の場合の開始年度、業者名、選定方法、委託料、回収額（成果）はどうか。委託先に対する監督が行われているか。
C	債権管理に必要な規程類の整備運用	
	11	債権管理に係る規程類、マニュアル等は整備されているか。
	12	債権管理に関する一連の事務フローは、関連する法令等、規程類及びマニュアル等に沿った事務が行われているか。
	13	関連する法令、マニュアル等が実務から乖離し、実務上の障害（有効性、効率性の観点）が発生しているか、もしくは実務上は度外視されている事項はないか。
D	債権発生前の対応	
	14	収納方法の多様化推進、口座振替の励行、天引き可能な場合の当該仕組みの活用など、市民が自発的に納付しやすくなるような環境整備が行われているか。
	15	滞納予防策（誓約書や個人情報利用許諾書等の徴収、延滞金徴収の事前周知、連帯保証人の設定など、そもそも債権が発生しないようにする工夫）が実行されているか。

	16	債権発生前の前段階で回収可能性に係る審査（財産、収入、家族構成、他の徴収金の滞納状況など）ができる場合は、審査を行い対応しているか。
	17	賦課事務が徴収事務に影響を与えているような場合はないか。
	18	調定のタイミングがその後の徴収事務に影響を与えている場合はないか。
E	履行期限到来前の対応	
	19	債権管理台帳等を整備し、債務者の現況を把握した上で、記載内容の充実を図るとともに、適時に更新されているか。
	20	債権管理台帳等により、すべての履行期限の把握は行われているか。
	21	徴収漏れが発生し得る状況、事象等はないか。過去に徴収漏れが発生している場合、具体的な内容及びその再発防止策を施しているか。
F	滞納発生後の対応	
	22	延滞債権の把握、管理、督促事務に関して一連の事務処理手続きはどうなっているか。
	23	直近３年の滞納処分の実績（件数、対象債権額、実回収額）はどうなっているか。
		(1) 令和２年度
		(2) 令和３年度
		(3) 令和４年度
	24	滞納発生時における督促等の対応は法令、規程類に沿って行われていることが確認されているか。
	25	滞納発生初期段階での対応（電話等による早期の接触、納付相談への誘導など）は行われているか。
	26	債権管理台帳等を活用し、個別の滞納事案について、納付勧奨に係る計画を策定し、進行管理を行っているか。
	27	滞納処分及び法的措置による強制執行が法令、規程類に沿って実行されているか。
	28	延滞金及び遅延損害金は法令、規程類に則って計算され徴収されているか。
	29	収納率向上策に関するＰＤＣＡ（計画・実行・評価・対策改善）サイクルは行われているか。
	30	誓約書や分割納付計画書など支払を約する文書の徴収、保管は行われているか。
	31	時効の管理は行われているか。
G	債権管理の実効性の確保	

	32	催告後、債権の保全のため、財産調査及び所在調査を実施しているか。調査方法はどうか。
	33	調査の結果、個別の債権の状況を把握し、債務者等の資力があり回収を進めるべき債権と、資力が見込めないため整理すべき債権に区分するなど、対応の重点化が行われているか。
	34	債務者への対応は、発生原因の別、常習非常習の別等に応じて、戦略的に行われているか。
	35	債務者等の資力から判断して支払が困難であることが判明した場合、債務免除、減免、徴収停止などの徴収緩和策が法令等に則って（要件該当性の確認はなされているか）、かつ、実効性を考慮して適用されているか。
	36	他所管課との債務者に関する情報共有により、手続きの重複を避けた効率的な債務者への対応が行われているか。
H	不納欠損及び債権放棄	
	37	不納欠損対象債権の把握から対象債権決定、承認、不納欠損処理までの一連の事務処理の手続きはどうなっているか。
	38	不納欠損処理は法令等に則り適時に行われているか。本来不納欠損処理をすべき債権はあるか。ある場合に不納欠損処理が困難となっている理由、要因は何か。
	39	債権放棄は法令等に則りなされているか。事務手続きはどうなっているか。

第3 監査の指摘事項及び意見

1 監査結果としての指摘・意見のまとめ

本報告書において、「指摘」とは、今後甲府市において何らかの措置が必要と認められる事項であって、主として事務が法規性に反している場合や著しく適正を欠いている場合を指摘している。

また、「意見」とは、指摘事項に該当しないものの、前記第1の9「監査の視点及び方針」に鑑みて、財務事務の執行及び事業の管理の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであって、甲府市がこの意見を受けて何らかの対応を行うことを期待するものである。

これらの概要は以下のとおりで、指摘事項は13件、意見は44件で、合計57件である。

内 容	区分	本書頁
1～4 市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税		
①業務処理におけるリスク・統制の識別及び統制の運用		
総括的な業務記述書・フローチャートは作成されていないが、市税徴収員取扱要綱、徴収員による訪問徴収業務等の手順、徴収員による訪問徴収業務等のフローチャート、預貯金差押事務の全体の流れ、滞納管理システムのオペレーションマニュアル、山梨県総合県税事務所徴収職員研修他の研修資料他の各書類により業務処理がなされている。しかし、内部統制上は、業務処理を実施することによるリスク（正確性リスク・網羅性リスク・正当性リスク他）及びリスクを低減する統制活動（承認・レビュー・職務分掌・ローテーション他）を識別、文書化するとともに、統制活動が実際に運用されることを保証するチェックリスト等を作成することが必要である。	意見	37
②起案用紙（徴収猶予許可通知書の送付について）に係る添付書類		
起案用紙による徴収猶予の上長の決定・協議にあたっては、実質的に滞納者の生活状況の的確な把握に努めているが、滞納者の支払能力の数値化された情報が必要不可欠であることから、個人滞納者の場合は、収入の内訳・合計額及び支出額の内訳・合計額が一覧できる定型的なテンプレートとしての「生活状況確認表（1か月分）」を添付することが望ましい。	意見	37
③滞納処分の停止の取消しに係る承認等の必要		
どのような場合にどのような情報により滞納処分の停止の取消しを行うかをとりまとめ、それを文書化し（例えば、生活保護受給の停止の場合には、生活福祉課より「各課連絡票」を入手する等）、担当者の滞納管理システム入力前に上長の承認を受ける、担当者の滞納管理システム入力後に定期的に「執行停止一覧」を出力し上長がモニタリングする等の統制の構築及び運用が必要であ	指摘事項	38

る。		
5 老人保護措置費自己負担金		
①滞納債権の適切な管理		
滞納者から分納誓約書の徴求がなされない、消滅時効更新のための督促が適時に行われない、消滅時効が成立した債権については不納欠損処理が行われないなど、時効管理が適切に行われてこなかったことが判明した。予定される消滅時効及び不納欠損処理マニュアルの作成により、滞納債権の適切な管理を行うよう求める。	指摘事項	41
②扶養義務者からの積極的な徴収		
入所措置にあたっては、扶養義務者から扶養義務承諾書を徴求しており、扶養義務者において負担金を弁済することが可能な資力を有しているのであれば、扶養義務者に対して積極的に督促し、徴収を試みることも検討すべきである。	意見	42
③滞納者の相続人からの積極的な徴収		
公平性の観点からすれば、滞納者が死亡した場合、滞納者の相続人にも積極的に督促し、徴収を試みることも検討すべきである。	意見	42
6 保育所運営費保護者負担金		
①甲府市保育料滞納対策実施要領の改正		
甲府市保育料滞納対策実施要領は、「甲府市保育料徴収規則」（昭和 56 年 3 月規則 24 号）によっている（同実施要領 2 条）が、「甲府市保育料徴収規則」は、「甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則」（平成 27 年 3 月 31 日）の附則 2 条により廃止された。したがって、同実施要領については、同条例施行規則に沿って、速やかに改正がなされなければならない。	指摘事項	46
②延滞金の徴収		
延滞金の徴収は、条例の定めにより徴収することになっており（地方自治法 231 条の 3 第 2 項）、「甲府市税外収入の督促等に関する条例」4 条によれば「徴収する」ことになっているものの、延滞金の徴収がなされていない。また、延滞金は納期限の翌日から発生し存在していることから、少なくとも、本税が完納され確定した延滞金については、年度末で調定を行い、債権として適切に管理すべきである。	指摘事項	46
③債権管理に使用しているエクセル表の管理取扱規程作成		
記載に関する取決め（記入項目の内容、記入及び訂正権限の定め、リストからの消去の基準、正確性についてチェックする責任者、チェックする項目及びチェック時期の定めなど）がないことから、担当者の交代などで引継ぎがなされる際に正確性に問題が生じる可能性もありうる。現状問題は発生しておらず、	意見	47

担当者が不在の際に他の係の者が滞納者の電話などに対応した際に情報を記入することにより、常に新しい情報を補充して債権管理を行っているとしても、速やかにエクセル表の管理取扱規程を課において作成すべきである。		
④不納欠損処理の要件（居所不明の判断基準の明確化）		
居所不明を理由とする場合がほとんどである（不納欠損処理の 85%）とのことであるが、住民票の確認、自宅訪問などを行い、所在確認が困難な場合に不納欠損処理の対象と判断しているが、これに関するマニュアルなどは存在しない。居所不明の一応の判断基準をマニュアル化するなどすべきである（処理の公正・公平性の確保）。	意見	47
⑤延滞金の不納欠損処理		
延滞金については債権としては発生し、延滞金額の計算も可能である。例えば、毎年度に未収の本債権について年度末にいくらの延滞金が発生しているかの計算を行い、未収の延滞金の全体額を把握することは債権管理上可能であることから、最終的に不納欠損の対象となる本債権について発生している延滞金の額を本債権の不納欠損にあたり計算することも可能である。その上で、本債権とともに不納欠損の対象として議会の審議に付することを検討すべきである。	意見	48
⑥債務者から提出を受けた文書の保管管理		
分納期間は 4 年以下とし、分割納付の金額が 3,000 円を目安としているとのことであるので、文書の保存期間に問題が生ずることはないと思われるが、不納欠損処理自体が時効期間満了後になることから、分割金が滞納となるなどして債権管理が分納計画書の文書保存期間の 5 年を超えて管理が継続している場合には保存期間を延長するとともに、文書保存の有無もエクセル表による管理を行うべきと考える。	意見	48
7 住宅使用料		
①滞納賃料の連帯保証人への直接支払請求		
明渡し要件である 3 か月以上の長期の滞納（甲府市市営住宅条例 43 条）があったり、分割納付が遵守されていなかったり、賃借人の死亡・所在不明の場合や住宅明渡し後になお滞納賃料が残存している場合等については、連帯保証人にその責任を自覚させ、その担保的役割を十分機能させるためにも、公営住宅の管理適正化の観点からも、連帯保証人に請求すべきである。	意見	52
②賃借人（場合によっては連帯保証人）への法的措置の検討		
著しい減収・病気・災害等による社会的弱者と評価しうる入居者については、賃料の減免・徴収猶予の制度（甲府市市営住宅条例 18 条）や生活保護の申請など、別途、救済手段を考えることも可能である。したがって、正当な理由なく、書面送付による催告に応じない賃借人や連帯保証人に対しては、躊躇うことなく、顧問弁護士等と十分協議した上、法的措置をとることを検討すべきである。	意見	53

③賃借人死亡の場合の相続人に対する請求の検討		
甲府市市営住宅使用料滞納整理方針には、賃借人が死亡した場合の相続人への請求に関する記載は一切ないが、死亡による住宅明渡しの際など相続人などの親族が立ち会う場合もあり、そうした機会に相続人情報を得たり、事実上支払を打診することも含め、速やかに相続人調査を行い、相続人に対し滞納賃料等の請求をすべきである。確かに、相続人が家庭裁判所に対し相続放棄の申述をする場合もあるが、相続人全員が放棄すれば、責任財産が見当たらない限り、回収不能な債権と評価して後述する不納欠損処分基準に加えることも可能となろう。	意見	53
④甲府市市営住宅使用料不納欠損処分基準による処理の推進		
納付義務者と連帯保証人が死亡した場合等において不納欠損処理を行っているが、上記処分基準第2第1号記載の消滅時効が援用されている債権については、不納欠損処理を行っていない状況にある。この点については、早急に是正し、上記処分基準を満たす債権については速やかに不納欠損処理をすべきである。	指摘事項	54
⑤同処分基準にすべての相続人の相続放棄を加えることの検討		
相続人に対する請求を行うことで、できる限りの債権回収を図るとともに、相続が放棄されたことによって事実上回収可能性がなくなった債権を処理すべく、上記処分基準に「すべての相続人が相続を放棄したとき」を新設することも検討すべきである。	意見	54
8 学校給食費		
①不納欠損処理の基準及び債権管理条例の必要性		
令和4年度の公会計化に伴い、一般財団法人甲府市学校給食会から令和2年度、同3年度の債権288万円の譲渡を受けたが、未収金及び不納欠損の状況からみると、債権譲渡を受けた分については、5年間の消滅時効の期間が経過した段階で時効援用がなされずに債権放棄もできずに残存する未納債権が発生する可能性がある。そこで、遅延損害金を含む私債権の放棄を定める債権管理条例を制定し、不納欠損処理の基準を明確化すべきと考える。	意見	59
②分納の期間、金額の基準の把握		
現時点で分納はなく、分納期間や分納金額は保護者の状況によって対応することとしている。これについては、債権者の市としては、一定の目安をもっていることが必要である。世帯の主たる所得者の収入金額と家族構成などから衣食住にかかる固定費の金額を各種統計資料から計算し、分納総額を概ねの期間で分割し、1か月当たりの分納金額の目安を把握しておくことが必要である。	意見	59
③債務者からの文書の管理規程の作成		

債務者から提出された実際の文書の保管管理に関する項目が存在しない。これらの文書が文書管理規程のどの文書にあたり、保存期間や保存方法、管理状況を確認する時期（年1回のいつの時期か）について、あらかじめ規定しておくことが必要である。	指摘事項	59
④遅延損害金の徴収の適正化		
公債権の延滞金について定める「甲府市税外収入の督促等に関する条例」に定めがないことから徴収を行っていないとの誤った認識があった。地方自治法施行令171条の6第2項によれば、民法上発生する遅延損害金の徴収を行わないことは合规性に欠けることとなる。個別の債権管理においては、遅延損害金がいくら発生しているかを踏まえた上で、その未徴収が本債権の徴収を優先するためという判断として妥当かどうかの検討が行われなければならない。その上で、最終的に遅延損害金を徴収できずに放棄の上、不納欠損処理を行わなければならない場合には、放棄の処理基準として、債権管理条例を制定することを検討すべきである。	指摘事項	59
9 放課後児童クラブ保護者負担金		
①債務承認の書式の作成		
分納については、実際の例（令和5年度2件）を確認したところ、任意の様式で提出されており、いつの、どの滞納分の金額（総額）を支払うかの確認文書がなく、債務承認としての時効更新（民法152条）の要件充足に疑問を生ずる。したがって、分納の申請書や分納計画書については、書式を整え、債務承認に欠けることのないようにしなければならない。	指摘事項	63
②債権管理マニュアルの作成		
年度当初の4月に負担金徴収計画が作成され、これに基づき負担金の徴収が実施されているが、毎年の計画書でなく債権管理マニュアルを作成し、債務者から提出される文書の管理方法（保存場所や保存期間など）も規定するなど必要な書式を整えることが適当である。	意見	64
③遅延損害金の管理		
遅延損害金については、本債権が私債権であるので民法により発生するが、滞納者の経済状況は収入に比して小学生の子どもに係る費用の割合が高くなるなど、滞納者の生活状況等を考慮して請求を行っていない。しかしながら、甲府市の債権としては、遅延損害金が納期限の翌日から発生していることから、同債権を管理する必要がある。仮に僅かであっても分納の際に、遅延損害金の支払条項を定め（例：滞納した負担金の分納が終了した際には速やかに遅延損害金を支払うこととし、その支払方法は分納終了時に別途協議する。）、遅延損害金債権について滞納者との間で明らかにしておく必要がある。	指摘事項	64
④私債権の不納欠損処理の基準の作成及び債権管理条例の制定		

不納欠損処理を行った事例や債権放棄の事例はないとのことであるが、私債権の不納欠損処理を行っても、債権自体については債務者による消滅時効援用や債権放棄の手続について議会承認などハードルが高く、債権（遅延損害金を含む）が未納のまま長期間残存することになりかねない。仮に分納整理を行っても、児童が学校を卒業後、保護者の居所が不明となり、回収が困難になる事例も出現しうる。そこで、不納欠損処理の基準の策定と私債権の場合の債権放棄についての債権管理条例の制定は検討すべき課題である。	意見	64
1 0 児童扶養手当返還金		
①債務者から提出を受けた文書の管理規程の整備		
債務者から提出を受けた文書については年度毎にファイルで保管しているが、その管理規程（保管される文書の内容、保管期間、毎年度の内容確認等）を「返還金台帳」と並んでガイドラインに規定すべきである。	意見	67
②内払調整の債務者の合意の法的意味		
過払いが発生し、その後に支払う手当がある場合は、返還金を当該手当の内払金とみなすことができる（児童扶養手当法 31 条）。いわゆる「できる」規定となっていることから、債務者の承諾を得る運用がなされているものと思われるが、債権管理上、承諾は児童扶養手当法上の要件でないことは踏まえておくべきである。	意見	67
③返還金発生の原因究明と対策		
制度上、返還金発生は不可避とも考えられる。しかしながら、返還金には幅があり、金額が 80～100 万円にも上る場合が散見され、分納の割合が多いことから、収納率が低くなりがちである。金額が多い案件については、なぜ返還金が発生したかの分析も行い、今後の対策も検討すべきである。	意見	68
1 1 障害児通所支援給付費返還金		
①過誤処理と返還金処理の基準検討		
過誤の金額が多かったことから返還金処理を行ったとのことであるが、過誤処理か返還金処理かの選択について、今後の同種事例への対応のため、金額基準のほか、対象事業所の規模、返還期間、返還金額などについて、基準を検討すべきである。	意見	70
②債権処理のガイドラインの書式の整備		
債権処理のガイドラインがまとめられ、返還金台帳の整備（記載すべき事項の明記）のほか、「履行延期及び分割納付申請書」、「履行延期及び分割納付承認決定通知書」などの書面にも触れている。そこで、これらの書面の書式についてもガイドラインに記載するとともに、令和 4 年度の未収債権について分納にあたり債務者から提出された「債務確認承認書兼納付誓約書」の書面も有用であるので、必要な書面に関する書式もガイドラインに掲載すべきである。	意見	70

1 2 生活保護費返還金		
①債権管理マニュアル等への改正民法の反映		
債権管理マニュアル等に民法の改正点が反映されていない部分が見受けられた。改正民法によれば、改正前の「中断」ないし「停止」の概念は、「更新」ないし「完成猶予」に再構成されており、民法改正に合わせて地方自治法 236 条も整備されている。また、改正民法施行日前に生じた債権であっても、施行日後に更新（中断）・完成猶予（停止）の事由が生じたときは改正法を適用することになっている（附則 10 条）。さらに、改正民法では、「協議を行う旨の合意による時効の完成猶予」の制度が導入され、当事者から「承認」を得られない場合であっても、時効完成を回避する方法もあることから、債権の適切な管理を行うため、改正民法が的確に反映された上記債権管理マニュアル等の改訂を速やかに行うべきである。	指摘事項	73
②期限内の督促状発送の励行		
督促状は、時効の更新（中断）の効力を有する（地方自治法 236 条 4 項）重要な法律行為であり、また、滞納整理や時効管理の観点からも、全件において定められたとおり期限内に発送されるべきである。	意見	74
③相続人がいる場合には速やかに相続人に請求		
相続人に請求することによって、相続を放棄しない或いは放棄できない相続人と納付の交渉を始めることができ、また、すべての相続人が相続を放棄するのであれば、これをもって不納欠損処理をすることができることになる。相続人への請求は、処理を進めるためにも速やかに行うべきである。	意見	74
④不納欠損処分の処理基準を満たす債権の会計年度毎の適切な処理		
不納欠損処分手続は、債権管理担当が毎年度 1 回年度末に行うこととなっている。他方で、不納欠損処理状況を見ると、令和 3 年度まで 1,500 万円程度であったものが令和 4 年度は 0 円となり、令和 5 年度は約 6,200 万円となっている。この状況の経緯については、令和 4 年度にデータを整理した際、前年度以前にすでに時効が完成している債権が複数判明したことから、同年度を調査期間とし上記処分基準に該当する債権を精査したため、同年度は 0 円となっているとのことである。今後は、各年度において随時適切に処理されたい。	意見	75
1 3 甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金返還金		
①遅延損害金や加算金について規定		
甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金交付要綱において、遅延損害金や加算金に関する規定はない。公平性の観点からすれば、事案の性質によっては、遅延損害金や加算金を賦課することができる規定を設けることも検討すべきである。例えば不正受給等による補助金交付決定の取消しにより返還金が発生した場合には、加算金を賦課する規定を設けることも考えられる。また、	意見	78

分納を誓約した債務者が滞納した場合には、遅延損害金を賦課する規定を設けることも検討すべきである。		
②長期にわたる分納の場合の履行確保の手段を検討		
長期にわたる分納となるケースは、事業者であった法人に分納を確実に履行するために必要な収入や資産が見込まれないことから、長期にわたる分納をせざるを得ない事案であると思われる。そのような場合には、確実な履行を確保するため、例えば、代表者の保証や担保の提供を求めるといった対応も検討すべきである。	意見	79
1 4 - 1 国民健康保険料		
①不動産の調査及び差押えの実行		
債務者が催告等に応じず滞納が続く場合に、債務者の財産を調査し、必要に応じて財産の差押え、換価等を実施することになる。債務者が甲府市に所有する不動産については、固定資産税を所管する資産税課に問い合わせることで比較的容易に把握できることから、不動産調査を積極的に実施すべきである。また、不動産のうち、自宅については差し押さえられることでの心理的な警告効果が高いと考えられるので実施を検討すべきである。更に滞納額が多い債務者については不動産の換価処分も検討すべきである。	意見	83
②時効管理の徹底		
不納欠損処理の状況について確認したところ、時効の到来を原因とした不納欠損処理をした債務者が確認された。当該債務者については、債務者からの回収状況を勘案すると分納計画等に反映することで時効を回避できたと考えられる。今後は、業務マニュアル等で時効管理の考え方を明確にする中で、滞納整理業務を行うべきである。	指摘事項	84
③延滞金を含めた債権の管理		
延滞金については滞納管理システムにて自動で算定はされているものの、本体保険料が納付された時に延滞金を調定するため、徴収員に割り当てられる滞納データには延滞金は含まれないこととなる。延滞金は甲府市国民健康保険条例19条により納付期限を過ぎると必ず発生するものであり、本体保険料と延滞金のどちらも徴収すべき対象に違いはない。限られた人員で回収作業をしていく上で滞納額の多寡は重要な判断要因であることから、未納保険料本体に延滞金を加えた債権額として債権管理するのが望ましい。	意見	84
1 4 - 2 一般被保険者等返納金、退職被保険者等返納金		
①国民健康保険からの切替時の保険証使用の周知		
本債権は、被保険者が切替時に誤って従来の保険証を使用することが原因であるので、国民健康保険加入者に正しい保険証の使用を認識してもらう必要がある。そこで、国民健康保険の加入時、または国民健康保険料の納付書発送時に、	意見	86

将来の国民健康保険からの切替時の正しい保険証使用について周知しておくことが望ましい。		
②早期の催告実施		
診療の翌日から２年の時効の到来によって被保険者が本来の保険者に請求できず、資金不足等の要因で甲府市に返還できなくなる事態を避けるためには、被保険者に早期に手続きを進めてもらう必要がある。そのため、滞納の発生から時間を空けずに電話催告や催告書の送付を実施することが望ましい。	意見	86
③不納欠損理由の把握		
当該債権の不納欠損額は多額ではないものの毎年発生している状況である。不納欠損額の内訳は１人当たり数千円から数万円の滞納額となっており、費用対効果の面では債権管理に多くの手数を掛けるのは難しいと思料する。ただし、現状は債務者がどのような状況で滞納し、時効に至っているかの原因が把握できておらず、不納欠損額を減少させる対策を立てることが難しい状況である。将来的に不納欠損額を減少させていくためにも、個別の不納欠損理由の把握に努めるべきである。	意見	87
１５ 住宅新築資金等貸付金		
①債権管理マニュアル作成、不納欠損処理基準による適切な処理		
住宅新築資金等貸付金については、特殊な貸付金ではあるものの、現在の業務マニュアルとしては納付に関するごく簡易なマニュアルしか存在しないことから、時効の援用により消滅している債権について会計処理上の基準等が明確でなかったため不納欠損処理が行われていなかった。令和５年度には、時効援用された債権につき会計処理上の必要性から、約２億１,７００万円の不納欠損処理が行われた。今後は、具体的な処理内容と基準を示した債権管理マニュアルを速やかに作成の上、年度毎に適切に処理されたい。	指摘事項	93
②積極的な催告と資産情報収集		
電話や訪問を積極的に行い、こちらから債務者に面談を求めるなど積極的に接触し事情を聴取することにより、回収可能性を高めることも十分可能であると考えられる。	意見	93
③連帯保証人への請求及び担保権の実行の検討		
主債務が滞納により信用危機に陥った以上、人的物的担保を十分に機能させることが、債権管理の適正化の観点からも、遅滞なく返済している債務者との公平性の観点からも必要というべきである。	意見	93
④延滞金の徴収の検討		
現在、滞納者に対して延滞金の徴収をしていない。これは、元利金の優先的な回収を図っているものと思われるが、延滞金を回収しない合理的理由はない。また、遅滞なく返済をしている債務者との公平性の観点からも、延滞金の徴収	意見	93

は検討すべきである。		
⑤貸付債権の管理及び回収業務の業者委託の検討		
本件貸付事業は既に終了しており、現在は、貸付債権の管理・回収に特化したものとなっている。本件事業の廃止から 20 年以上が経過しており、債権回収業務に特化したドラスティックな作業を行う部門としてみたとき、当然、費用対効果を十分に検討した上ではあるが、専門業者に委託することも検討する余地はあろう。	意見	94
1 6 - 1 介護保険料		
①同一世帯ではない滞納者の相続人に請求の検討		
公平性の観点からすれば、労力と徴収率の向上とのバランスを考慮しつつも、滞納者が死亡した場合、同一世帯ではない滞納者の相続人にも督促状を送付するなどして、積極的に徴収することも検討すべきである。	意見	99
②連帯納付義務者に対するより積極的な督促・徴収の検討		
被保険者が属する世帯の世帯主、被保険者の配偶者は介護保険法上連帯納付義務を負うものと規定されている以上、労力と徴収率の向上とのバランスを考慮しつつも連帯納付義務者に対する積極的な督促及び徴収も検討すべきである。	意見	99
1 6 - 2 介護保険給付費返納金		
①延滞金の徴収		
甲府市税外収入の督促等に関する条例 4 条に基づき、公平性の観点からも、災害その他やむを得ない理由があると認める場合において、同条例 5 条により延滞金の減免がなされない限りは、延滞金も徴収すべきである。	指摘事項	102
②返納手続きに応じない債務者の代表者に対する法的手段の検討		
分納誓約書の提出を求めても提出に応じない事業者や、不正な請求を行った事業者等に対しては、公平性の観点から、代表者等に対する損害賠償請求訴訟等の法的手続きによる回収も検討すべきである。また、組織的な不正請求がなされた場合には、関与した者について刑事告訴も検討すべきである。	意見	102
1 7 後期高齢者医療保険料		
①短期保険証の送付文書への滞納処分の記載		
滞納者に短期保険証を送付する文書を確認したところ、保険料の未納によって保険証の有効期限が短縮された旨の記載はあるものの、一定期間の滞納がある債務者に対して財産の差押えを実施することは記載されていなかった。滞納者に保険料納付を促し、被保険者間の負担の公平・公正を図るためにも、短期保険証の送付文書に財産の差押えなどの滞納処分について記載するべきである。	意見	105
②催告書への滞納処分の記載		

次年度に短期保険証になる見込みの滞納者に対しては、文書による催告を実施している。催告書の内容を確認したところ、①と同様に滞納者の財産の差押えなどを実施することは記載されていなかった。滞納者に保険料納付を促し、被保険者間の負担の公平・公正を図るためにも、催告書には財産の差押えなどの滞納処分について記載するべきである。	意見	106
③不動産の調査及び差押えの実行		
債務者が甲府市に所有する不動産については、固定資産税を所管する資産税課に問い合わせることで比較的容易に把握できることから、不動産調査を積極的に実施すべきである。また、不動産のうち、自宅については差し押さえられることでの心理的な警告効果が高いと考えられるので実施を検討すべきである。更に滞納額が多い債務者については不動産の換価処分も検討すべきである。	意見	106
④保険料回収時の処理		
滞納者が令和3年8月に保険料を納付し、納付金の一部を他の期の未納保険料に充当した処理があった。この処理は、一部納付の要件を満たさず、時効延長の起点とはならなかった。2年後の令和4年10月に時効が到来し、令和4年度の不納欠損処理となった。このケースでは、令和3年8月の納付時に債務者から一部納付とするための「同意書」を入手していれば、時効は令和5年8月まで延長できたはずであった。今後は時効延長を可能とするために、一部納付とするための「同意書」を債務者から入手することを検討すべきである。	意見	106
18 母子父子寡婦福祉資金貸付金		
①債務者からの文書の保管に関する規定の整備		
滞納者から提出を受けた文書（債務承認書等）については、相談・指導・訪問等の内容の記録も含め、対象者毎のファイルに保管されている。この点、マニュアルには文書ファイルの規定がないが、文書管理規程の扱いとして何にあたるかも含め、ファイルに綴られる文書の内容、保存年限、時効管理などの規定をマニュアルに設けるべきである。	意見	111
②分納管理のシステム化並びに分納対象の要件及び分納基準の策定		
福祉資金システムには分納を消込した場合に回次ごとに分納フラグが立つなど一部分納に対応しているが、分納額や納期限の管理をすることができない。また、口座振替もできないために徴収事務量が増えることになってしまっている。将来的には債権管理システムでの対応を検討すべきである。徴収事務の効率化や公平性のためにも、5年の時効期間内の回収を基本とした分納期間・分納金額を基準に設定し、基準に加味すべき事情は過去の実例から抽出するなどして、分納対象の要件や分納基準を策定すべきである。	意見	111

2 債権毎の監査結果

2-1～4 市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税

(1) 債権の概要

債権名	市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税
所管課	収納推進課
法令	地方自治法、地方税法他
条例	甲府市市税条例
規則・要綱・マニュアル	甲府市市税条例施行規則、甲府市市税徴収員取扱要綱、徴収員による訪問徴収業務等の手順、徴収員による訪問徴収業務等のフローチャート、預貯金差押事務の全体の流れ、滞納管理システムのオペレーションマニュアル、山梨県総合県税事務所徴収職員研修他の研修資料他
債権の種類	強制徴収公債権
時効（根拠法）	5年（地方自治法236条1項）
制度の概要	個人市民税 個人の市民税は毎年1月1日現在、甲府市に居住している方に対し、前年1月から12月までの所得に基づき均等割・所得割が甲府市で課税される。また、甲府市に居住していない方でも、市内に事務所・家屋敷を有する場合には、均等割が課税される。 法人市民税 法人等の市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人（会社など）等に課税される税金である。法人市民税には、均等割と法人税割がある。均等割は、収益の有無にかかわらず、法人等の資本金等の金額と従業者数により原則として全ての法人が負担するものである。法人税割は、国に納付する法人税の税額に応じて負担するものである。 固定資産税 土地、家屋及び償却資産（これらを総称して固定資産という）の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目して、その資産価値に応じて毎年納める税金である。 軽自動車税 原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車（以下、軽自動車等）の所有者に課税される税金である。納

	税義務者は、毎年 4 月 1 日現在、軽自動車等を所有している方である。 都市計画税 道路・公園・下水道等の都市施設の建設・整備などの都市計画事業や土地区画整理事業に充てるため、原則として市街化区域内の土地と家屋に対して、毎年 1 月 1 日現在に所有する方が、固定資産税とあわせて納める税金である。
債権の特徴	地方自治法 231 条の 3 第 1 項に規定される公債権で、公法上の原因により発生する。5 年の時効期間の経過により消滅する。 また、強制徴収公債権であるため滞納債権について滞納処分（給与・預貯金・不動産の差押えなど）を行うことができる債権である。
減免・猶予制度	個人市民税の減免（甲府市市税条例 33 条） 次の要件いずれかに該当する場合、減免申請を行うことができる場合がある。 ・生活保護法の規定により保護を受けている方 ・失業・疾病等により当該年中において所得が皆無になった、もしくは大幅に減少した方 ・学生または生徒 ・災害等の被害にあわれた方 ・その他特別な事由がある方 固定資産税の減免（甲府市市税条例 52 条） 次のいずれかに該当する固定資産につき減免申請を行うことができる場合がある。 ・貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のために直接使用する固定資産 ・市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産 ・その他特別な事由があるもの 身体障がい者に対する軽自動車税の減免制度（甲府市市税条例 67 条の 2）

	身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者のために専ら利用する軽自動車や、構造上身体障がい者等のために専ら利用する軽自動車に対する減免制度を設けている。 市税全般に係る猶予制度（甲府市市税条例 8 条） 新型コロナウイルスの影響、災害、病気、事業の休廃業などの事実等のため、やむを得ず納期までに納めることができない場合、納税者からの申し出により、原則として 1 年以内の期間に限り、分割納付など納税を猶予することができる場合がある。
令和 5 年度職員構成 （経験年数・職位）	3 年目以上：9 名（係長、主任、主事、会計年度任用職員） 2 年目：6 名（係長、主任、主事、会計年度任用職員） 1 年目：4 名（係長、主任、主事、会計年度任用職員）
令和 5 年度主要な施策	(1) 滞納者に対する対応 滞納金額の多少にかかわらず、実態調査、財産調査等を綿密に実施し、滞納者の状況を正確に把握する中で、換価が容易な債権を中心に不動産と動産についても滞納処分（差押え等）を実施した。また、現年度のみ滞納者に対しては会計年度任用職員により早期の電話催告を実施し徴収額の確保に努めた。 (2) 高額滞納案件への取組 高額滞納整理班を編成し、専任で対応に当たるとともに、滞納整理アドバイザーの助言・指導を受ける中で鋭意取り組んだ。 (3) 税務担当職員による一斉行動 収納率の向上と自主財源の安定確保を図るため、税収確保対策会議において決定した税務担当職員全員による一斉電話催告を 10 月 2 日から 10 月 10 日にかけて実施した。
徴収管理システム	滞納管理システム

（２）債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	調定後、納入通知を送付する。
②収納	納付書による納付、口座振替、コンビニエンスストア納付、PayPay アプリ納付、クレジット納付
③督促	納期限までに市税等が完納されなかった場合、地方税法の定めにより督促状を送付する。督促状では納付ができないため、滞納者は納付書の再発行を依頼する。督促手数料については条例改正により、令和 5 年 4 月 1 日以降送付の督促状については廃止となっている。

④滞納事務 (注)「差押えの実施状況及び差押え後の徴収等の状況」	督促後も完納されない場合、法律上の行為ではなく必須ではないが、文書、電話又は訪問等により自主納付を促す。また、同時に電話又は来庁等により納付相談を行う。甲府市市税条例 8 条によりやむを得ず納期までに納めることができない場合は分割納付など納税を猶予することがある。 それでも納付に至らぬ場合は、収入源（給与・年金等）、預貯金、生命保険、不動産登記簿、自動車、滞納者実態調査等の財産調査を経て財産の差押えを実行する。差押え後は公売・取立を経て充当・配当する。 なお、地方税法 15 条の 7 に該当する場合は滞納処分の執行を停止することができる。
⑤不納欠損処理	市税の完納しない額の一部について、地方税法、甲府市財務規則に基づき市税の不納欠損処分が行われる。
⑥延滞金	納期ごとの納めるべき税額などが、その期限までに完納されない場合には、納期限内に納付した方との公平性を保つため、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じ、一定の割合を乗じて計算した延滞金を、税額などと合わせて納めることとなる。 ※延滞金の計算方法 計算対象額： 税額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額で計算する。税額が 2,000 円未満の場合は、延滞金はいらない。 計算対象期間： 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数で計算する。 延滞金率： 年毎に異なる。納期限後 1 か月以内の率・2 か月目以降の率を使用する。 計算過程の端数処理： 計算の過程における金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 確定金額の端数処理： 計算後の延滞金額に 100 円未満の端数があるときは端数金額を切り捨て、延滞金額全額が 1,000 円未満の場合は全額を切り捨てる。

(注)「差押えの実施状況及び差押え後の徴収等の状況」

差押えの実施状況及び差押え後の徴収等の状況は下記のとおりである。

○差押えの実施状況

差押えの対象	令和4年度		令和5年度	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
不動産	21	54,024	7	6,194
動産	5	1,590	5	4,974
債権	1,023	124,040	1,123	143,743
計	1,049	179,654	1,135	154,911

○差押え後の徴収等の状況

・差押え後の徴収(滞納者より支払われた。)

差押えの対象	令和4年度		令和5年度	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
不動産	19	41,813	24	21,355
動産	2	279	2	896
債権	124	14,482	108	11,901
計	145	56,573	134	34,152

・差押え後の換価(現金化(返金額含む))

差押えの対象	令和4年度		令和5年度	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
不動産	0	0	0	0
動産	9	535	0	0
債権	1,204	85,870	1,225	75,475
計	1,213	86,405	1,225	75,475

(3) 未収金及び不納欠損処分状況

ア 未収金の状況

甲府市の市税の収納率は継続して改善している状況にある。徴収率の向上に資する主な施策は下記となっている。

○ 滞納リスクの抑制

納期内納付を推進し、それを定着させる。滞納の生じづらい状況を実現させるため、特別徴収や口座振替の実施率を高める取組を進めながら、併せて納税通知書による納付の利便性向上を図り、コンビニ、PayPay、クレジットカード、QRコードによる納付を推進している。

○ 早期対応と現年収納の重点化

滞納初期段階での対応を重点化し、うっかり納付漏れ対策として電話催告の実施とともに、年度内の収納状況を勘案しながら適時に文書催告を行っている。現年度徴収を優先的に進めることで、滞納の累積化を抑制している。

○ 適切な差押えの実施

滞納整理に係る業務は、法令に基づいて実施されるが、その中でも滞納者の生活状況や収入、資力などの調査を進めながら、納税を促し、困窮状態にある場合の徴収猶予や病気や失業などで生活保護の場合などは執行停止とする。

しかし、調査によって納税するに足る収入や資力が確認できるにもかかわらず、自主的な納付がなく、差押えを実施した場合に滞納者の生活や事業が破綻するおそれがない場合、速やかに差押えを行う。差押えを行ったことによって、改めて自主的な納付がされたり、差押えしたものを換価し納税している。

かつての滞納整理業務は、差押え以前の納税折衝に軸足を置き、差押えの実施頻度が低めであったが、納税折衝で一定以上の収納率が確保できていた。しかし、社会経済情勢の変化を受け徐々に収納率の低下が続き、財政運営上の課題とされるまでに低下していた。

こうした状況を改善するため、比較的収納率の高い他の類似自治体の取組などを参考にしつつ、納税折衝の偏重を改め、差押えを強化し納税折衝との適正なバランスに配慮した滞納整理に取り組むことによって収納率の向上に取り組んでいる。

各市税の調定額、収入済額、不納欠損額及び収入未済額の推移は下記のとおりである。

(ア) 市民税

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	1 款 1 項・市民税	担当課	収納推進課	
区分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
現年度分				
	調定額 (A)	13,307,912	13,689,949	14,122,361
	収入済額 (B)	13,240,882	13,617,425	14,030,135
	(うち還付未済額) (C)	10,768	18,827	18,015
	不納欠損額 (D)	0	105	0
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	77,798	91,246	110,241
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	99.4%	99.3%	99.2%
過年度分				
	調定額 (A)	315,071	235,817	211,804
	収入済額 (B)	126,431	74,844	62,630

	(うち還付未済額) (C)	193	185	387
	不納欠損額 (D)	24,939	33,028	21,576
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	163,894	128,130	127,985
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	40.1%	31.7%	29.4%
合計				
	調定額 (A)	13,622,983	13,925,766	14,334,165
	収入済額 (B)	13,367,313	13,692,269	14,092,765
	(うち還付未済額) (C)	10,961	19,012	18,402
	不納欠損額 (D)	24,939	33,133	21,576
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	241,692	219,376	238,226
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	98.0%	98.2%	98.2%

(イ) 固定資産税

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	1 款 2 項・固定資産税	担当課	収納推進課	
区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
現年度分				
	調定額 (A)	11,056,571	11,645,586	11,785,568
	収入済額 (B)	10,949,725	11,519,924	11,661,670
	(うち還付未済額) (C)	1,499	1,262	2,569
	不納欠損額 (D)	1,222	1,398	28
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	107,123	125,526	126,439
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	99.0%	98.9%	98.9%
過年度分				
	調定額 (A)	590,422	486,100	451,497
	収入済額 (B)	152,215	100,568	73,791
	(うち還付未済額) (C)	158	59	471
	不納欠損額 (D)	61,792	60,215	48,464
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	376,573	325,376	329,713
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	25.8%	20.7%	16.2%
合計				

調定額 (A)	11,646,993	12,131,686	12,237,065
収入済額 (B)	11,101,940	11,620,492	11,735,461
(うち還付未済額) (C)	1,657	1,321	3,040
不納欠損額 (D)	63,014	61,613	48,492
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	483,696	450,902	456,152
収納率 ((B) - (C)) / (A)	95.3%	95.8%	95.9%

(ウ) 軽自動車税

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	1 款 3 項・軽自動車税	担当課	収納推進課	
区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
現年度分				
調定額 (A)	579,197	597,496	608,702	
収入済額 (B)	569,582	587,449	599,536	
(うち還付未済額) (C)	200	73	88	
不納欠損額 (D)	0	0	0	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	9,815	10,120	9,254	
収納率 ((B) - (C)) / (A)	98.3%	98.3%	98.5%	
過年度分				
調定額 (A)	33,916	29,080	27,499	
収入済額 (B)	9,022	7,242	7,113	
(うち還付未済額) (C)	60	32	16	
不納欠損額 (D)	4,928	3,988	3,966	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	20,026	17,882	16,436	
収納率 ((B) - (C)) / (A)	26.4%	24.8%	25.8%	
合計				
調定額 (A)	613,113	626,576	636,201	
収入済額 (B)	578,604	594,691	606,649	
(うち還付未済額) (C)	260	105	104	
不納欠損額 (D)	4,928	3,988	3,966	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	29,841	28,002	25,690	

	収納率 $((B) - (C)) / (A)$	94.3%	94.9%	95.3%
--	-------------------------	-------	-------	-------

(エ) 都市計画税

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	1 款 6 項・都市計画税	担当課	収納推進課	
区分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
現年度分				
	調定額 (A)	1,916,073	1,982,464	2,003,597
	収入済額 (B)	1,894,767	1,957,543	1,978,789
	(うち還付未済額) (C)	249	197	175
	不納欠損額 (D)	247	281	6
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	21,308	24,837	24,977
	収納率 $((B) - (C)) / (A)$	98.9%	98.7%	98.8%
過年度分				
	調定額 (A)	115,809	94,866	88,159
	収入済額 (B)	29,906	19,523	14,432
	(うち還付未済額) (C)	32	12	94
	不納欠損額 (D)	12,206	11,975	9,641
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	73,729	63,380	64,180
	収納率 $((B) - (C)) / (A)$	25.8%	20.6%	16.3%
合計				
	調定額 (A)	2,031,882	2,077,330	2,091,756
	収入済額 (B)	1,924,673	1,977,066	1,993,221
	(うち還付未済額) (C)	281	209	269
	不納欠損額 (D)	12,453	12,256	9,647
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	95,037	88,217	89,157
	収納率 $((B) - (C)) / (A)$	94.7%	95.2%	95.3%

イ 不納欠損処分の状況

市税の完納しない額の一部について、地方税法 15 条の 7、地方税法 18 条、甲府市財務規則 57 条に基づき市税の不納欠損処分が行われる。税目別地方税法条項別の内訳は下記のとおりである。

令和5年度市税不納欠損処分状況（税目毎条項別内訳）

（単位：千円）

税目	地方税法 15 条の 7		地方税法 18 条 1 項（消滅時効 の成立）	合計
	第 4 項（執行停 止 3 年経過）	第 5 項（執行停 止後即時消滅）		
市民税（普徴）	8,936	576	6,558	16,070
市民税（特徴）	764	65	1,126	1,955
法人市民税	251	50	3,250	3,551
固定資産税 都市計画税	19,661	14,090	24,308	58,059
固定資産税 （償却資産 税）	0	0	79	79
軽自動車税	1,113	6	2,846	3,966
市税計	30,725	14,788	38,168	83,681

【地方税法】

（滞納処分の停止の要件等）

第十五条の七

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

（地方税の消滅時効）

第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日）の翌日から起算して五年間行使しないことによって、時効により消滅する。

一 第十七条の五第二項又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは同条第三項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号の裁決等があつた日、同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第三項各号に定める日

三 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないも

のとする。

3 地方税の徴収権の時効については、この款に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。

【甲府市財務規則】

(不納欠損処分)

第 57 条 部長は、歳入の未収金を不納欠損処分しようとするときは、企画部長に合議のうえ、市長の決定を受け、会計管理者にその旨を通知しなければならない。

(4) 監査結果(指摘事項及び意見)

① 業務処理におけるリスク・統制の識別及び統制の運用(意見)

総括的な業務記述書・フローチャートは作成されていないが、甲府市市税徴収員取扱要綱、徴収員による訪問徴収業務等の手順、徴収員による訪問徴収業務等のフローチャート、預貯金差押事務の全体の流れ、滞納管理システムのオペレーションマニュアル、山梨県総合県税事務所徴収職員研修他の研修資料他により業務が実施されている。

しかし、上記の各書類には業務処理の内容の記載があるが、有効な内部統制としていかなる統制が構築されているかの記述がない。業務処理を実施することによるリスク(正確性リスク・網羅性リスク・正当性リスク他)及びリスクを低減する統制活動(承認・レビュー・職務分掌・ローテーション他)を識別、文書化するとともに、統制活動が実際に運用されることを保証するチェックリスト等を作成することが、有効な内部統制の実行を保証するために望ましい。

② 起案用紙(徴収猶予許可通知書の送付について)に係る添付書類(意見)

滞納者からの徴収猶予申請があった場合、起案用紙による上長の決定・協議が求められる。上長の決定・協議にあたって、徴収猶予の判断の拠り所として滞納者の収入及び支出の状況による支払能力(純額)の把握が重要であると考えられる。

現状、個人の滞納者の場合、収入及び支出の現状を「生活状況確認表(1か月分)」に記載し起案用紙に添付しているケース、「生活状況確認表(1か月分)」に支出の状況を記載していないケース、そもそも「生活状況確認表(1か月分)」を添付していないケース(滞納管理システム上の収入支出に係る記述の画面コピーで代替)があった。

起案用紙による徴収猶予の上長の決定・協議にあたっては、実質的に滞納者の生活状況の的確な把握に努めているが、滞納者の支払能力の数値化された情報が必要不可欠であることから、個人滞納者の場合は、収入の内訳・合計額及び支出額の内訳・合計額が一覧できる定型的なテンプレートとしての「生活状況確認表(1か月分)」を添付することが望ましい。

③ 滞納処分の停止の取消しに係る承認等の必要（指摘事項）

地方税法 15 条の 7 第 1 項 1 号、同 2 号、同 3 号に基づき滞納処分の停止を行う場合には、担当者が起案し、上長が承認している。一方、地方税法 15 条の 8 に基づき滞納処分の停止の取消しの際には担当者の裁量により滞納管理システムで取消し処理を行っているのみである。

どのような場合にどのような情報により滞納処分の停止の取消しを行うかを取りまとめ、それを文書化した上で（例えば、生活保護受給の停止の場合には、生活福祉課より「各課連絡票」を入手する等）、担当者の滞納管理システム入力前に上長の承認を受ける、担当者の滞納管理システム入力後に定期的に「執行停止一覧」を出し上長がモニタリングする等の統制の構築及び運用が必要である。

【地方税法】

（滞納処分の停止の要件等）

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

（滞納処分の停止の取消）

第十五条の八 地方団体の長は、前条第 1 項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後 3 年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

2－5 老人保護措置費自己負担金

（１）債権の概要

債権名	老人保護措置費自己負担金
所管課	長寿介護課
法令	老人福祉法 28 条 1 項
条例	甲府市税外収入の督促等に関する条例
規則・要綱・マニュアル	「老人保護措置費の国庫負担（費用徴収基準）の取扱いについて」 老人福祉法に基づく費用の徴収に関する規則 老人保護措置月次業務マニュアル
債権の種類	非強制徴収公債権
時効（根拠法）	5 年（地方自治法 236 条 1 項）
制度の概要	老人福祉法 11 条の規定により、市町村長が高齢者に対し老人ホ

	ームへの入所措置をした場合において市町村が支弁した当該措置に要した費用のうち被措置者又はその扶養義務者から徴収する費用
債権の特徴	主に収入が少ない高齢者が対象であり、扶養義務者である親族等からの支援も難しいケースが多いことから、徴収が困難な場合が多い。
減免・軽減制度	減免・軽減制度はない。
徴収管理システム	債権管理システムは導入していないが、全庁的なシステムにより台帳管理を行っている。

(2) 債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	入所前に対象者の財産や収入を把握した上で、対象者の収入に応じ、「老人保護措置費の国庫負担(費用徴収基準)の取扱いについて」に基づき自己負担金の額を設定し、長寿介護課高齢者支援係で調定し、納入通知を送付する。 毎年福祉事務所へ収入を申告してもらい、自己負担額を決定している。
②収納	現金による収納は受け付けておらず、金銭管理をする養護老人ホームに対し、口座振替の手続きを行うよう促している。銀行との事務的な手続きは養護老人ホームの職員が支援し行っている。 要望があれば納付書を発行し、納入してもらっている。
③督促及び催告	支払期日が過ぎても支払いが確認できない利用者に対して、督促状を送付している。 納期限後、システムから未納となっている債権を抽出し、内容確認の上、督促状の発送を行うとともに、必要に応じて電話等で納付指導を行っている。 督促等の対応を行う際は、法令等を確認し、課長の確認を受けた上で行っている。
④滞納事務	個別の滞納事案についての計画は策定していないが、計画的な納付勧奨に努めている。 延滞金(甲府市税外収入の督促等に関する条例4条)の徴収は行っていない。 債務名義を取得して強制執行をした事例はない。 これまで分納を希望した滞納者が分納に遅れることはなかったことから、誓約書等の文書を徴収していない。 納付が難しい債務者には適宜納付相談に応じ、対応している。

	滞納者が死亡した場合、遺留金品から弁済することが多い。
⑤不納欠損処理	不納欠損処理に関する規程・マニュアルはない。

(フロー図)

	入退院、入退所関係	措置費支払い関係	自己負担金関係
1日～	【会計年度】入退院、入退所情報の入力	(各施設が請求書を提出) 請求書の内容確認 【会計年度】介護サービス領収書の確認	
前月振替日の 3～5日後頃			口座振替不能通知発送 収納簿の確認 納付書払未納の確認
「24日随時 払」に間に合う 日(～17日 頃)		請求書の内容確認 措置費の執行決定兼負担行為、支出命令起案	
13日～17日 頃			納付書、振替通知書の 送付 調定起案
随時	入退所の入力・起案		

(3) 未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表			(単位：千円)	
債権の名称	老人保護措置費自己負担金	担当課	長寿介護課	
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
現年度分				
調定額(A)	53,123	48,326	46,912	
収入済額(B)	52,270	47,719	46,252	
(うち還付未済額)(C)	0	0	0	
不納欠損額(D)	0	0	0	
収入未済額(E) = (A) - (B) + (C) - (D)	853	607	660	
収納率((B) - (C)) / (A)	98.4%	98.7%	98.6%	
過年度分				

	調定額 (A)	6,256	6,933	7,398
	収入済額 (B)	176	141	14
	(うち還付未済額) (C)	0	0	0
	不納欠損額 (D)	0	0	0
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	6,080	6,792	7,384
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	2.8%	2.0%	0.2%
合計				
	調定額 (A)	59,379	55,259	54,310
	収入済額 (B)	52,446	47,860	46,266
	(うち還付未済額) (C)	0	0	0
	不納欠損額 (D)	0	0	0
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	6,933	7,399	8,044
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	88.3%	86.6%	85.2%

過去に不納欠損処理を行ったことはない。

(4) 監査結果（指摘事項及び意見）

① 滞納債権を適切に管理すべきである（指摘事項）。

これまで分納を希望する利用者から分納誓約書を徴求したことはなかったとのことであった。

今後、利用者が分納を希望した場合には、滞納者から分納誓約書を徴求するなどして、消滅時効更新のための手続きを行うべきである。

また、令和3年12月に消滅時効更新のための督促を行ったが、それまでは督促がなされていなかったため、平成28年11月期以前の負担金については、消滅時効が成立していることが明らかとなった。

また、平成19年度にシステム改修を行った際に、平成19年度以前の調定を「平成19年度分」としてまとめて処理され、当時の文書については保存年限を経過し処分されていることから、平成18年度以前の原因は不明とのことであった。

そして、これまで消滅時効が成立しているものについて、不納欠損処理を行っておらず、令和7年度に不納欠損処理を行うとのことであった。

消滅時効、不納欠損処理マニュアルが作成される予定であるとのことであり、今後は、時効管理を行った上で、消滅時効が成立した場合にはその都度不納欠損処理を行うべきである。

- ② 扶養義務者からの徴収をより積極的に行うべきである（意見）。

扶養義務者は滞納者との関係が薄いこともあり、扶養義務者に対しては、電話や面談で納付を依頼しているが、それ以上の督促はしていないとのことである。

しかしながら、入所措置にあたっては、扶養義務者から扶養義務承諾書を徴求しているのであるから、扶養義務者において負担金を弁済することが可能な資力を有しているのであれば、扶養義務者に対して積極的に督促し、徴収を試みることも検討すべきである。

- ③ 滞納者が死亡した場合、滞納者の相続人からの徴収をより積極的に行うべきである（意見）。

これまで、滞納者が死亡した場合、滞納者の相続人に対しては、滞納者の遺留金品から徴収した後の未納額については、電話や面談で納付を依頼しているが、それ以上の督促はしていないとのことであった。

しかしながら、公平性の観点からすれば、滞納者が死亡した場合、滞納者の相続人にも積極的に督促し、徴収を試みることも検討すべきである。

2-6 保育所運営費保護者負担金

（1）債権の概要

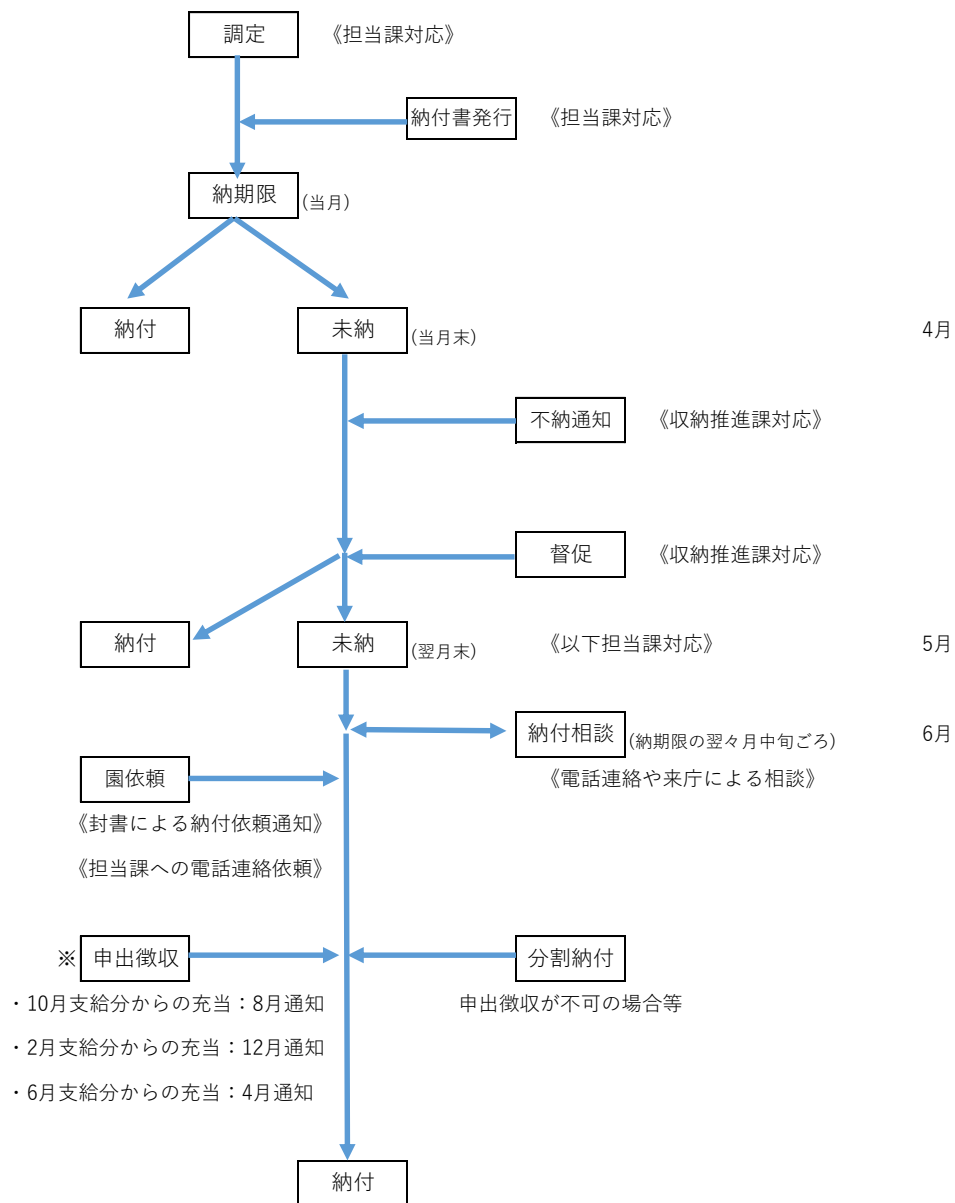
債権名	保育所運営費保護者負担金
所管課	子ども保育課
法令	子ども・子育て支援法附則6条4項、地方自治法225条（使用料の利用者請求）、同228条（利用者請求は条例によること）
条例	甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年3月25日）
規則・要綱・マニュアル	甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年3月31日） 甲府市保育料滞納対策実施要領（平成20年4月1日）
債権の種類	強制徴収公債権
時効（根拠法）	5年（地方自治法236条1項）
制度の概要	市が児童福祉法24条1項により保育所における保育を行うための費用を市以外が設置する保育所に支払った場合に、家計に与える影響を考慮し子どもの年齢等に応じて保護者に対して保育費用の負担額を徴収する制度。
債権の特徴	保育所における保育期間終了後に市外転出した場合には保護者が居所不明となり回収するのが困難になる傾向（不納欠損処理の

	85%が市外への転出による居所不明)
減免・軽減制度	条例施行規則 4 条により、世帯の主たる所得者の倒産又は傷病による失業・休廃業による世帯収入が著しく減少し、若しくは天災等の不慮の災害により損害を受けた世帯について、利用者負担額の支払いが困難と認めるときは、減額又は免除が可能(利用者はいない)。
徴収管理システム	Reams. NET II 収納 滞納整理

(2) 債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	子ども保育課で調定し、納入通知を送付する。
②収納	納付書による納付、口座振替
③督促及び催告	期日までに納付がなければ督促状を収納推進課から送付する(甲府市事務分掌規則別表第 1)。延滞金(甲府市税外収入の督促等に関する条例 4 条)の徴収は行っていない(本税について優先徴収のため)。
④滞納事務：甲府市保育料滞納対策実施要領(平成 20 年 4 月 1 日制定)	債権管理台帳等(エクセル表の利用)で個々の債務者の現況確認、債権管理に努めており、履行期限の把握は適切に行われており、早期の接触、納付相談への誘導等を実施し、電話や窓口で納付相談を行っている。また、保護者からの申出により児童手当から保育料等の支払に充てる(児童手当法 21 条、甲府市児童手当事務取扱規則 10 条)。市外転出した場合は電話等で納付依頼する。個別の滞納事案については分納を認めるなど、計画的な納付勧奨に努めている。また、債務者から提出を受けた文書は適切に保管している。滞納処分及び強制執行は近年行っていない。
⑤不納欠損処理：不納欠損処理の要件は甲府市保育料滞納対策実施要領第 5 に規定あり。	長期間滞納が続いている債権のうち、5 年の消滅時効が経過した場合には不納欠損の対象債権として選定し、議会に議案を提出し、当該議案の可決を受けて不納欠損処理を行っている。

(フロー図)



※申出徴収（市内居住世帯のみ）

2月、6月、10月の児童手当から保育料未納分へ充当する

- ・ 3月～6月の未納分を10月支給分から充当
- ・ 7月～10月の未納分を2月支給分から充当
- ・ 11月～2月の未納分を6月支給分から充当

(3) 未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	保育所運営費保護者負担金	担当課	子ども保育課	
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
現年度分				
調定額 (A)	130,950	126,342	127,574	
収入済額 (B)	130,926	126,423	127,925	
(うち還付未済額) (C)	414	512	663	
不納欠損額 (D)	0	0	0	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	438	431	312	
収納率 ((B) - (C)) / (A)	99.7%	99.7%	99.8%	
過年度分				
調定額 (A)	11,454	6,776	2,912	
収入済額 (B)	2,966	1,829	1,043	
(うち還付未済額) (C)	0	2	0	
不納欠損額 (D)	2,152	2,467	404	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	6,336	2,482	1,465	
収納率 ((B) - (C)) / (A)	25.9%	27.0%	35.8%	
合計				
調定額 (A)	142,404	133,118	130,486	
収入済額 (B)	133,892	128,252	128,968	
(うち還付未済額) (C)	414	514	663	
不納欠損額 (D)	2,152	2,467	404	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	6,774	2,913	1,777	
収納率 ((B) - (C)) / (A)	93.7%	96.0%	98.3%	

なお、過去3年間の不納欠損処理の件数、1件当たりの金額は次のとおりである。

令和2年度：件数269件、1件当たり11,300円

令和3年度：件数130件、1件当たり16,600円

令和4年度：件数156件、1件当たり15,900円

令和5年度：件数21件、1件当たり19,300円

児童が卒園後に市外転出などで利用者が居所不明であることを理由とする場合が多い。

（４）監査結果（指摘事項及び意見）

① 甲府市保育料滞納対策実施要領の改正がなされていない（指摘事項）。

同実施要領は、平成 19 年 8 月 22 日付けの保育料の滞納問題への取組体制の強化についての通知に対応して平成 20 年 4 月 1 日に制定され実施されてきたものであり、対象となる保育料、その納入義務者及び滞納の定義については、「甲府市保育料徴収規則」（昭和 56 年 3 月規則 24 号）によっている（同実施要領 2 条）。

しかしながら、「甲府市保育料徴収規則」は、「甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則」（平成 27 年 3 月 31 日）の附則 2 条により廃止された。

したがって、同実施要領については、「甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則」に沿って、速やかに改正がなされなければならない。

なお、現状においては、債権管理業務は、フロー図のとおり行われているが、同フロー図の調定から納付までは「甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則」により実施されていること、不納通知及び督促は収納推進課が甲府市事務分掌規則（平成 8 年 3 月規則第 10 号）に基づき行っていること、納付相談や分割納付は、事実上の扱いとして許容されているものであることから、仮に同実施要領の書式により、「保育料納付相談の実施について」の通知、「保育料分納誓約書」、「保育料分納計画書」が作成されていたとしても、合規性上は問題ないものと判断される（ただし、内部決裁として、同実施要領 3 条(1)ウには、市長が一括納付を困難と認める場合と規定し、現在はこれを準用して市長決裁を行っており、同実施要領の改正及び根拠規定の検討が必要である）。

② 延滞金の未徴収について（指摘事項）

延滞金の徴収は、条例の定めにより徴収することになっており（地方自治法 231 条の 3 第 2 項）、「甲府市税外収入の督促等に関する条例」4 条によれば「徴収することになっているものの、延滞金の徴収がなされていない。

確かに、「甲府市税外収入の督促等に関する条例」5 条には、1 項「市長は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合においては、前条（4 条）の延滞金を減免することができる。」、2 項「前項の規定により減免を受けようとする者は、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。」とあり、減免手続が規定されている。

しかしながら、担当課において、本税について優先徴収し、延滞金を含めた納付書の発行は行っておらず、徴収はなされていない。

そもそも甲府市財務規則 42 条によれば、「歳入の調定は、・・・随時に徴収する収入にあってはその原因の発生都度これをしなければならない。」とあり、延滞金は納期限の翌日から発生することから、「原因の発生都度」調定しなければならない

こととなる。また、本税について優先徴収した結果、本税の徴収が行われた段階で「甲府市税外収入の督促等に関する条例」4条に基づく延滞金額は確定できる。

その上で「甲府市税外収入の督促等に関する条例」に基づく減免手続もなされておらず、このような担当課の裁量に基づく延滞金の未徴収は、合規性に欠ける手続である。

また、後述の⑤のとおり、延滞金の調定は本税の収納がなされていない場合には行われない(いわゆる事後調定：地方自治法施行令 154 条 3 項、甲府市財務規則 41 条 2 項)とする。

しかし、延滞金については請求を行っていないだけで、延滞金は納期限の翌日から発生し存在している。少なくとも、本税が完納され確定した延滞金については、年度末で調定を行い、債権として適切に管理すべきである。

③ 債権管理に使用しているエクセル表について（意見）

滞納が発生している利用者・保護者については、エクセル表に記載の上、一括管理している。毎年 20 件程度がエクセル表にて管理されており、この記入は債権管理を担当する者 1 名（一般的な事務処理、納付相談・電話催告・戸別訪問による徴収事務担当）が行っており、上司の係長が確認し、内容についてはチェックしているとのことである。

しかしながら、記載に関する取決め（記入項目の内容、記入及び訂正権限の定め、リストからの消去の基準、正確性についてチェックする責任者、チェックする項目及びチェック時期の定めなど）がないことから、担当者の交代などで引継ぎがなされる際に正確性に問題が生じる可能性もありうる。

現状問題は発生しておらず、担当者が不在の際に他の係の者が滞納者の電話などに対応した際に情報を記入することにより、常に新しい情報を補充して債権管理を行っているとしても、速やかにエクセル表の管理取扱規程を課において作成すべきである。

④ 不納欠損処理の要件について（意見）

不納欠損処理については、①で指摘した改正されていない「甲府市保育料滞納対策実施要領」の 5 条に「不納欠損処分」として 3 つの要件（納入義務者の生活保護受給、居所不明、その他市長が納入困難と認めた場合）が記載されている。

現状の不納欠損処理は地方自治法 236 条 1 項を根拠に行っており、問題ないものと判断されるが、①と同様に実施要領の改正が必要である。

居所不明を理由とする場合がほとんどである（不納欠損処理の 85%）とのことであるが、住民票の確認、自宅訪問などを行い、所在確認が困難な場合に不納欠損処理の対象と判断しているが、これに関するマニュアルなどは存在しない。居所不明の一応の判断基準をマニュアル化するなどすべきである（処理の公正・公平性の確

保)。

⑤ 延滞金の不納欠損処理について（意見）

本税に関する不納欠損処理は、法律上の請求権消滅との関係から、地方自治法 236 条 4 項の督促及び納入通知から 5 年経過後に処理しており（不納欠損処理の起案文書において時効期間経過後の処理について確認）、法律上の請求権消滅を前提にしたものとなっている。

ただし、延滞金については、延滞金の調定は本税の収納がなされていない場合には行われない（いわゆる事後調定：地方自治法施行令 154 条 3 項、甲府市財務規則 41 条 2 項）ため、本税の収納がなされていない債権の場合は延滞金の調定を行っておらず、延滞金債権については不納欠損額に計上されていないとする。

しかし、前述の②のとおり、延滞金については債権としては発生し、延滞金額の計算も可能である。例えば、毎年度に未収の本債権について年度末にいくらの延滞金が発生しているかの計算を行い、未収の延滞金の全体額を把握することは債権管理上可能であることから、最終的に不納欠損の対象となる本債権について発生している延滞金の額を本債権の不納欠損にあたり計算することも可能である。その上で、本債権とともに不納欠損の対象として議会の審議に付することを検討すべきである。

⑥ 債務者から提出を受けた文書の保管管理状況について（意見）

分納の際には、利用者から保育料分納誓約書や保育料分納計画書の提出を受け、それらの文書は特定のファイル（簿冊名「保育料分納誓約書」）に保管され、係長が管理しているとする。文書管理規程上、これらの文書は「財務－市税－滞納金－納付誓約書」と分類され、5 年保存となっている。これら分納情報は、滞納整理システムへ登録され、債権管理台帳とされるエクセル表には分納との記載項目が設けられている。

この点、分納期間は 4 年以下とし、分割納付の金額が 3,000 円を目安としているとのことであるので、文書の保存期間に問題が生ずることはないと思われるが、不納欠損処理自体が時効期間満了後になることから、分割金が滞納となるなどして債権管理が分納計画書の文書保存期間の 5 年を超えて管理が継続している場合には保存期間を延長するとともに、文書保存の有無もエクセル表による管理を行うべきと考える。

2-7 住宅使用料

(1) 債権の概要

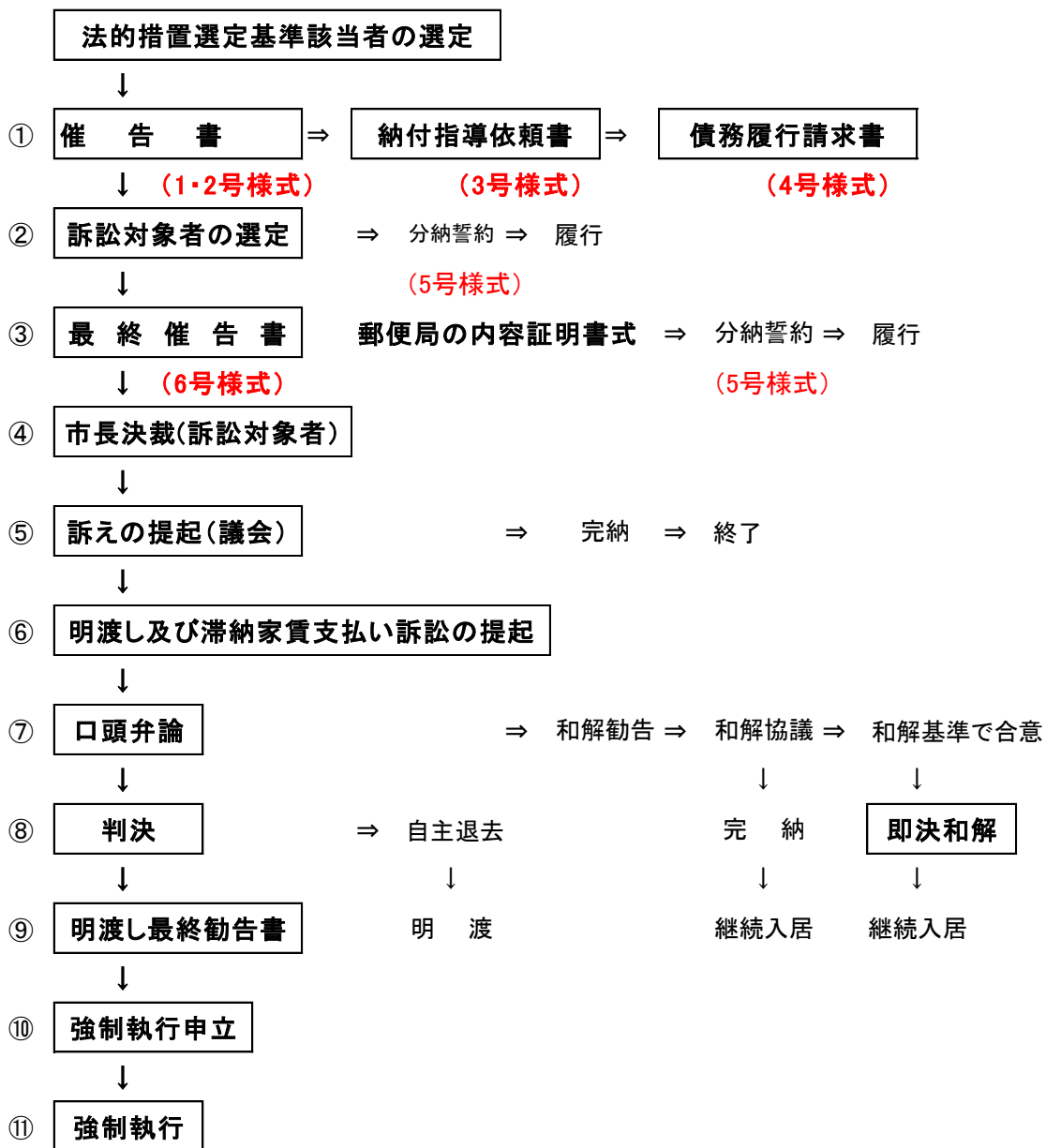
債権名	住宅使用料
所管課	住宅課
法令	民法、借地借家法、公営住宅法
条例	甲府市市営住宅条例
規則・要綱・マニュアル	甲府市市営住宅条例施行規則 甲府市市営住宅使用料滞納整理方針 甲府市市営住宅使用料不納欠損処分基準 甲府市市営住宅使用料不納欠損処分事務処理手順
債権の種類	私債権
時効（根拠法）	5年（民法166条1項、改正前民法169条）
制度の概要	市民の生活の安定と住宅不足を緩和するため、市が、甲府市市営住宅条例16条により、毎年度、入居者の申告により認定した収入額等に基づいて、近傍同種の住宅の家賃以下で算出した額を家賃として決定し、低所得者らの住居を確保しようとする制度。
債権の特徴	低所得者層に向けた住宅確保施策であるため、入居者の収入が安定せず、滞納家賃の回収が困難になっている傾向にある。そのため、連帯保証人を付することが条件とされる（甲府市市営住宅条例11条）。
減免・軽減制度	入居者又は同居者に特別の事情がある場合（収入が著しく低額・病気に罹患・災害による著しい損害）には、家賃の減免又は徴収の猶予をすることが可能（甲府市市営住宅条例18条）。
徴収管理システム	滞納管理システム・収納システム・住宅管理システム

(2) 債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	納入通知書を送付。
②収納	納付書による納付、口座振替。
③督促及び催告	期日までに納付がなければ督促状を送付する。督促状による納付に応じない場合には催告書を送付する。催告書による納付に応じない場合には特別催告書を送付する（甲府市市営住宅使用料滞納整理方針）。
④滞納事務	催告書の納期限までに納付がないときは、訪問又は電話による催告及び納付指導を随時行う。実際には、納付相談において、滞納金を一括して支払うことができない場合には、もっぱら分

	割納付誓約書を提出させる方向で指導を行っている。 それでも納付がなされない場合には、最終的に法的措置に移行し、市営住宅の明渡しを求めることになる（甲府市市営住宅使用料滞納整理方針）が、令和３年度以降は法的措置にまでは至っていない。
⑤不納欠損処理	甲府市市営住宅使用料不納欠損処分基準にしたがい、消滅時効が完成しかつ援用されたような消滅型債権と援用のないまま所在不明になっているような事実上の放棄型債権と分け、後者については議会の議決を得て不納欠損処分を行う（地方自治法 96 条 1 項 10 号）。

家賃滞納者法的措置フローチャート



(3) 未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	住宅使用料（市営住宅駐車場使用料含む）	担当課	住宅課	
区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
現年度分				
	調定額（A）	496,480	486,747	489,021
	収入済額（B）	478,733	471,431	473,402
	（うち還付未済額）（C）	0	0	0
	不納欠損額（D）	0	0	0
	収入未済額（E）＝（A）－（B） ＋（C）－（D）	17,747	15,316	15,619
	収納率（（B）－（C））／（A）	96.4%	96.9%	96.8%
過年度分				
	調定額（A）	239,190	239,977	244,595
	収入済額（B）	12,490	10,704	11,628
	（うち還付未済額）（C）	0	0	0
	不納欠損額（D）	4,472	0	1,483
	収入未済額（E）＝（A）－（B） ＋（C）－（D）	222,228	229,273	231,484
	収納率（（B）－（C））／（A）	5.2%	4.5%	4.8%
合計				
	調定額（A）	735,670	726,724	733,616
	収入済額（B）	491,223	482,135	485,030
	（うち還付未済額）（C）	0	0	0
	不納欠損額（D）	4,472	0	1,483
	収入未済額（E）＝（A）－（B） ＋（C）－（D）	239,975	244,589	247,103
	収納率（（B）－（C））／（A）	66.8%	66.3%	66.1%

(4) 監査結果（指摘事項及び意見）

① 滞納賃料については連帯保証人にも積極的に直接支払請求すべきである（意見）。

市営住宅の入居には、DV被害者や生活保護受給者等を除き、原則として連帯保証人を設定することが条件とされている。それも、独立の生計を営み、入居者と同程度以上の収入を有する納税者でなければならない（甲府市市営住宅条例 11 条）。

また、平成 25 年には、甲府市市営住宅使用料滞納整理方針の見直しがなされ、滞

納賃料の徴収対策を強化するため、連帯保証人に対してより厳しい対応が図られた。

しかし、実態は、連帯保証人に対してはまず「納付指導依頼書」が送付される。これは連帯保証人から債務者に滞納賃料を支払うよう促すことを求める内容のものである。その後の対応として、連帯保証人に直接支払を求める「連帯保証債務履行請求書」が送付される。令和5年度は、前者の発出が38件、後者の発出はわずか3件であった。

確かに、連帯保証人に対する働きかけは、少なからず反発や抵抗もあり、担当職員に事実上の負担をかけるおそれや連帯保証人と賃借人との間でトラブルに発展する可能性も考えられる。

しかし、少なくとも、明渡し要件である3か月以上の長期の滞納（甲府市市営住宅条例43条）があつたり、分割納付が遵守されていなかったり、賃借人の死亡・所在不明の場合や住宅明渡し後になお滞納賃料が残存している場合等については、連帯保証人にその責任を自覚させ、その担保的役割を十分機能させるためにも、また公営住宅の管理適正化の観点からも、連帯保証人には積極的に直接請求すべきである。

- ② 賃借人に対し（場合によっては連帯保証人に対しても）、法的措置をとることも検討すべきである（意見）。

甲府市市営住宅使用料滞納整理方針によれば、滞納賃料の最終的な回収手段として「家賃滞納者法的措置フローチャート」が添付されており、書面送付による催促後の訴訟提起→判決→明渡し強制執行までの流れが示されている。

しかし、令和3年度以降は、法的措置をとるまでには至っていない。

確かに、こうした自治体による低所得者層に対する住宅施策は、福祉的役割を有し、住居を確保する上でのセーフティーネットであることは否めない。

しかしまた他方では、自治体として、賃料を遅滞なく納付している入居者との間の公平性を確保しなければならないし、公営住宅の管理の適正化を図る必要から、法的措置をとることもやむを得ないというべきである。

著しい減収・病気・災害等による社会的弱者と評価しうる入居者については、賃料の減免・徴収猶予の制度（甲府市市営住宅条例18条）や生活保護の申請など、別途、救済手段を考えることも可能である。

したがって、正当な理由なく、書面送付による催告に応じない賃借人や連帯保証人に対しては、躊躇うことなく、顧問弁護士等と十分協議した上、法的措置をとることを検討すべきである。

- ③ 賃借人が死亡した場合には、その相続人に対する請求も検討すべきである（意見）。

甲府市市営住宅使用料滞納整理方針には、賃借人が死亡した場合の相続人への請求に関する記載は一切ない。

死亡による住宅明渡しの際など相続人などの親族が立ち会う場合もあり、そうした機会に相続人情報を得たり、事実上支払を打診することも含め、速やかに相続人調査を行い、相続人に対し滞納賃料等の請求をすべきである。

確かに、相続人が家庭裁判所に対し相続放棄の申述をする場合もあるが、相続人全員が放棄すれば、責任財産が見当たらない限り、回収不能な債権と評価して後述する不納欠損処分基準に加えることも可能となろう。

- ④ 甲府市市営住宅使用料不納欠損処分基準にしたがい、速やかに処理を進めるべきである（指摘事項）。

上記処分基準は、改正民法が反映されたものとなっており、その第2では、消滅時効が完成し、かつ、援用がなされた消滅型債権（上記処分基準第2第1号）と消滅時効は完成しているが援用がなく、かつ、回収も見込まれない放棄型債権（同第2号ないし第5号）とに分け、いずれも可能な限りの疎明資料を確認した上で、後者については議会の議決（地方自治法96条1項10号）を経て不納欠損処分を行う（上記処分基準第4）。

毎年12月末日現在において上記処分基準を満たすものを翌年3月議会の議決を経て、当該年度末に不納欠損処理をする。

しかし、納付義務者と連帯保証人が死亡した場合等において不納欠損処理を行っているが、上記処分基準第2第1号記載の消滅時効が援用されている債権については、不納欠損処理を行っていない状況にある。

この点については、早急に是正し、上記処分基準を満たす債権については速やかに不納欠損処理をすべきである。

- ⑤ 処分基準に「すべての相続人が相続を放棄したとき」を加えることを検討すべきである（意見）。

前記③に記載したとおり、相続人に対する請求を行うことで、できる限りの債権回収を図るとともに、相続が放棄されたことによって事実上回収可能性がなくなった債権を処理すべく、上記処分基準に「すべての相続人が相続を放棄したとき」を新設することも検討すべきである。

2-8 学校給食費

(1) 債権の概要

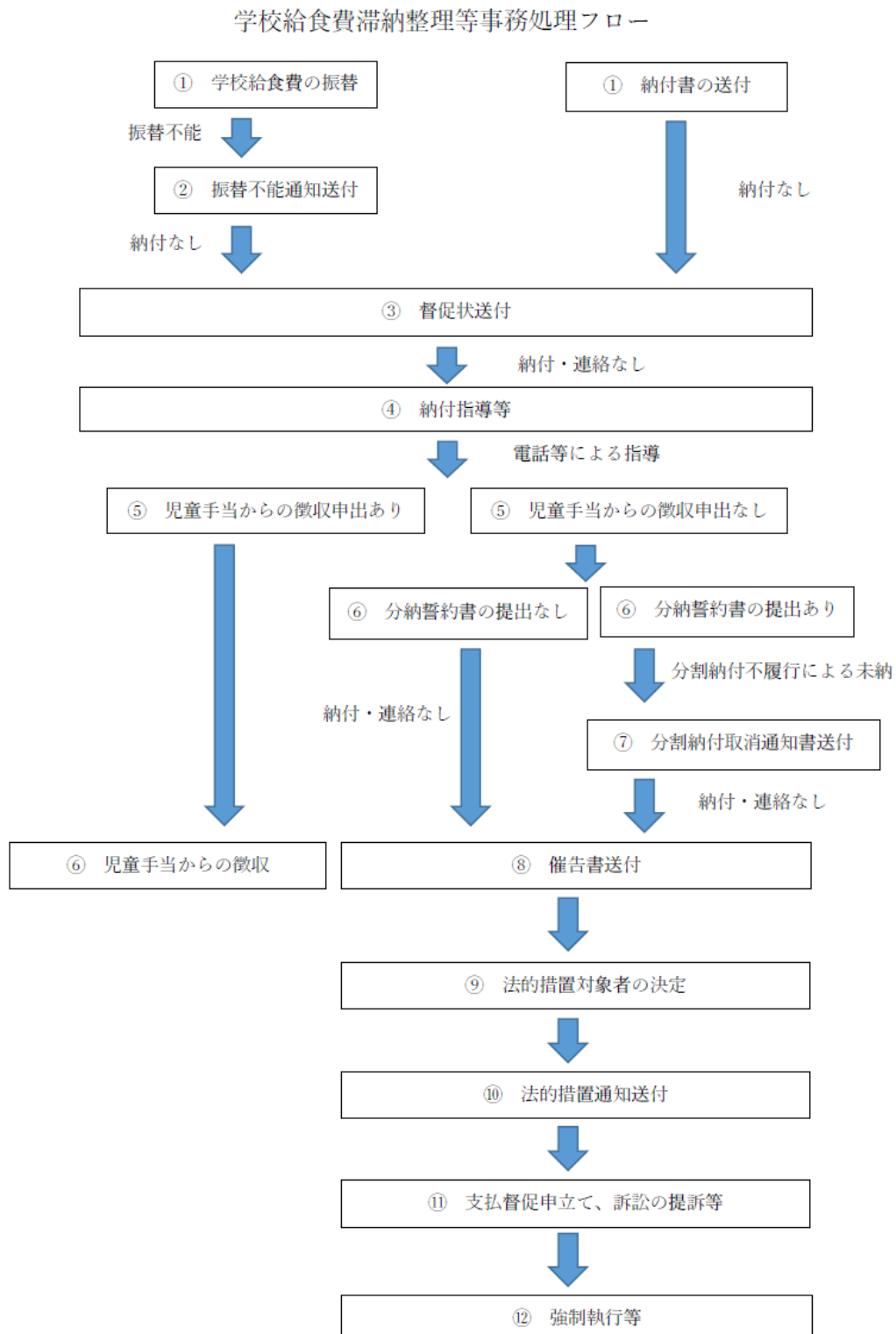
債権名	学校給食費（学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費以外の学校給食に要する経費：学校給食法 11 条）
所管課	学事課
法令	学校給食法
条例	該当なし
規則・要綱・マニュアル	甲府市学校給食費徴収規則(令和 3 年 12 月 3 日)、甲府市学校給食費滞納整理事務処理要綱(令和 4 年 4 月 1 日)、学校給食費滞納整理等事務処理フロー(同)
債権の種類	私債権：甲府市が学校給食法に基づき学校給食を所定の金額で提供することに対し、学校給食法 11 条 2 項により学校給食費を負担する保護者（学校教育法 16 条により子に対して親権を行う者）が、徴収規則 3 条に定める甲府市学校給食申込書を提出することで、市は学校給食を提供し、保護者は学校給食費（甲府市では食材費分）を支払う義務を負うとの内容の契約が成立する。
時効（根拠法）	5 年（民法 161 条 1 項）
制度の概要	令和元年 7 月 31 日付け元文科発第 561 号「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」に基づき、教員の業務負担の軽減、業務の効率化・透明性を向上することを目的に、保護者からの学校給食費徴収管理業務を地方自治体が自ら行う公会計制度に令和 4 年度に移行した。移行した際に、一般財団法人甲府市学校給食会から令和 2 年度、3 年度分の債権額 288 万円の債権譲渡を市が受け、令和元年度以前のは同法人が債権放棄を行った。
債権の特徴	学校給食法 11 条に基づき保護者の所得に関係なく徴収する費用であるため、徴収困難なケースがある。
減免・軽減制度	入院等での申出により学校給食の停止を受けたとき、年度途中で就学・就業しなくなったとき、食物アレルギーの対応を行ったとき、その他市が必要と認めたときには、納付年額から減額する（徴収規則 9 条）。
徴収管理システム	学校給食費管理システム

(2) 債権管理業務の流れ

① 調定及び納入の通知	年度当初に納付予定通知書の発送(甲府市財務規則 46 条)。減額がなされた場合の納付通知書は変更通知書として送付。
② 収納	口座振替、納付書支払い、バーコード決済⇒システムへの登録。

③督促及び催告	口座振替不納の場合は通知を送付。期日までに納付がなければ、基準日においてシステムから未納となっている債権を出力し、納期限後 20 日以内に納付期限（要綱 2 条）を付した督促状の送付（地方自治法施行令 171 条、甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則 3 条）。
④滞納事務：事務処理要綱及び事務処理フロー図のとおり	（納付指導・相談） 督促状の送付後に対応がない場合には、電話催促や臨戸訪問を行い、納付指導を行い（要綱 3 条）、納付相談も受ける。 （児童手当からの徴収、分納、就学援助制度） 児童手当からの徴収申出がある場合（児童手当法 21 条。甲府市学校給食申込書に児童手当徴収申出書の記載欄あり）、同手当から徴収する（要綱 5 条、通知書の発送）。児童手当からの徴収申出がなく、一括納付が難しい債務者には分納を勧め（分納誓約書の提出、要綱 4 条）、あるいは就学援助制度の説明（給食費対象の支給あり）などを行っている。 （交渉経過及び対応） 交渉の経過についてはシステムに入力し（要綱 3 条 2 項）、債務者の現状把握を行い、個別の滞納事案について回収のしやすさなどを踏まえ、計画的な納付勧奨に努めている。月に数回の係内のミーティングで、情報共有を行い、個々の対応力向上（対応手法の確認・検証・改善）とともに、チームとしての取組を進めている。 （法的手続） 催告書によっても納付せず、その他必要と認めた場合に支払督促の申立てなどの法的措置を講ずる（要綱 7 条・8 条）。
⑤不納欠損処理	不納欠損処理は、財務規則の規定に沿って行う。令和 2 年度及び 3 年度分の債権の譲渡を受けたことから、5 年の時効経過のものではなく、不納欠損処理の対象は現時点ではない。

(事務処理フロー図)



(3) 未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		(単位：千円)			
債権の名称	学校給食費	担当課	学事課		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
現年度分					
調定額（A）		672,962	666,277		
収入済額（B）		666,879	658,780		
（うち還付未済額）（C）		0	0		
不納欠損額（D）		0	0		
収入未済額（E）＝（A）－（B） ＋（C）－（D）	0	6,083	7,497		
収納率（（B）－（C））／（A）		99.1%	98.9%		
過年度分					
調定額（A）		2,897	8,966		
収入済額（B）		14	5,197		
（うち還付未済額）（C）		0	0		
不納欠損額（D）		0	0		
収入未済額（E）＝（A）－（B） ＋（C）－（D）	0	2,883	3,769		
収納率（（B）－（C））／（A）		0.5%	58.0%		
合計					
調定額（A）		675,859	675,242		
収入済額（B）		666,893	663,977		
（うち還付未済額）（C）		0	0		
不納欠損額（D）		0	0		
収入未済額（E）＝（A）－（B） ＋（C）－（D）	0	8,966	11,265		
収納率（（B）－（C））／（A）		98.7%	98.3%		
過年度収入額内訳					
	児童手当からの徴収分	（うち債権譲渡分）	納付書による納付	（うち債権譲渡分）	計
小学校	2,560,940	226,405	365,125	35,350	2,926,065
中学校	1,947,915	216,640	322,710	47,290	2,270,625
計	4,508,855	443,045	687,835	82,640	5,196,690
	児童手当からの徴収割合				
小学校	87.52%				
中学校	85.79%				
計	86.76%				

令和2～4年度の収入未済額の件数は児童生徒数94件、平均34,421円であるが、中央値は37,785円

（４）監査結果（指摘事項及び意見）

① 不納欠損処理の基準及び債権管理条例の必要性（意見）

令和4年度の公会計化に伴い、一般財団法人甲府市学校給食会から令和2年度、同3年度の債権288万円の譲渡を受けたが、上記の（３）の未収金及び不納欠損処理の状況からみると、過年度の収入未済額は令和4年度（債権譲渡を受けた分2,883千円）から令和5年度で約90万円程度増加（3,769千円）の上、債権譲渡を受けた分では52万円しか回収ができていない（過年度収入額内訳のうち債権譲渡分の合計）。

したがって、このままの状況が推移すれば、5年間の消滅時効の期間が経過した段階で時効援用がなされずに債権放棄もできずに残存する未納債権が発生する可能性がある。

たとえ少ない金額であっても私債権であるために塩漬けされてしまう未納債権が発生し、不納欠損処理ができないおそれもある。

そこで、私債権の放棄を定める債権管理条例を制定し、不納欠損処理の基準を明確化すべきと考える（下記④の遅延損害金債権の放棄も同様）。

② 分納の期間、金額について（意見）

現時点で分納はなく、分納期間や分納金額は保護者の状況によって対応することとしている。これについては、債権者の市としては、一定の目安をもっていることが必要である。そこで、世帯の主たる所得者の収入金額と家族構成などから衣食住にかかる固定費の金額を各種統計資料から計算し、分納総額を概ねの期間（3年以内、長くとも5年以内が相当（国の債権の管理等に関する法律25条参照））で分割し、1か月当たりの分納金額の目安を把握しておくことが必要である。

③ 債務者からの文書の管理規程について（指摘事項）

事務処理フローには債務者から徴収する各種文書が収録されているが、債務者から提出された実際の文書の保管管理に関する項目が存在しない。これらの文書が文書管理規程のどの文書にあたり、保存期間や保存方法、管理状況を確認する時期（年1回のいつの時期か）について、あらかじめ規定しておくことが必要である。

④ 遅延損害金の扱いについて（指摘事項）

本債権は私債権であることから民法（419条1項、404条）にしたがって遅延損害金が発生する。事務処理フロー上には、督促状の発送のほか、法的措置の場合まで記載があり、納期限を経過した本債権の履行について法的措置をもって求める場合

には、発生した民法上の遅延損害金も含めて債務者に対して支払を求めることとなる。

この点、納期限を経過した本債権について遅延損害金は徴収していない旨の回答があった。その理由は「甲府市税外収入の督促等に関する条例」に定めがないことから徴収を行っていないとのことであった。同条例の目的は、1条に「この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方自治法 231 条の 3 の規定により、本市において徴収する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の収入（以下「税外収入」という。）を納期限までに納付しない場合における督促及び延滞金の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。」とあるとおり、同条例は公債権の延滞金について定めるものであることから、上記理由は誤りである。

本債権の担当課において、遅延損害金を徴収していないのは、同条例に規定がなく、よって法令、規程等に則って適正に行っているとの認識に基づいているのであれば、遅延損害金を徴収しないことは適正になされていないこととなる。

地方自治法施行令 171 条の 6 第 2 項によれば、「普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。」と規定している以上、民法上発生する遅延損害金の徴収を行わないことは合規性に欠けることとなる。

実際に、令和 2～4 年度の収入未済額の件数は児童生徒数 94 件、平均 34,421 円であり、中央値は 37,785 円と 1 件あたりの金額は僅かであることから、本債権の徴収の優先度から民法に基づく遅延損害金の徴収を行っていないとの判断がなされているが、個別の債権管理においては、遅延損害金がいくら発生しているかを踏まえた上で、その未徴収が本債権の徴収を優先するためという判断として妥当かどうかの検討が行われなければならない。その上で、最終的に遅延損害金を徴収できずに放棄の上、不納欠損処理を行わなければならない場合には、放棄の処理基準として、債権管理条例を制定することを検討すべきである（債権管理条例の制定は上記①と同じく意見に属する）。

2-9 放課後児童クラブ保護者負担金

(1) 債権の概要

債権名	放課後児童クラブ保護者負担金
所管課	子ども保育課
法令	児童福祉法6条の3第2項
条例	甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月25日)
規則・要綱・マニュアル	甲府市放課後児童健全育成事業実施要綱(平成17年3月16日) 年度毎の負担金徴収計画の策定と実施
債権の種類	私債権：要綱第8第1項に定められる入会申込書・勤務証明書・口座振替依頼書を保護者が提出し(申込)、これに対して市長が入会を決定し、保護者に通知する(承諾)ことで契約が成立する。簿冊に綴り保管(令和3年度以前は書庫、令和4年度以降は事務室)
時効(根拠法)	5年(民法166条1項)
制度の概要	放課後児童健全育成事業(児童福祉法6条の3第2項)に基づき、甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例14条により、支援の内容を定め、当該支援の提供につき利用者の保護者に費用負担を求める制度。
債権の特徴	収納率は高く、滞納は僅かである。
減免・軽減制度	経済的な事情を抱える家庭やひとり親などに対する減免制度(要綱第15~19)。利用児童2人目以降の利用料半額(要綱第14第2項)。
徴収管理システム	基幹系のうち福祉情報システム

(2) 債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	口座振替の場合は出していない(要綱第14第4項)
②収納	口座振替・銀行振込・収納課窓口での現金納付⇒システム入力
③督促及び催告：地方自治法施行令171条、甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則3条	システムにより確認された口座振替不能の場合に督促状の送付。さらに催告状の送付及び電話催促。いずれもシステムから出力。
④滞納事務：年度当初に負担金徴収計画を作成しこれに基づき実施	滞納による退会措置(要綱第20第2項(3))・入会取消の扱い(同第12(4))を利用申請時に説明。督促状送付後の対応がない場合は、催告状の送付、電話催促を行い、資力や生活状況(収入状況、様々な家庭事情など)を含めた納付相談を行いながら

	分納（地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 項後段）等の手続きを行っている。これらの交渉の経過や対応履歴は特記事項を含めシステムに入力し、入会申込時に把握した家族構成や就労状況も照らしながら債務者の状況を把握している。個別の滞納事案について滞納が解消しない場合には課内ミーティングで共有し、今後の対応を協議し、計画的な納付勧奨を行っている（ミーティングでは対応手法の確認・検証・改善も行っている）。当該クラブへの聴取等も滞納原因の把握のため行っている。遅延損害金の請求はない。入会時に負担金の徴収のために同意を受けた上で、債務者に関する状況を関係課（学事課）と共有して、効率的な対応を行っている。
⑤不納欠損処理	過去の債権管理台帳（エクセル表）に不備があり（支払を受けたことの記載なし）、そのまま未納で残存し、不納欠損等が行えず苦慮した事例があり。

（３）未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	放課後児童クラブ保護者負担金	担当課	子ども保育課	
区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
現年度分				
調定額 (A)	86,315	88,099	91,267	
収入済額 (B)	85,980	87,541	90,506	
(うち還付未済額) (C)	0	0	0	
不納欠損額 (D)	0	0	0	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	335	558	761	
収納率 ((B) - (C)) / (A)	99.6%	99.4%	99.2%	
過年度分				
調定額 (A)	2,081	2,202	2,599	
収入済額 (B)	214	161	370	
(うち還付未済額) (C)	0	0	0	
不納欠損額 (D)	0	0	0	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	1,867	2,041	2,229	
収納率 ((B) - (C)) / (A)	10.3%	7.3%	14.2%	
合計				

調定額 (A)	88,396	90,301	93,866
収入済額 (B)	86,194	87,702	90,876
(うち還付未済額) (C)	0	0	0
不納欠損額 (D)	0	0	0
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	2,202	2,599	2,990
収納率 ((B) - (C)) / (A)	97.5%	97.1%	96.8%

なお、納入方法の多様化として、口座振替不納の場合の納付書（督促）による支払については、指定金融機関や市役所窓口以外にコンビニ納付やQRコードによる対応ができるよう検討しているが、システム改修を行うとした場合でも令和7年度以降の対応になる見込みとなっている。

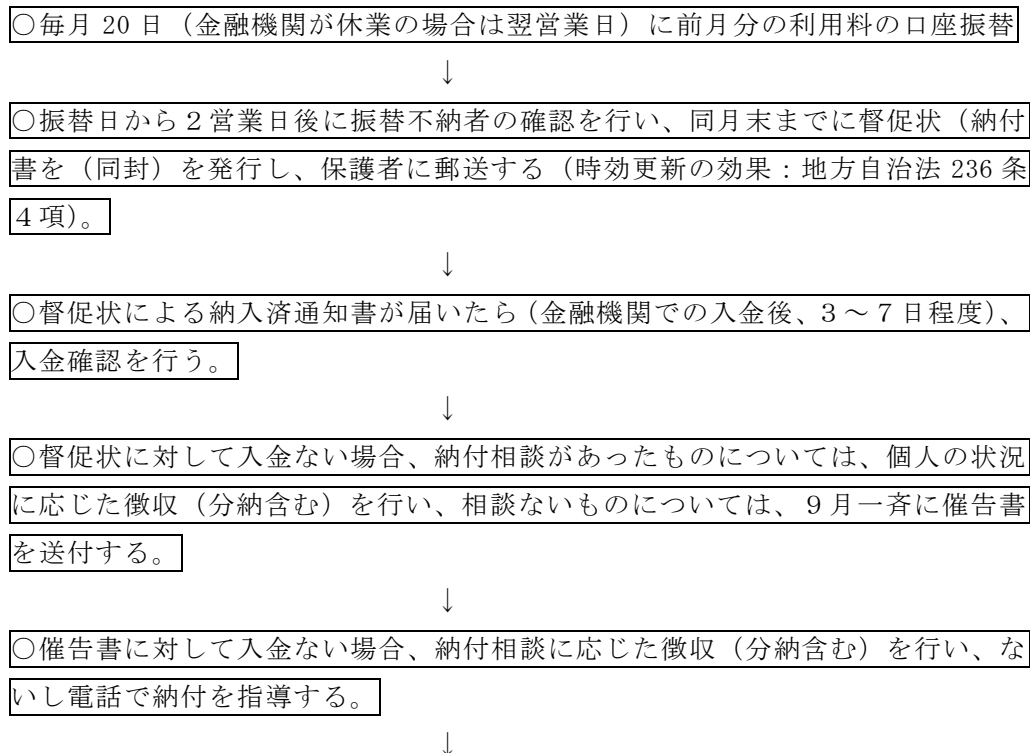
また、児童手当からの徴収については、規定の整備や必要な保護者の同意、実際に徴収に要する事務等について検討中である。減免適用は申請主義のため適用に時間がかかるが、申請時に本人から同意をとった上で、就学援助（学事課）や児童扶養手当の担当（子育て支援課）から直接データを取得し、適用できないかも検討中である。

（４）監査結果（指摘事項及び意見）

① 債務承認の書式の作成（指摘事項）

年度当初の４月に負担金徴収計画が作成され、これに基づき負担金の徴収が実施されている。

（計画書に記載された債権管理の流れ）



○滞納があるが次年度も利用を希望する場合は、次年度の利用ができない旨の説明とともに納付指導（分納含む）を行う（3月一斉）。

上記のうち、分納については、実際の例（令和5年度2件）を確認したところ、任意の様式で提出されており、いつの、どの滞納分の金額（総額）を支払うかの確認文書がなく、債務承認としての時効更新（民法152条）の要件充足に疑問を生ずる。したがって、分納の申請書や分納計画書については、書式を整え、債務承認に欠けることのないようにしなければならない。

② 債権管理マニュアルの作成（意見）

年度当初の4月に負担金徴収計画が作成され、これに基づき負担金の徴収が実施されているが、毎年の計画書でなく債権管理マニュアルを作成し、債務者から提出される文書の管理方法（保存場所や保存期間など）も規定するなど必要な書式を整えることが適当である。

③ 遅延損害金の管理について（指摘事項）

遅延損害金については、本債権が私債権であるので民法により発生するが、滞納者の経済状況は収入に比して小学生の子どもに係る費用の割合が高くなるなど、滞納者の生活状況等を考慮して請求を行っていない。

しかしながら、甲府市の債権としては、遅延損害金が納期限の翌日から発生していることから、同債権を管理する必要がある。仮に僅かであっても分納の際に、遅延損害金の支払条項を定め（例：滞納した負担金の分納が終了した際には速やかに遅延損害金を支払うこととし、その支払方法は分納終了時に別途協議する。）、遅延損害金債権について滞納者との間で明らかにしておく必要がある。

さらに、滞納した負担金と遅延損害金の回収が困難になり、不納欠損処理の対象となっても債権管理上債権自体は存在するので、④に述べる債権管理条例による対応を検討すべきである（意見）。

④ 私債権についての不納欠損処理の基準の作成及び債権管理条例の制定（意見）

不納欠損処理を行った事例や債権放棄の事例はないとのことであるが、私債権の不納欠損処理を行っても、債権自体については債務者による消滅時効援用や債権放棄の手続について議会承認などハードルが高く、債権（遅延損害金を含む）が未納のまま長期間残存することになりかねない。

仮に分納整理を行っても、児童が学校を卒業後、保護者の居所が不明となり、回収が困難になる事例も出現しうる。

そこで、不納欠損処理の基準の策定と私債権の場合の債権放棄についての債権管理条例の制定は検討すべき課題である。

2-10 児童扶養手当返還金

(1) 債権の概要

債権名	児童扶養手当返還金
所管課	子育て支援課
法令	児童扶養手当法、同法施行令、同法施行規則
条例	該当なし
規則・要綱・マニュアル	児童扶養手当事務処理マニュアル（厚生労働省）、児童扶養手当事務取扱手引、債権処理のガイドライン（令和4年版。以下「ガイドライン」）
債権の種類	非強制徴収公債権
時効（根拠法）	5年（地方自治法236条1項）
制度の概要	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給する制度。資格要件（児童扶養手当法3条～4条の2）及び支給要件（同法9条～13条の2）を充足することが求められる。
債権の特徴	受給中に資格要件を欠くこととなった場合（婚姻、児童非監護、受給者死亡）や、所得状況の変動があった（障害基礎年金・老齢年金の受給、所得更正）にも関わらず、受給者からの申し出がない、または遅れる等の場合、本来減額されるはずだったにもかかわらず、減額前の手当が支給されることによって発生する過払い金の返還を求めるものである。
減免・軽減制度	地方自治法施行令171条の6第1項・第2項に基づき履行の延期や分納額の再調整等の対応（ガイドラインによる対応）
徴収管理システム	総合福祉システムの中の児童扶養手当システム

(2) 債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	返還金額の調定を行い、過払金返還通知書を送付（ガイドライン）
②収納	その後に支払う手当がある場合は、返還金を当該手当の内払金とみなすことができる（児童扶養手当法31条）ため、返還金の内払調整を合意のもと優先的に適用する。
③督促及び催告	甲府市税外収入の督促等に関する条例2条に基づき督促状の発送。さらに電話や文書により支払の催促を行う（ガイドライン）。
④滞納事務	（情報収集）

	児童扶養手当申請時及び毎年の現況届出時や受給資格の更新時に面談にて世帯の生活状況を含め受給者の資力等を確認。 (事情聴取による状況確認及び返還方針の決定) 返還金が発生した段階で、債務者へ電話連絡、その後面談を行い、債務者の経済的事情を考慮しながら、納付方法(内払調整、分割納付)、納付時期について調整し、返還方針の決定。 (返還金台帳) 履行延期、分割納付については、返還金台帳(債務者情報、確定返還金、返還時期・金額、残高等)をエクセル表で作成し、債権管理を行う。債務者から提出を受けた文書を年度毎にファイルで保管。 令和2年度:現年2件、過年27件、同3年度:現年6件、過年28件、同4年度:現年3件、過年30件、同5年度:現年3件、過年23件 (法的措置等) 法的措置の事例はない。転出者について所在不明な場合は現地調査のほか、滞納整理課でも対応している転出者については同課の協力を得て、同課から子育て支援課への連絡要請などを行っている。
⑤不納欠損処理	甲府市財務規則に基づく不納欠損処理(ガイドライン)の過去の実績はない。債権放棄の実績もない。

(3) 未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		(単位:千円)		
債権の名称	児童扶養手当返還金	担当課	子育て支援課	
区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
現年度分				
	調定額(A)	1,070	595	108
	収入済額(B)	248	357	72
	(うち還付未済額)(C)	0	0	0
	不納欠損額(D)	0	0	0
	収入未済額(E) = (A) - (B) + (C) - (D)	882	238	36
	収納率((B) - (C)) / (A)	23.2%	60.0%	66.7%
過年度分				
	調定額(A)	8,814	7,775	5,935

	収入済額（Ｂ）	3,326	2,191	684
	（うち還付未済額）（Ｃ）	0	0	0
	不納欠損額（Ｄ）	0	0	0
	収入未済額（Ｅ）＝（Ａ）－（Ｂ） ＋（Ｃ）－（Ｄ）	5,488	5,584	5,251
	収納率（（Ｂ）－（Ｃ））／（Ａ）	37.7%	28.2%	11.5%
合計				
	調定額（Ａ）	9,884	8,370	6,043
	収入済額（Ｂ）	3,574	2,548	756
	（うち還付未済額）（Ｃ）	0	0	0
	不納欠損額（Ｄ）	0	0	0
	収入未済額（Ｅ）＝（Ａ）－（Ｂ） ＋（Ｃ）－（Ｄ）	6,310	5,822	5,287
	収納率（（Ｂ）－（Ｃ））／（Ａ）	36.2%	30.4%	12.5%

①収入未済の件数、１件あたりの金額、滞納額の幅

令和２年度：現年１件（141,310円）、過年21件（17,890～1,085,100円）

令和３年度：現年４件（12,490～534,620円）、過年23件（5,890～975,100円）

令和４年度：現年１件（237,480円）、過年22件（5,890～885,100円）

令和５年度：現年１件（35,890円）、過年22件（5,890～795,100円）

②分納の割合が高いので（令和２年度 89.66％、同３年度 70.59％、同４年度 75.76％、同５年度 76.92％）、毎年度の収入済額は低く、収納率も低くなる傾向。ただし、債務者から提出される「履行延期及び分割納付申請書」及び「分割納付計画書」により履行期限の延期及び分割納付を承認することで、分納回数・分納額は無理のない範囲で取り決めており、毎回の回収は出来ている。したがって滞納もなく、延滞金の発生もない。

（４）監査結果（指摘事項及び意見）

① 債務者から提出を受けた文書の管理規程の整備（意見）

債務者から提出を受けた文書については年度毎にファイルで保管しているが、その管理規程（保管される文書の内容、保管期間、毎年度の内容確認等）を「返還金台帳」と並んでガイドラインに規定すべきである。

② 内払調整の債務者の合意の法的意味について（意見）

過払いが発生し、その後に支払う手当がある場合は、返還金を当該手当の内払金とみなすことができる（児童扶養手当法 31 条）。この場合、担当課から債務者に対して電話連絡もしくは市役所に用事があり来庁した際に説明の上、債務者から返還

金の内払調整の承諾を得た場合に児童扶養手当システムの備考欄にその旨の記録の上、内払調整を行う運用がとられている。

法律上は、債務者の同意は要件となっていないが、条文上「内払金とみなすことができる」と規定され、いわゆる「できる」規定となっていることから、債務者の承諾を得る運用がなされているものと思われる。しかしながら、仮に債務者の承諾を得られなかった場合に内払調整ができなくなるようでは債権管理上問題であるので、承諾は児童扶養手当法上の要件ではないことは踏まえておくべきである。

③ 返還金発生の原因究明と対策（意見）

受給中に資格要件を欠くこととなった場合（婚姻、児童非監護、受給者死亡）や、所得状況の変動があった（障害基礎年金・老齢年金の受給、所得更正）にも関わらず、受給者からの申し出がない、または遅れる等の場合、本来減額されるはずだったにもかかわらず、減額前の手当が支給されることによって発生する過払い金の返還を求めるものであることから、制度上、返還金発生は不可避とも考えられる。

しかしながら、返還金には幅があり、金額が 80～100 万円にも上る場合が散見され、分納の割合が多いことから、収納率が低くなりがちである。金額が多い案件については、なぜ返還金が発生したかの分析も行い、今後の対策も検討すべきである。

2-1-1 障害児通所支援給付費返還金

（1）債権の概要

債権名	障害児通所支援給付費返還金（児童福祉法 57 条の 2 第 6 項にあたる過誤処理の対応になるもの）
所管課	障がい福祉課
法令	不当利得返還請求（民法 703 条）
条例	該当なし
規則・要綱・マニュアル	債権処理のガイドライン（令和 6 年 4 月）
債権の種類	私債権（民法 703 条）
時効（根拠法）	5 年（民法 166 条 1 項）
制度の概要	児童福祉法に基づく障害児通所支援給付制度
債権の特徴	障害児通所支援給付費の算定及び請求にかかわる法人からの返還金
減免・軽減制度	地方自治法施行令 171 条の 7 にしたがった免除
徴収管理システム	財務管理システム

(2) 債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	障がい福祉課サービス支援係による調定及び通知
②収納	一括納付が原則。財務管理システムで収納を確認。
③督促及び催告	甲府市税外収入の督促等に関する条例、甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則に基づき督促状の送付と催促（電話ないし文書）
④滞納事務	債権処理のガイドラインに基づき、滞納事務を行う。納期限経過後に電話ないし文書で催促しても納入がない場合には、面談による事情聴取を行い、返還意思を確認し、「返還金台帳」（債務者名、住所、返還金額、返還時期・金額、残高）を整理し、返還方針を決定。 一括納付が原則であるが、履行延期及び分割納付申請書による分割納付も行うこととする（地方自治法施行令 171 条の 6）。 管理台帳で履行期限の把握。債務者から提出を受けた文書の保管。法令に認められる範囲で他所管課との情報共有。延滞金の発生事例なし。
⑤不納欠損処理	該当事例なし。

(3) 未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	障害児通所支援給付費返還金	担当課	障がい福祉課	
区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
現年度分				
調定額 (A)		13,041	11,918	
収入済額 (B)		1,123	2,400	
(うち還付未済額) (C)		0	0	
不納欠損額 (D)		0	0	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	0	11,918	9,518	
収納率 ((B) - (C)) / (A)		8.6%	20.1%	
過年度分				
調定額 (A)				
収入済額 (B)				
(うち還付未済額) (C)				
不納欠損額 (D)				
収入未済額 (E) = (A) - (B)	0	0	0	

	+ (C) - (D)			
	収納率 ((B) - (C)) / (A)			
合計				
	調定額 (A)		13,041	11,918
	収入済額 (B)		1,123	2,400
	(うち還付未済額) (C)		0	0
	不納欠損額 (D)		0	0
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	0	11,918	9,518
	収納率 ((B) - (C)) / (A)		8.6%	20.1%

上記の債権については、弁護士に相談する中で請求事務を実施し、毎年提出される決算書に基づき債務者の状況を把握し、月額20万円以上の分納などの計画的納付を実施。毎年1月頃に「債務確認承認書兼納付誓約書」を提出してもらい、今後の返還計画等を確認し、2月、3月の年間の残り2回分の納付書を渡し、納付を行わせている。計画どおりの納付あり。

(4) 監査結果（指摘事項及び意見）

① 過誤処理と返還金処理の基準検討（意見）

返還金の発生に対する通常の処理は過誤処理を行い、金額が大きい場合には債権管理の対象とする扱いが行われているとのことであった。

過誤処理とは、一般的に請求書等に誤りがあった場合に、事業所が市に対して申立を行い、実績等を取り下げ、次の給付において減額する会計上の処理を行う手続きである。

本件は、過誤の金額が多かったことから返還金処理を行ったとのことであるが、過誤処理か返還金処理かの選択について、今後の同種事例への対応のため、金額基準のほか、対象事業所の規模、返還期間、返還金額などについて、基準を検討すべきである。

② 債権処理のガイドラインの書式の整備（意見）

債権処理のガイドラインがまとめられ、返還金台帳の整備（記載すべき事項の明記）のほか、「履行延期及び分割納付申請書」、「履行延期及び分割納付承認決定通知書」などの書面にも触れている。

そこで、これらの書面の書式についてもガイドラインに記載するとともに、令和4年度の未収債権について分納にあたり債務者から提出された「債務確認承認書兼納付誓約書」の書面も有用であるので、必要な書面に関する書式もガイドラインに掲載すべきである。

2-12 生活保護費返還金

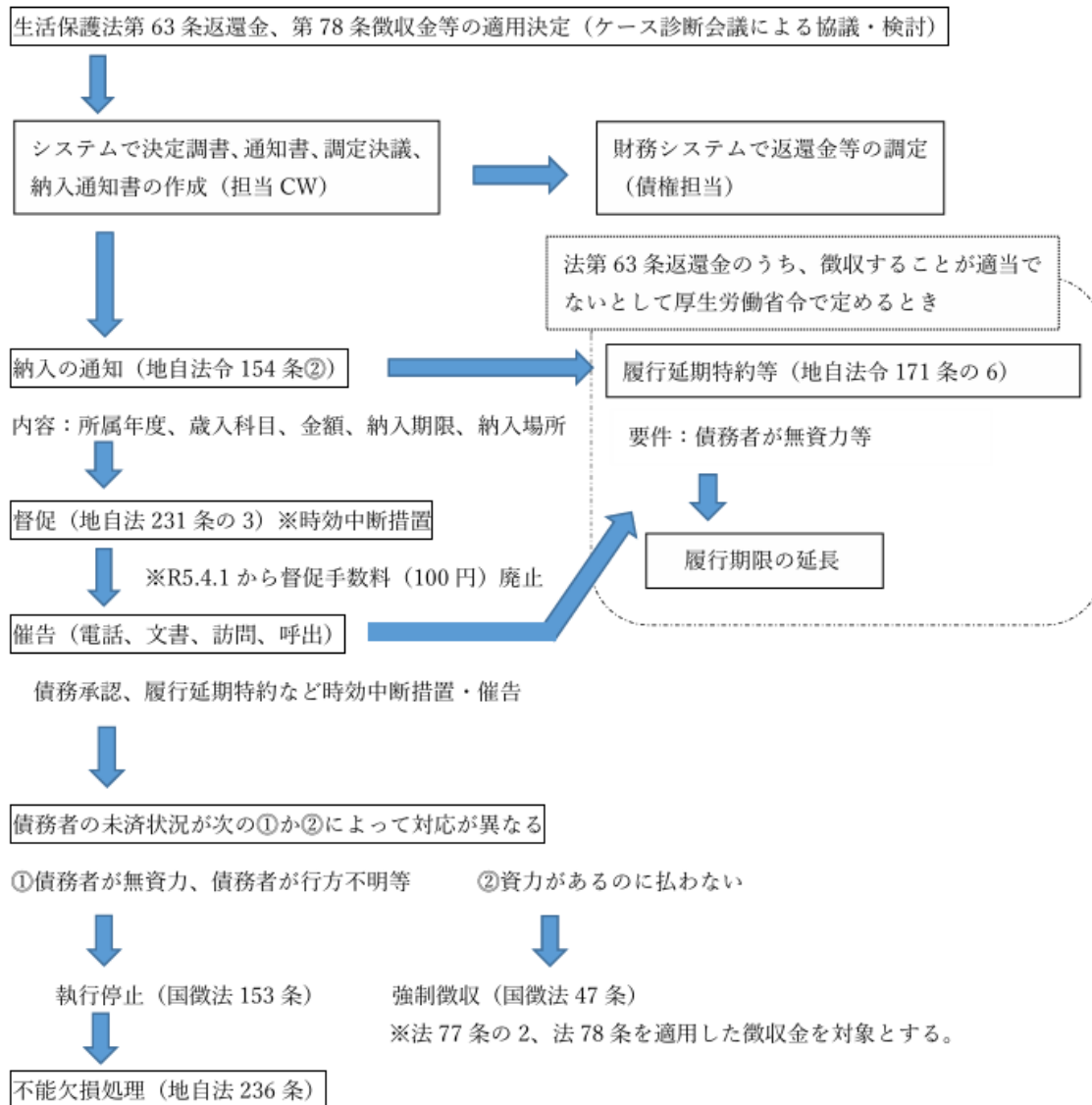
(1) 債権の概要

債権名	生活保護費返還金
所管課	生活福祉課
法令	生活保護法、国税徴収法、地方自治法
条例	該当なし
規則・要綱・マニュアル	生活保護費に係る債権管理マニュアル 生活保護費に係る債権管理手順書
債権の種類	① 生活保護法 63 条に基づく返還金債権 ア 非強制徴収公債権 イ 平成 30 年 10 月 1 日以降支払分につき、生活保護法 77 条の 2 が適用される場合は強制徴収公債権 ② 生活保護法 77 条に基づく徴収金債権：非強制徴収公債権 →取扱い事例なし ③ 生活保護法 78 条に基づく徴収金債権 ア 平成 26 年 6 月 30 日以前支払分は非強制徴収公債権 イ 平成 26 年 7 月 1 日以降支払分は強制徴収公債権
時効（根拠法）	5 年（地方自治法 236 条 1 項）
制度の概要	資力があるにもかかわらず保護費を受給した者から保護費の範囲で相当額を返還させたり、不正受給した者から一定の加重した割合を上限として徴収金を支払わせる制度
債権の特徴	対象が生活困窮者であることから、返還すべき金額をすでに費消してしまっているなど回収が困難なケースも多い。強制徴収公債権においては、一括返還が困難な場合、受給する生活保護費から一部未払分に充当して分割納付する方法をとっている場合もある。
減免・軽減制度	生活保護法 63 条の返還金のうち徴収することが適当でないとして厚生労働省令で定めるとき ① 履行期限の延期（地方自治法施行令 171 条の 6） ② 徴収停止（同 171 条の 5） ③ 債務の免除（同 171 条の 7）
徴収管理システム	ふれあいシステム、債権管理台帳、財務会計システム

(2) 債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	納付通知を送送。
②収納	納付通知の日から 20 日以内の期限で納付、口座振替。
③督促及び催告	納期限経過後 20 日以内に督促状を送送。
④滞納事務	督促しても納付されない場合には、文書や訪問、福祉事務所への呼び出し等を行い、債務を履行するよう催告を行うとともに定期的に納付を指導し、その経過を債権管理台帳に記録する。
⑤不納欠損処理	消滅時効の完成した債権（地方自治法 236 条） 全ての相続人が死亡、または相続放棄の手続を行った債権

〈債権管理の流れ〉



要件：5 年経過し時効完成等（適正な債権管理を実施し、国の国庫負担金として申請を行っていく）

(3) 未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	生活保護法 63 条返還金、同法 78 条徴収金	担当課	生活福祉課	
区分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
現年度分				
	調定額 (A)	77,788	80,127	59,278
	収入済額 (B)	36,156	33,052	26,391
	(うち還付未済額) (C)	0	0	0
	不納欠損額 (D)	0	0	0
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	41,632	47,075	32,887
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	46.5%	41.2%	44.5%
過年度分				
	調定額 (A)	202,019	215,826	248,664
	収入済額 (B)	12,765	14,264	11,806
	(うち還付未済額) (C)	0	0	0
	不納欠損額 (D)	15,059	0	62,214
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	174,195	201,562	174,644
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	6.3%	6.6%	4.7%
合計				
	調定額 (A)	279,807	295,953	307,942
	収入済額 (B)	48,921	47,316	38,197
	(うち還付未済額) (C)	0	0	0
	不納欠損額 (D)	15,059	0	62,214
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	215,827	248,637	207,531
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	17.5%	16.0%	12.4%

(4) 監査結果 (指摘事項及び意見)

- ① 債権管理マニュアル等に改正民法が部分的にしか反映されていない (指摘事項)。
- 生活保護費返還金等に関しては、債権管理マニュアルとこれを具体的な手続書式を示して補完する債権管理手順書がいずれも詳細に整備されており、前者については令和 6 年 4 月に、後者については令和 3 年 3 月に改訂され、随時見直しがなされているようである。

他方で、近年、民法 (相続法・債権法) が改正されたものの、上記債権管理マニ

マニュアル等においては、不納欠損処分処理基準にもなっている消滅時効の完成に係る改正点について反映されていない部分が見受けられた。

改正民法によれば、改正前の「中断」ないし「停止」の概念は、「更新」ないし「完成猶予」に再構成されており、民法改正に合わせて地方自治法 236 条も整備されている。

また、改正民法施行日前に生じた債権であっても、施行日後に更新（中断）・完成猶予（停止）の事由が生じたときは改正法を適用することになっている（附則 10 条）。

さらに、改正民法では、「協議を行う旨の合意による時効の完成猶予」の制度が導入され、当事者から「承認」を得られない場合であっても、時効完成を回避する方法もあることから、債権の適切な管理を行うためには、担当者全員が改正点を正しく理解することが必要である。

そのため、改正民法が的確に反映された上記債権管理マニュアル等の改訂を速やかに行うべきである。

② 期限内に督促状を発送するよう努めるべきである（意見）。

納入通知から 20 日以内に納期限を設定し、納期限までに納付がない場合には、納期限から 20 日以内に督促状を発しなければならない。

従前は、督促状の発送が必ずしも期限内に行われていなかったため、今年度から遵守するようにしているとのことである。

督促状の発送期限は、訓示規定であり強行規定ではないため、期限後に発送したとしても必ずしも効力に影響を及ぼすものではなく、これを有効と判断した裁判例（徳島地裁昭和 30 年 12 月 27 日判決）もあるようだが、督促状は、時効の更新（中断）の効力を有する（地方自治法 236 条 4 項）重要な法律行為であり、また、滞納管理や時効管理の観点からも、全件において定められたとおり期限内に発送されるべきである。

③ 債務者が死亡した場合には、相続人を調査し、相続人がいる場合には速やかに相続人に請求するべきである（意見）。

上記債権管理マニュアル等によれば、債務者が死亡した場合における相続に関する手順が詳細に記述されており、結論として「相続人に請求して債権の保全に努めること」との記載があるが、実際には相続人への請求はなされていないようである。

確かに、債務者は低所得者である場合が多く、その相続人においても十分な資力を有しているとは限らず、必ずしも回収可能性は高いとは言えないが、金額によっては支払われる場合もあり、まず請求自体は行うべきである。

この場合、請求を受けた相続人が相続を放棄する場合がある。そして、すべての相続人が相続を放棄した場合には、不納欠損処分処理基準を満たすことになる。

相続の放棄をするには、相続開始を知ったときから 3 か月以内に家庭裁判所に相

続放棄の申述をしなければならない（民法 915 条、同 938 条）。そのため、相続人に相続の放棄をするかしないかの判断を促すためには相続人の探索や相続人への請求は速やかに行う必要がある。

しかし、相続人が相続財産を処分しておらず、かつ、相続人への請求で初めて債務を知ったような事情がある場合には、上記期限経過後であっても裁判所はかかる事情を斟酌し相続放棄の申述を受理する運用もしており、上記期限にあまり拘泥することはない。

いずれにせよ、相続人に請求することによって、相続を放棄しない或いは放棄できない相続人と納付の交渉を始めることができ、また、すべての相続人が相続を放棄するのであれば、これをもって不納欠損処理をすることができることになる。

相続人への請求は、処理を進めるためにも速やかに行うべきである。

- ④ 不納欠損処分に係る処理基準を満たす債権については、会計年度毎に適切に処理を進めるべきである（意見）。

上記債権管理マニュアル等によれば、⑦消滅時効の完成した債権（地方自治法 236 条）、①すべての相続人が死亡、又は相続放棄の手続を行った債権（相続人不存在）は、不納欠損処分に係る処理基準を満たすものとされ（なお、相続人不存在の場合に、一定の相続財産があつて相続財産清算人（管理人）が選任される場合には、当該手続によっても回収できなかった残額についてということになる。）、不納欠損処分手続は、債権管理担当が毎年度 1 回年度末に行うこととなっている。

他方で、前記（3）記載の不納欠損処理状況を見ると、令和 3 年度まで 1,500 万円程度であつたものが令和 4 年度は 0 円となり、令和 5 年度は約 6,200 万円となっている。

この状況の経緯については、令和 4 年度にデータを整理した際、前年度以前にすでに時効が完成している債権が複数判明したことから、同年度を調査期間とし上記処分基準に該当する債権を精査したため、同年度は 0 円となっているとのことである。

今後は、各年度において随時適切に処理されたい。

2-13 甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金返還金

(1) 債権の概要

債権名	甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金返還金
所管課	長寿介護課
法令	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 地方自治法施行令
条例	該当なし
規則・要綱・マニュアル	甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則 甲府市補助金等交付規則 甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金交付要綱 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準
債権の種類	私債権
時効（根拠法）	5年（民法166条1項）
制度の概要	老人福祉施設の整備費用に対し条件を付して補助金が交付されたケースにおいて、その後有償譲渡等の財産処分がなされた場合に、経過年数に応じて現存価値を算出し補助金の一部を返還するもの
債権の特徴	財産処分に伴う補助金の返還金であり、当該債権は発生する事例は少ない。一括で返還されることが多く、滞納となる事例はまれである。
減免・軽減制度	私債権であり、地方自治法施行令171条の7の規定に基づき減免することは可能であるが、減免されることはまれである。
徴収管理システム	歳入予算整理簿により、収納状況を確認し、滞納となったものについては、債権管理台帳で整理している。

(2) 債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課作成の財産処分承認申請書等作成の手引きに従って処理しており、返還金の額は、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」に基づき算定されている。 財産処分承認については関東信越厚生局長から市へ通知がなされ、その後、関東信越厚生局長から市へ国庫納付通知書が送付され、市から事業者へ通知している。
------------	--

②収納	現金による収納は受け付けておらず、返還する際には納付書を発行して納付してもらう。
③督促及び催告 (地方自治法施行令171条)	財産処分を行う際に、補助金の返還が必要であり、一括納付が必要である旨を説明している。
④滞納事務 (地方自治法施行令171条の6)	歳入予算整理簿により、収納状況を確認し、滞納となったものについては、督促状の発送を行っている。 納期限内納付が確認できなかった場合は、電話等により早期に接触し、一括納付が困難である場合は、納付相談をするよう説明している。 一括納付が困難な債務者には、分納を認めている。 毎年、債務承認兼分納誓約書を徴求している。分納誓約書の内容は、その年の毎月の分納額を記載し、残額を一括払いとし、毎年、毎月の分納額を改めて定めている。
⑤不納欠損処理	これまで分納を申し出た債務者は、分納計画に基づき債務を弁済していたため、不納欠損処理の対象となった債権はない。

(徴収のフロー)

- 1 財産処分願い (事業所→市)
 - 2 承認申請 (市→国)
 - 3 承認通知 (国→市)
 - 4 承認通知 (市→事業所)
 - 5 財産処分完了報告 (事業所→市)
 - 6 財産処分完了報告 (市→国)
 - 7 財産処分に係る国庫納付通知書 (国→市)
 - 8 財産処分に係る納付通知書 (市→事業所)
 - 9 財産処分に係る納付金の納付(事業所→市)、財産処分に係る納付金の納付(市→国)
- ※ 9の納付金の納付は、順序が前後する場合がある。

(3) 未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表			(単位：千円)	
債権の名称	甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金返還金	担当課	長寿介護課	
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
現年度分				
調定額 (A)	0	10,285	3,380	

	収入済額（Ｂ）	0	10,285	3,380
	（うち還付未済額）（Ｃ）	0	0	0
	不納欠損額（Ｄ）	0	0	0
	収入未済額（Ｅ）＝（Ａ）－（Ｂ） ＋（Ｃ）－（Ｄ）	0	0	0
	収納率（（Ｂ）－（Ｃ））／（Ａ）		100.0%	100.0%
過年度分				
	調定額（Ａ）	10,211	8,876	5,296
	収入済額（Ｂ）	1,335	3,580	3,411
	（うち還付未済額）（Ｃ）	0	0	0
	不納欠損額（Ｄ）	0	0	0
	収入未済額（Ｅ）＝（Ａ）－（Ｂ） ＋（Ｃ）－（Ｄ）	8,876	5,296	1,885
	収納率（（Ｂ）－（Ｃ））／（Ａ）	13.1%	40.3%	64.4%
合計				
	調定額（Ａ）	10,211	19,161	8,676
	収入済額（Ｂ）	1,335	13,865	6,791
	（うち還付未済額）（Ｃ）	0	0	0
	不納欠損額（Ｄ）	0	0	0
	収入未済額（Ｅ）＝（Ａ）－（Ｂ） ＋（Ｃ）－（Ｄ）	8,876	5,296	1,885
	収納率（（Ｂ）－（Ｃ））／（Ａ）	13.1%	72.4%	78.3%

なお、過去に不納欠損処理を行ったことはない。

（４） 監査結果（指摘事項及び意見）

① 遅延損害金や加算金について規定すべきである（意見）。

甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金返還金は、補助金の交付は負担付贈与契約と解されていることから、私債権に該当するものと解される。

したがって、当該返還金は、地方自治法 231 条の 3 に規定する強制徴収公債権に該当せず、税外収入の督促及び延滞金の徴収について必要な事項を定めた「甲府市税外収入の督促等に関する条例」は、地方自治法 231 条の 3 の規定に基づき徴収する税外収入を対象とするものであり、当該返還金には適用されない。

当該返還金については、地方自治法施行令 171 条から 171 条の 7 の規定が適用されることになる。

地方自治法施行令 171 条の 6 第 2 項は、「普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。

この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。」と規定している。

しかしながら、甲府市地域密着型サービス拠点施設等整備費補助金交付要綱において、遅延損害金や加算金に関する規定はない。

公平性の観点からすれば、事案の性質によっては、遅延損害金や加算金を賦課することができる規定を設けることも検討すべきである。

例えば不正受給等による補助金交付決定の取消しにより返還金が発生した場合には、加算金を賦課する規定を設けることも考えられる。

また、分納を誓約した債務者が滞納した場合には、遅延損害金を賦課する規定を設けるか、民法に基づき遅延損害金を徴収することも検討すべきである。

② 長期にわたる分納の場合、履行確保の手段を検討すべきである（意見）。

長期にわたる分納となるケースは、事業者であった法人に分納を確実に履行するために必要な収入や資産が見込まれないことから、長期にわたる分納をせざるを得ない事案であると思われる。

そのような場合には、確実な履行を確保するため、例えば代表者等施設の運営に責任を負うべき者の保証や担保の提供を求めるといった対応も検討すべきである。

2－14－1 国民健康保険料

（１）債権の概要

債権名	国民健康保険料
所管課	健康保険課
法令	国民健康保険法 76 条、同 110 条、地方自治法 231 条の 3、地方税法 15 条の 7
条例	甲府市国民健康保険条例（昭和 34 年 3 月 31 日）
規則・要綱・マニュアル	甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和 35 年 11 月 7 日） 国民健康保険料滞納整理マニュアル 金庫現金管理マニュアル
債権の種類	強制徴収公債権
時効（根拠法）	2 年（国民健康保険法 110 条 1 項）
制度の概要	国民健康保険制度は、原則として被用者保険等の適用者以外の国民すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行う。保険者は市町村と国民健康保険組合が該当

	する。
債権の特徴	国民健康保険法 76 条に基づき国民健康保険料を徴収する。 国民健康保険料の納付義務者は世帯主となる。世帯主が国民健康保険加入者ではない場合でも、世帯内で誰かが国民健康保険に加入していれば世帯主を擬制世帯主として扱い、保険料の納入通知書は世帯主宛てとなる。 保険料は世帯単位で算定し、均等割（世帯に属する被保険者の人数に応じて賦課）、平等割（世帯ごとに賦課）、及び所得割（世帯に属する被保険者の所得に応じて賦課）を合計したものとなる。
減免・軽減制度	・倒産、解雇、雇い止めなどにより職を失った方は国民健康保険料が軽減される。 ・低所得者世帯は保険料が減額される（前年分の世帯合計所得に応じて 7 割・5 割・2 割を減額）。 ・出産する被保険者の産前産後期間の保険料が免除される。 ・災害により損害を受けた場合や世帯の主たる所得者が疾病、倒産、解雇などの理由から所得が大幅に減少した場合などは保険料が減免される場合がある。
徴収管理システム	Reams. NET II、滞納管理システム

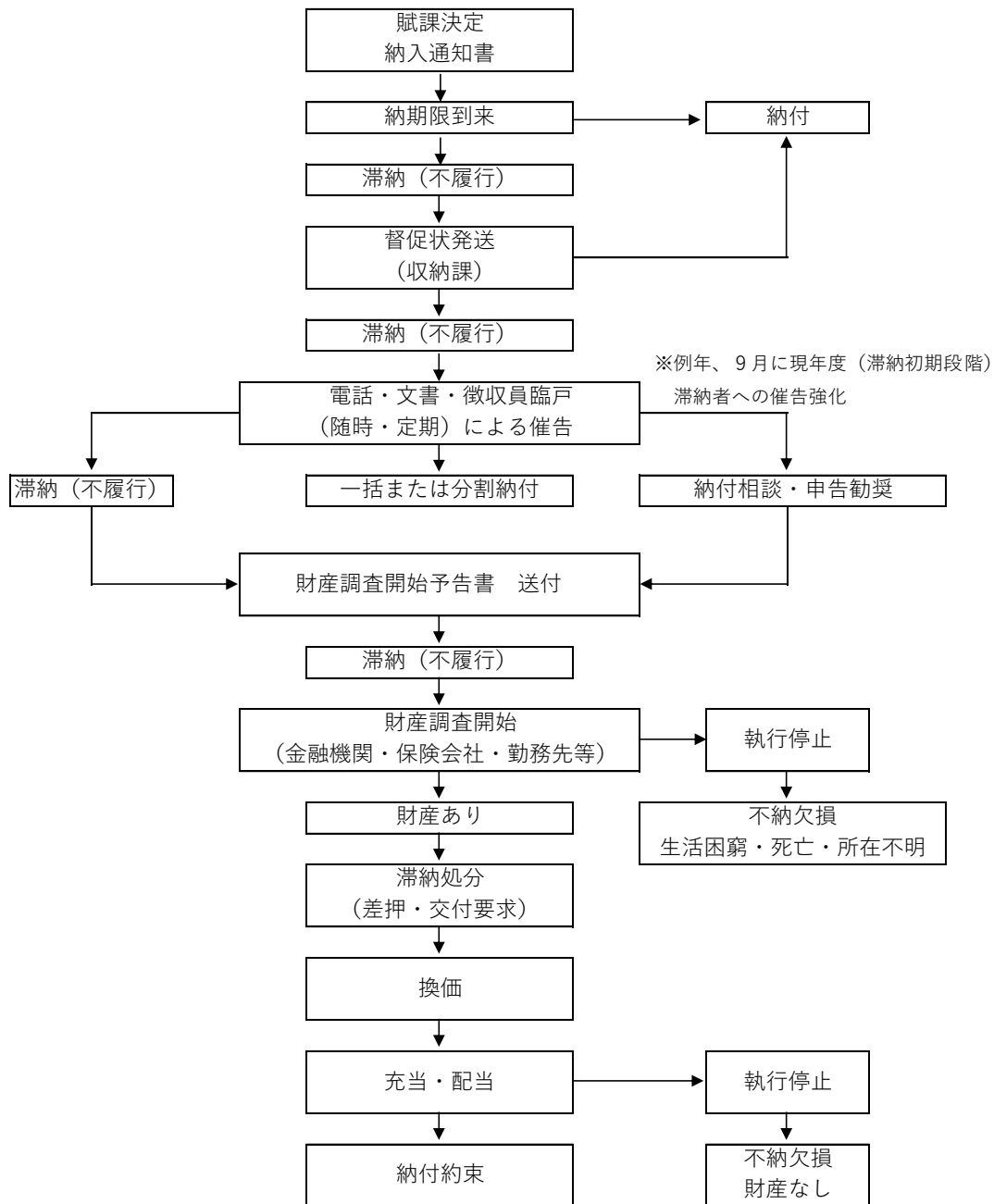
（２）債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	健康保険課で調定し、納入通知を送付する。
②収納	特別徴収と普通徴収を選択できる。特別徴収は世帯主の年金から保険料が引き落とされる。普通徴収は保険料の納付を納付書や口座振替による方法のほか、PayPay、クレジットカードによる方法があり、納入通知書送付時のチラシや本市 Web サイト上で案内を行っている。口座振替については、国保加入手続時に窓口で勧奨を行っており、ペイジーの活用により、キャッシュカードがあればその場で口座振替登録を行っている。
③督促及び催告	・期日までに納付がなければ、納期限 1 か月後に督促状を収納推進課から送付する。 ・督促状の発送から概ね 2 ～ 3 週間後、入金確認を行い、滞納状況を確認する。 ・滞納の場合には、催告員による電話や文書催告、徴収員による訪問催告などを行い、納付指導を行う。 ・納付指導（来庁納付なども含む）の結果、現金収納を受ける際には、金庫現金管理マニュアルに基づいて対応する。
④滞納事務	国保賦課システム・滞納管理システムにより、債務者の現況把

	握をはじめ、債権の状態を適切に管理し、課内で共有している。滞納事務は、下記の滞納整理フロー図に従って実施している。 ・催告に反応があった場合には、納付相談を行う。納付相談では債務者の状況を確認し、原則として一括納付を求めるが、一括納付が難しい債務者には分納を認めるなど柔軟な対応を講じる。まずは未納を累積させないように口座振替、自主納付を約束させる。未申告の場合は申告指導を行う。 ・催告に反応がなかった場合には財産調査を行う。調査後、滞納処分として換価可能な財産があれば差押えを、財産がなければ執行停止を行う。
⑤不納欠損処理	催告に応じず、処分財産が見つからない場合などを不納欠損の対象債権として選定し、不納欠損処理を行っている。

(事務処理フロー図)

1. 国民健康保険料の滞納整理フロー図



(国民健康保険料滞納整理マニュアルより)

(3) 未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	国民健康保険料	担当課	健康保険課	
区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
現年度分				
	調定額 (A)	4,280,682	4,148,245	4,103,202
	収入済額 (B)	4,019,126	3,899,029	3,827,033
	(うち還付未済額) (C)	12,936	19,442	16,335
	不納欠損額 (D)	0	0	0
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	274,492	268,658	292,504
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	93.6%	93.5%	92.9%
過年度分				
	調定額 (A)	793,389	620,274	561,287
	収入済額 (B)	197,897	173,548	157,328
	(うち還付未済額) (C)	116	606	589
	不納欠損額 (D)	240,768	146,915	119,278
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	354,840	300,417	285,270
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	24.9%	27.9%	27.9%
合計				
	調定額 (A)	5,074,071	4,768,519	4,664,489
	収入済額 (B)	4,217,023	4,072,577	3,984,361
	(うち還付未済額) (C)	13,052	20,048	16,924
	不納欠損額 (D)	240,768	146,915	119,278
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	629,332	569,075	577,774
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	82.9%	85.0%	85.1%

(4) 監査結果 (指摘事項及び意見)

① 不動産の調査及び差押えの実行 (意見)

債務者が催告等に応じず滞納が続く場合に、債務者の財産を調査し、必要に応じて財産の差押え、換価等を実施することになる。現状は、預金調査及び差押えを中心として、その他に給料や保険料を差し押さえて回収を行っている。しかしながら、債務者の不動産については、換価手続きに労力・時間を要することから、調査及び差押えを実施していなかった。

債務者が甲府市に所有する不動産については、固定資産税を所管する資産税課に問い合わせることで比較的容易に把握できることから、不動産調査を積極的に実施すべきである。また、不動産のうち、自宅については差し押さえられることでの心理的な警告効果が高いと考えられるので実施を検討すべきである。更に滞納額が多い債務者については不動産の換価処分も検討すべきである。

② 時効管理の徹底（指摘事項）

時効による不納欠損処理の状況について確認したところ、時効の到来を原因とした不納欠損処理をした債務者が確認された。当該債務者については、債務者からの回収状況を勘案すると分納計画等に反映することで時効を回避できたと考えられる。

今後は、業務マニュアル等で時効管理の考え方を明確にする中で、滞納整理業務を行うべきである。

③ 延滞金を含めた債権の管理（意見）

滞納事務において、滞納管理システムから出力した債務者ごとの滞納データに基づき徴収担当者に債務者及び滞納債権を割り当てているが、当該滞納データには延滞金は記載されておらず、本体保険料のみの滞納債権額となっている。延滞金については滞納管理システムにて自動で算定はされているものの、本体保険料が納付された時に延滞金を調定するため、徴収員に割り当てられる滞納データには延滞金は含まれないこととなる。

延滞金は甲府市国民健康保険条例 19 条により納付期限を過ぎると必ず発生するものであり、本体保険料と延滞金のどちらも徴収すべき対象に違いはない。限られた人員で回収作業をしていく上で滞納額の多寡は重要な判断要因であることから、未納保険料本体に延滞金を加えた債権額として債権管理するのが望ましい。

2－14－2 国民健康保険一般被保険者等返納金、退職被保険者等返納金

（1）債権の概要

債権名	一般被保険者等返納金、退職被保険者等返納金
所管課	健康保険課
法令	民法 703 条、国民健康保険法 65 条
条例	該当なし
規則・要綱・マニュアル	給付業務マニュアル
債権の種類	非強制徴収公債権
時効（根拠法）	5 年（地方自治法 236 条 1 項）

制度の概要	社会保険への加入などにより国民健康保険の資格を喪失後、国民健康保険の資格で保険医療機関等を受診した場合に、本来は新たに加入した医療保険で負担すべき医療費を国民健康保険で負担することとなるため、国民健康保険に返納してもらう医療費である
債権の特徴	被保険者は国民健康保険に返納金を支払った後、本来の保険者へ保険給付を請求して支払いを受けることとなるものであり、いわゆる税や料といった債権とは性質が異なる。旧保険者と現保険者の間で直接医療費相当額を調整する場合もあるが、これができないときは、返納金を納めてもらう必要がある。
減免・軽減制度	該当なし
徴収管理システム	債権管理台帳（Excel）

（２）債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	健康保険課で調定し、納入通知を送付する。
②収納	納付書による納付
③督促及び催告	期日までに納付がなければ電話催告を行う。納付書紛失者や連絡先不明者に対しては返還依頼通知書を再送する。
④滞納事務	エクセル表の債権管理台帳にて収入の都度消込処理を行っている。 債権管理台帳を基に未納者に対して、電話催告と返還依頼通知書の再送を年１回１２月頃に実施している。 非強制徴収公債権のため、滞納処分及び強制執行は実施していない。
⑤不納欠損処理	長期間滞納が続いている債権のうち、５年の消滅時効が経過した場合には不納欠損の対象債権として選定し、不納欠損処理を行っている。

（３）未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	一般・退職被保険者等返納金（合算）	担当課	健康保険課	
区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
現年度分				
調定額（Ａ）	2,245	6,530	8,856	
収入済額（Ｂ）	1,854	3,880	3,045	
（うち還付未済額）（Ｃ）	0	0	0	

	不納欠損額 (D)	0	0	0
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	391	2,650	5,811
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	82.6%	59.4%	34.4%
過年度分				
	調定額 (A)	5,239	6,319	10,462
	収入済額 (B)	446	1,306	1,488
	(うち還付未済額) (C)	0	0	0
	不納欠損額 (D)	613	706	1,060
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	4,180	4,307	7,914
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	8.5%	20.7%	14.2%
合計				
	調定額 (A)	7,484	12,849	19,318
	収入済額 (B)	2,300	5,186	4,533
	(うち還付未済額) (C)	0	0	0
	不納欠損額 (D)	613	706	1,060
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	4,571	6,957	13,725
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	30.7%	40.4%	23.5%

(4) 監査結果（指摘事項及び意見）

① 国民健康保険からの切替え時の保険証使用の周知（意見）

国民健康保険から社会保険等に切り替えた場合に、新しい保険証が届くまでの間に病院を受診して、本来は新しく加入した社会保険等で負担すべきものを、既に脱退した国民健康保険が負担することによって発生する債権である。

被保険者が切替え時に誤って従来の保険証を使用することが原因であるので、国民健康保険加入者に正しい保険証の使用を認識してもらう必要がある。そこで、国民健康保険の加入時、または国民健康保険料の納付書発送時に、将来の国民健康保険からの切替え時の正しい保険証使用について周知しておくことが望ましい。

② 早期の催告実施（意見）

滞納者に対して電話催告と返還依頼通知書の再送を年1回12月頃に実施しているが、滞納の発生タイミングによっては滞納から催告まで数か月間空いてしまう可能性がある。被保険者は本来の保険者へ保険給付を請求して支払いを受ける必要があるが、診療の翌日から2年が経過すると時効となり請求できなくなってしまう。

時効の到来によって被保険者が本来の保険者に請求できず、資金不足等の要因で甲府市に返還できなくなる事態を避けるためには、被保険者に早期に手続きを進めてもらう必要がある。そのため、滞納の発生から時間を空けずに電話催告や催告書の送付を実施することが望ましい。

③ 不納欠損理由の把握（意見）

当該債権の不納欠損額は多額ではないものの毎年発生している状況である。不納欠損額の内訳は1人当たり数千円から数万円の滞納額となっており、費用対効果の面では債権管理に多くの手数を掛けるのは難しいと思料する。ただし、現状は債務者がどのような状況で滞納し、時効に至っているかの原因が把握できておらず、不納欠損額を減少させる対策を立てることが難しい状況である。将来的に不納欠損額を減少させていくためにも、個別の不納欠損理由の把握に努めるべきである。

2-14-3 国民健康保険一般被保険者第三者納付金

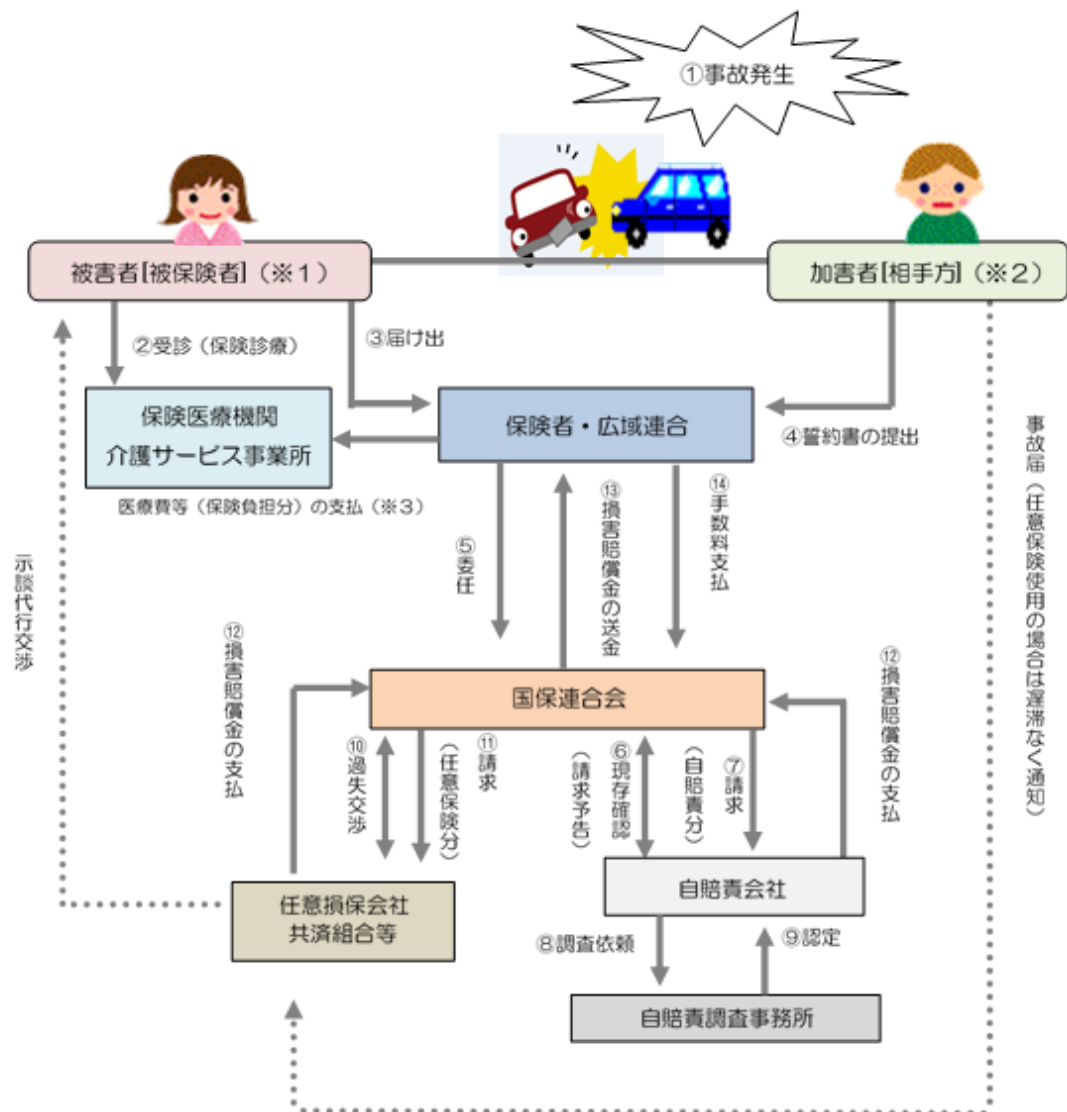
（1）債権の概要

債権名	一般被保険者第三者納付金
所管課	健康保険課
法令	国民健康保険法 64 条
条例	該当なし
規則・要綱・マニュアル	給付業務マニュアル
債権の種類	私債権
時効（根拠法）	3 年（民法 724 条）
制度の概要	交通事故や暴力行為など、第三者（加害者）の行為によるケガなどで受診する際は、被害者に過失がない限り、加害者が医療費の全額を負担するのが原則である。被害者が国民健康保険の保険証を使って治療を受ける場合に、保険者（甲府市）が立て替えて支払った保険給付分を加害者へ請求することで発生する債権である。
債権の特徴	保険者は、第三者の不法行為により保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする）の限度において被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得する（国民健康保険法 64 条 1 項）。

減免・軽減制度	該当なし
徴収管理システム	債権管理台帳 (Excel)

(2) 債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	第三者の不法行為（交通事故）により負傷した被保険者は、その治療費を保険給付として受けた場合は、直ちに被害の状況等を保険者に届け出なければならない義務があり（国民健康保険法施行規則 32 条の 6）、被保険者からの届出内容などを基に債権管理台帳を作成している。 保険者は、損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる（国民健康保険法 64 条 3 項）。甲府市では保険会社との交渉などを含む一連の事務を山梨県国民健康保険団体連合会（以下、連合会という）に委託している。
②収納	委託先の連合会にて実施している。
③督促及び催告	委託先の連合会にて実施している。
④滞納事務	委託先の連合会にて実施している。
⑤不納欠損処理	債務者が無資力などの場合を不納欠損の対象債権として選定し、議会に議案を提出する。当該議案の可決を受けて不納欠損処理を行っている。



※ 1、2・・・第三者行為損害賠償求償事務における被害者と加害者の捉え方
被害者の過失の有無に関わらず、
被害者・・・国民健康保険の被保険者
加害者・・・事故の相手方

※ 3・・・医療費(保険給付分)を国保で一時的に立て替えて支払います。

(山梨県国民健康保険団体連合会のホームページより)

(3) 未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	一般被保険者第三者納付金	担当課	健康保険課	
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
現年度分				
調定額 (A)	25,909	20,262	9,775	
収入済額 (B)	25,909	20,262	9,775	
(うち還付未済額) (C)	0	0	0	
不納欠損額 (D)	0	0	0	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	0	0	0	
収納率 ((B) - (C)) / (A)	100.0%	100.0%	100.0%	
過年度分				
調定額 (A)	3,314	3,314	0	
収入済額 (B)	0	16	0	
(うち還付未済額) (C)	0	0	0	
不納欠損額 (D)	0	3,298	0	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	3,314	0	0	
収納率 ((B) - (C)) / (A)	0.0%	0.5%	0.0%	
合計				
調定額 (A)	29,223	23,576	9,775	
収入済額 (B)	25,909	20,278	9,775	
(うち還付未済額) (C)	0	0	0	
不納欠損額 (D)	0	3,298	0	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	3,314	0	0	
収納率 ((B) - (C)) / (A)	88.7%	86.0%	100.0%	

(4) 監査結果 (指摘事項及び意見)

該当事項なし

2-15 住宅新築資金等貸付金

(1) 債権の概要

債権名	住宅新築資金等貸付金
所管課	人権男女参画課
法令	同和対策事業特別措置法（平成 13 年度終了）
条例	甲府市同和対策住宅新築資金等貸付条例（平成 15 年度廃止）
規則・要綱・マニュアル	甲府市同和対策住宅新築資金等貸付条例施行規則（平成 15 年度廃止） 納付等に関するマニュアル
債権の種類	私債権
時効（根拠法）	10 年（改正前民法 167 条 1 項）
制度の概要	歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境整備改善を図るため、昭和 55 年度から平成 14 年度まで、市が住宅新築・住宅改修・宅地取得に係る資金貸付を行った事業。
債権の特徴	すでに当該貸付事業は終了しており、その後長期間が経過していることから、借受人の死亡又は収入の減少により、償還が困難となっている傾向がある。
減免・軽減制度	災害その他特別の事由により、貸付金の償還が著しく困難となった場合において、その事情がやむを得ないものと認めるときは、償還の猶予又は償還未済金の減免をすることができる（上記条例 10 条）
徴収管理システム	各契約毎の管理台帳（Excel データ）

(2) 債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	年度当初に現年度分の納付通知を送付する。
②収納	納付書による納付。
③督促及び催告	滞納分については、年 1～2 回、滞納額を通知する文書と一括請求の納付書を送付する。延滞金（上記条例 11 条）の徴収は行っていない。
④滞納事務	各契約毎に Excel データで管理台帳を作成し、会計室経由で送られてくる領収済通知書により入金の有無をチェックしている。 滞納者から納付に関する相談があるときは、2 名体制で対面による相談を実施し、その際の情報は全て記録し係内で共有して

	いる（滞納者に対してはもっぱら分納を案内し計画的な納付勧奨に努めている）。
⑤不納欠損処理	令和４年度まで不納欠損処理は行っていなかったが、令和５年度には約２億１,７００万円を処理している。

（３）未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	住宅新築資金等貸付事業償還金	担当課	人権男女参画課	
区分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
現年度分				
調定額（Ａ）	34,555	25,739	17,377	
収入済額（Ｂ）	108	492	418	
（うち還付未済額）（Ｃ）	0	0	0	
不納欠損額（Ｄ）	0	0	0	
収入未済額（Ｅ）＝（Ａ）－（Ｂ） ＋（Ｃ）－（Ｄ）	34,447	25,247	16,959	
収納率（（Ｂ）－（Ｃ））／（Ａ）	0.3%	1.9%	2.4%	
過年度分				
調定額（Ａ）	3,745,389	3,770,284	3,788,565	
収入済額（Ｂ）	9,551	6,964	7,683	
（うち還付未済額）（Ｃ）	0	0	0	
不納欠損額（Ｄ）	0	0	217,506	
収入未済額（Ｅ）＝（Ａ）－（Ｂ） ＋（Ｃ）－（Ｄ）	3,735,838	3,763,320	3,563,376	
収納率（（Ｂ）－（Ｃ））／（Ａ）	0.3%	0.2%	0.2%	
合計				
調定額（Ａ）	3,779,944	3,796,023	3,805,942	
収入済額（Ｂ）	9,659	7,457	8,102	
（うち還付未済額）（Ｃ）	0	0	0	
不納欠損額（Ｄ）	0	0	217,506	
収入未済額（Ｅ）＝（Ａ）－（Ｂ） ＋（Ｃ）－（Ｄ）	3,770,285	3,788,566	3,580,334	
収納率（（Ｂ）－（Ｃ））／（Ａ）	0.3%	0.2%	0.2%	

(4) 監査結果（指摘事項及び意見）

- ① 納付書の通知から不納欠損処理に至るまでの債権管理全体にわたるマニュアルを速やかに作成し、不納欠損処理基準を明確にした上で今後は各会計年度において適切な処理を進めるべきである（指摘事項）。

住宅新築資金等貸付金については、特殊な貸付金ではあるものの、現在の業務マニュアルとしては、納付に関するA4判1枚限りのごく簡易なマニュアルしか存在しないことから、時効の援用により消滅している債権について会計処理上の基準等が明確でなかったため不納欠損処理が行われていなかった。

令和5年度には、時効援用された債権につき会計処理上の必要性から、約2億1,700万円の不納欠損処理が行われた。また、現在、債権管理マニュアルを作成中とのことである。

今後は、具体的な処理内容と基準を示した債権管理マニュアルを速やかに作成の上、年度毎に適切に処理されたい。

- ② 債務者に対する積極的な催告と資産情報収集に努めるべきである（意見）。

現在は、年度当初に現年度分の納付書の送付と年1～2回滞納分の通知（一括請求の納付書）を送付しているほか、納付に関する相談のため来庁があれば、2名体制で対応し、その際情報収集をしているとのことである。

ただ、その他にも電話や訪問を積極的に行い、こちらから債務者に面談を求めるなど積極的に接触し事情を聴取することにより、回収可能性を高めることも十分可能であると考えられる。

- ③ 滞納があれば、連帯保証人への請求をすべきであり、担保権の実行を検討すべきである（意見）。

資金の貸付を受ける者は、2名以上の連帯保証人を設定することが条件とされている（甲府市同和対策住宅新築資金等貸付条例3条）。しかも、その連帯保証人は「確実な補償能力を有すると認められるもの」でなければならない（同条例施行規則9条）。

また、住宅新築資金等の貸付に係る住宅又は宅地を取得した者は、当該住宅又は宅地について抵当権を設定しなければならない（同条例施行規則14条）。

これらは、当該貸付契約に対する担保的効果が期待されているからに他ならない。

そうであるならば、主債務が滞納により信用危機に陥った以上、人的物的担保を十分に機能させることが、債権管理の適正化の観点からも、遅滞なく返済している債務者との公平性の観点からも必要というべきである。

- ④ 滞納者に対しては延滞金の徴収も検討すべきである（意見）。

借受人が償還期限までに貸付金を償還しない場合においては、一定の割合におけ

る延滞金を徴収することができる(甲府市同和対策住宅新築資金等貸付条例 11 条)。

現在、滞納者に対して延滞金の徴収をしていない。これは、元利金の優先的な回収を図っているものと思われるが、延滞金を回収しない合理的理由はない。また、遅滞なく返済をしている債務者との公平性の観点からも、延滞金の徴収は検討すべきである。

⑤ 貸付債権の管理及び回収業務を業者に委託することも検討の余地がある（意見）。

本件貸付事業は既に終了しており、現在は、貸付債権の管理・回収に特化したものとなっている。

他方で、本件事業が同和対策を目的として始まった経緯からすると、社会的弱者救済の観点からも、積極的な債権回収業務が担当職員の負担になることも考えられる。

そのため、本件事業の廃止から 20 年以上が経過しており、債権回収業務に特化したドラステックな作業を行う部門としてみたとき、当然、費用対効果を十分に検討した上ではあるが、専門業者に委託することも検討する余地はあろう。

2-16-1 介護保険料

(1) 債権の概要

債権名	介護保険料
所管課	長寿介護課
法令	介護保険法 144 条・地方自治法 231 条の 3 第 3 項
条例	甲府市介護保険条例
規則・要綱・マニュアル	甲府市介護保険条例施行規則、介護保険料・後期高齢者医療保険料の滞納整理対策、現金取扱事務マニュアル
債権の種類	強制徴収公債権（介護保険法 144 条・地方自治法 231 条の 3 第 3 項）
時効（根拠法）	2 年（介護保険法 200 条 1 項）
制度の概要	介護保険法 129 条に基づく介護保険料
債権の特徴	介護保険料のうち約 86.7%は特別徴収で徴収されており（令和 6 年 3 月 31 日現在 被保険者数 54,717 人のうち 47,433 人が特別徴収）、滞納が生じることはないが、年金が年額 18 万円未満の被保険者や年度途中で 65 歳になった被保険者、年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった被保険者、年度途中で他の市区町村から転入した被保険者、所得の増額の修正申告や扶養等の否認等の事由により市民税の課税額等が増額とな

	ったことから年度途中で介護保険料が増額になった被保険者、資格喪失（死亡・転出等）や所得の減額の修正申告や扶養の追加等の事由により市民税の課税額等が減額となったことから年度途中で保険料が減額になった被保険者、年金が一時差し止めになった被保険者等は、普通徴収によることとなり、滞納が生じうる。被保険者が無収入でも賦課され、徴収が困難な場合もある。 1 年以上介護保険料を滞納した場合、サービス費用を一旦自己負担することとなり、さらに滞納が継続すると、保険給付費の全額または一部が差し止められたり、サービス費用の自己負担割合の引き上げや高額介護サービス費用の給付が制限されるといった不利益を受けることになる。																														
減免・軽減制度	1 保険料 甲府市介護保険条例 15 条、同 16 条、及び甲府市介護保険条例施行規則 28 条から 32 条により、「甲府市居宅介護サービス費等の額の特例等並びに介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱」及び、「甲府市介護保険料の個別減免に関する取扱要綱」の規定により保険料の徴収猶予・減免を行う。 2 延滞金 甲府市税外収入の督促等に関する条例 5 条、同 6 条により延滞金の減免を行う。 なお、各年度における介護保険料減免状況（根拠規定【甲府市介護保険料の個別減免に関する取扱要綱、甲府市介護保険条例】、件数、金額）は、下記のとおりである。 令和 5 年度 <table><tr><td>要綱第 2 第 1 号、第 2 号</td><td>98 件</td><td>1,196,250 円</td></tr><tr><td>要綱第 2 第 3 号</td><td>15 件</td><td>329,950 円</td></tr><tr><td>条例 16 条 1 項 1 号から 5 号</td><td>11 件</td><td>255,670 円</td></tr><tr><td>条例 16 条 1 項 6 号</td><td>1 件</td><td>11,670 円</td></tr></table> 令和 4 年度 <table><tr><td>要綱第 2 第 1 号、第 2 号</td><td>115 件</td><td>1,333,750 円</td></tr><tr><td>要綱第 2 第 3 号</td><td>9 件</td><td>204,180 円</td></tr><tr><td>条例 16 条 1 項 1 号から 5 号</td><td>5 件</td><td>49,280 円</td></tr><tr><td>条例 16 条 1 項 6 号</td><td>5 件</td><td>295,070 円</td></tr></table> 令和 3 年度 <table><tr><td>要綱第 2 第 1 号、第 2 号</td><td>131 件</td><td>1,509,170 円</td></tr><tr><td>要綱第 2 第 3 号</td><td>17 件</td><td>255,610 円</td></tr></table>	要綱第 2 第 1 号、第 2 号	98 件	1,196,250 円	要綱第 2 第 3 号	15 件	329,950 円	条例 16 条 1 項 1 号から 5 号	11 件	255,670 円	条例 16 条 1 項 6 号	1 件	11,670 円	要綱第 2 第 1 号、第 2 号	115 件	1,333,750 円	要綱第 2 第 3 号	9 件	204,180 円	条例 16 条 1 項 1 号から 5 号	5 件	49,280 円	条例 16 条 1 項 6 号	5 件	295,070 円	要綱第 2 第 1 号、第 2 号	131 件	1,509,170 円	要綱第 2 第 3 号	17 件	255,610 円
要綱第 2 第 1 号、第 2 号	98 件	1,196,250 円																													
要綱第 2 第 3 号	15 件	329,950 円																													
条例 16 条 1 項 1 号から 5 号	11 件	255,670 円																													
条例 16 条 1 項 6 号	1 件	11,670 円																													
要綱第 2 第 1 号、第 2 号	115 件	1,333,750 円																													
要綱第 2 第 3 号	9 件	204,180 円																													
条例 16 条 1 項 1 号から 5 号	5 件	49,280 円																													
条例 16 条 1 項 6 号	5 件	295,070 円																													
要綱第 2 第 1 号、第 2 号	131 件	1,509,170 円																													
要綱第 2 第 3 号	17 件	255,610 円																													

	条例 16 条 1 項 1 号から 5 号 7 件 224,930 円 条例 16 条 1 項 6 号 27 件 1,941,260 円 減免申請書には滞納者の収入及び資産とともに、世帯全員の収入及び資産を記載するものとされており、調査同意書を徴求し、通帳や保険証の写しを資料として提出させている。 世帯年収が一定額を超えている場合には不承認となる。
徴収管理システム	滞納管理システムにおいて、納付状況や交渉の経過は、随時更新され、共有されている。 また、消滅時効が成立する日も滞納管理システムに表示されるようになっており、時効管理がなされている。

(2) 債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	下記調定、納入通知の流れ（フロー図）のとおり
②収納	主に納付書による窓口納付の方法による。 現金収納を受ける場合、現金取扱事務マニュアルにより、現金収納を受ける際の滞納者と職員による双方確認と、現金収納を受けた職員と内勤職員により管理台帳を使用し、徴収金と納付書を確認している。
③督促及び催告	基準日においてシステムから未納となっている債権を出力し、内容確認の上、納期限 1 か月後に督促状の発送を行っている（収納推進課）。 それでも納付がない場合は、催告や納付相談を行い、分納の場合には分納誓約書を徴求している。 分納誓約書には債務承認及び分納の内容とともに、滞納処分に異議を述べないこと、給付制限の措置がとられることを記載している。 督促等の対応をする際は、長寿介護課・収納推進課でダブルチェックを行っている。 各年度における分納対応の件数、金額は下記のとおりである。 令和 2 年度 337 件 32,991,304 円 令和 3 年度 376 件 32,016,225 円 令和 4 年度 332 件 29,873,234 円 令和 5 年度 174 件 13,861,150 円
④滞納事務 (地方税法 331 条)	督促状を送付後も納付がない場合は、催告や納付相談を行い、それでも納付に至らなければ、最終的には財産調査を経て、滞納処分を行っている。

	主に県内の主要金融機関４社とゆうちょ銀行に照会している。把握している住所地に連絡が取れない場合は、所在調査として現地調査を実施している。 一括納付が難しい債務者には分納を認めるなど柔軟な対応を講じるが、まずは未納を累積させないように口座振替、自主納付を約束させる。債務者の資力がないと認められる場合には執行停止などの対応を行っている。 各年度における差押えの件数、金額は下記のとおりである。 令和２年度 222 件 3,527,579 円 令和３年度 2 件 440,644 円 令和４年度 5 件 1,034,830 円 令和５年度 2 件 233,940 円 令和２年度は残高が 1,000 円未満の預金も差し押さえていたことから件数が多くなっているが、徴収効率が低いことに鑑み、令和３年度以降は、滞納者に対する納付相談をきめ細かに行うこととしているとのことである。 また、各年度における執行停止の件数、金額は下記のとおりである。 令和２年度 0 件 0 円 令和３年度 10 件 140,380 円 令和４年度 38 件 1,131,290 円 令和５年度 85 件 3,770,280 円 令和３年度より滞納額を増加させないことを主眼として、現年賦課分を重点的に徴収することとし、生活保護受給者など納付が見込まれない滞納者の滞納分の整理のため執行停止を行ったことにより、令和４年度から執行停止の件数が増加しているとのことである。
⑤不納欠損処理	所在不明、生活保護の受給、死亡後相続人の相続放棄の場合ほか、催告に応じず、処分財産が見つからない場合は、生活困窮として、不納欠損の対象債権として選定し、不納欠損処理を行っている。

調定、納入通知の流れ（フロー図）

月 末

・賦課異動の処理 ※（株）電算に委託

【その月に異動があった人（死亡・転入・65歳到達等）の賦課の異動を月末に行う】



月 初

◦調定異動

【月末の処理で変更が生じた金額の調定異動を行う】

◦賦課異動の内容確認

【月末に行われた賦課異動が正しく行われているか全件確認】



2 営業日後

◦納入通知及び更正通知納品



10 日付近頃

◦通知発送

【毎月 10 日付近に発送】

※納期限は発送月の月末（月末が土日祝日の場合、翌営業日）

（３）未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	介護保険料：第 1 号被保険者保険料	担当課	長寿介護課	
区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
現年度分				
調定額 (A)	4,020,412	4,030,783	4,046,271	
収入済額 (B)	4,004,449	4,017,016	4,029,926	
(うち還付未済額) (C)	9,175	11,896	11,914	
不納欠損額 (D)	0	0	0	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	25,138	25,663	28,259	
収納率 ((B) - (C)) / (A)	99.4%	99.4%	99.3%	
過年度分				
調定額 (A)	81,627	71,493	54,661	
収入済額 (B)	18,529	16,902	12,205	
(うち還付未済額) (C)	14	0	5	
不納欠損額 (D)	16,433	25,381	16,641	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	46,679	29,210	25,820	
収納率 ((B) - (C)) / (A)	22.7%	23.6%	22.3%	
合計				
調定額 (A)	4,102,039	4,102,276	4,100,932	

収入済額（Ｂ）	4,022,978	4,033,918	4,042,131
（うち還付未済額）（Ｃ）	9,189	11,896	11,919
不納欠損額（Ｄ）	16,433	25,381	16,641
収入未済額（Ｅ）＝（Ａ）－（Ｂ） ＋（Ｃ）－（Ｄ）	71,817	54,873	54,079
収納率（（Ｂ）－（Ｃ））／（Ａ）	97.8%	98.0%	98.3%

なお、過去３年間の不納欠損処理の件数は次のとおりである。

令和２年度：334人、1,893期

令和３年度：570人、2,466期

令和４年度：830人、3,720期

不納欠損の原因として、生活困窮による支払不能の場合が多い。

（４）監査結果（指摘事項及び意見）

- ① 滞納者が死亡した場合、同一世帯ではない滞納者の相続人に請求することも検討すべきである。（意見）

これまで、滞納者が死亡した場合、滞納者の同一世帯の相続人には督促状を送付しているが、滞納者が死亡した場合、同一世帯ではない滞納者の相続人には督促状は送付していないとのことであった。

そして、滞納者が死亡した場合の滞納者の同一世帯の相続人からの徴収状況は下記の通りである。

令和２年度【督促】57件 308,870円

【徴収】23件 108,410円

令和３年度【督促】52件 318,400円

【徴収】17件 117,800円

令和４年度【督促】45件 236,100円

【徴収】22件 131,290円

令和５年度【督促】76件 423,950円

【徴収】26件 153,440円

公平性の観点からすれば、労力と徴収率の向上とのバランスを考慮しつつも、滞納者が死亡した場合、同一世帯ではない滞納者の相続人にも督促状を送付するなどして、積極的に徴収することも検討すべきである。

- ② 連帯納付義務者（被保険者が属する世帯の世帯主、被保険者の配偶者）に対するより積極的な督促・徴収も検討すべきである。（意見）

介護保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合、被保険者が属する世帯の世帯主、被保険者の配偶者は、保険料を連帯して納付する義務を負っている

(介護保険法 132 条 2 項、同条 3 項)。

被保険者が滞納しているケースにおいて、連帯納付義務者が被保険者の滞納している介護保険料を納付するための十分な資力を有していない場合が多いかもしれないが、介護保険法上連帯納付義務を負うものと規定されている以上、労力と徴収率の向上とのバランスを考慮しつつも、連帯納付義務者に対する積極的な督促及び徴収も検討すべきである。

2-16-2 介護保険給付費返納金

(1) 債権の概要

債権名	介護保険給付費返納金
所管課	長寿介護課
法令	介護保険法
条例	甲府市介護保険条例 甲府市税外収入の督促等に関する条例
規則・要綱・マニュアル	甲府市介護保険条例施行規則 甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則 過誤調整マニュアル
債権の種類	強制徴収公債権（介護保険法 144 条・地方自治法 231 条の 3 第 3 項）
時効（根拠法）	（不正請求を含まない場合）5 年（地方自治法 236 条 1 項） （不正請求の場合）2 年（介護保険法 200 条 1 項）
制度の概要	介護事業者の介護給付費の算定あるいは請求の誤りによって生じた介護保険給付費の返納金
債権の特徴	不正請求を行った事業者は、介護保険法 22 条 3 項に基づき、返還額の 100 分の 40 を加算金として徴収されることになる。
減免・軽減制度	なし
徴収管理システム	債権管理台帳を整備しており、債務者の現況把握をはじめ、債権の状態を管理している。

(2) 債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	下記フローのとおり。
②収納	一般的には過誤調整で行うが、困難である場合は、一括または分割での納付を認めている。一括または分割で返納する際には納付書を発行して納付してもらう。

	分納の場合には分納誓約書を徴求している。
③督促及び催告 (地方自治法 231 条の 3 第 1 項)	歳入予算整理簿により、収納状況を確認しており、納入通知の発送後、納期限後 20 日以内に督促状を送付している。
④滞納事務 (地方自治法 231 条の 3 第 3 項)	分割納付が滞る場合は財産調査を経て、滞納処分を行うこととしている。
⑤不納欠損処理 (地方税法 15 条の 7 第 4 項、同第 5 項、18 条)	分納となった事業者も完済しており、不納欠損に該当する事例は生じていない。

(フロー)

- ① 過誤納発生
- ② 調定決議。事業所に納付書送付。
- ③ 事業所と協議。一括納付困難の場合は分納誓約書を提出してもらう。
- ④ 分納誓約に基づき、納付書を事業所に送付。

※ 分納誓約にかかわらず、1 回目の納付書の納期限後 20 日以内に督促状送付。

- ⑤ 納付管理。
- ⑥ 分納不履行の場合は滞納処分実施。
- ⑦ 完納

(3) 未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	介護保険給付費返納金	担当課	長寿介護課	
区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
現年度分				
調定額 (A)	1,280	4,099	35,299	
収入済額 (B)	1,280	1,613	27,667	
(うち還付未済額) (C)	0	0	0	
不納欠損額 (D)	0	0	0	
収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	0	2,486	7,632	
収納率 ((B) - (C)) / (A)	100.0%	39.4%	78.4%	
過年度分				
調定額 (A)	0	0	2,486	
収入済額 (B)	0	0	2,486	

	(うち還付未済額) (C)	0	0	0
	不納欠損額 (D)	0	0	0
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	0	0	0
	収納率 ((B) - (C)) / (A)			100.0%
合計				
	調定額 (A)	1,280	4,099	37,785
	収入済額 (B)	1,280	1,613	30,153
	(うち還付未済額) (C)	0	0	0
	不納欠損額 (D)	0	0	0
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	0	2,486	7,632
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	100.0%	39.4%	79.8%

・ 令和 4 年度未収額 2,486 千円については、令和 5 年度で収入済。

・ 過去 3 年間、不納欠損処理は行っていない。

(4) 監査結果 (指摘事項及び意見)

① 延滞金を徴収すべきである (指摘事項)。

これまで滞納者に対し、延滞金までは徴収していなかったとのことであった。

しかしながら、甲府市税外収入の督促等に関する条例 4 条は、「第 2 条の規定により督促状を発した場合においては、当該納付金額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が 2,000 円以上(1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、年 14.5 パーセント(納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.25 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。」としている。

したがって、公平性の観点からも、災害その他やむを得ない理由があると認める場合において、同条例 5 条により延滞金の減免がなされない限りは、延滞金も徴収すべきである。

② 返納手続きに応じない債務者の代表者に対する法的手段を検討すべきである (意見)。

現時点において、分納誓約書の提出を求めても提出に応じない事業者が 1 件あるとのことであった。

このように誠実に対応しない事業者や不正な請求を行った事業者等に対しては、公平性の観点から、代表者等に対する損害賠償請求訴訟等の法的手続きによる回収も検討すべきである。また、組織的な不正請求がなされた場合には、関与した者について刑事告訴も検討すべきである。

2-17 後期高齢者医療保険料

(1) 債権の概要

債権名	後期高齢者医療保険料
所管課	健康保険課
法令	高齢者の医療の確保に関する法律 104 条、同 160 条、地方税法 15 条の 7
条例	甲府市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年 3 月 27 日）
規則・要綱・マニュアル	甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成 20 年 3 月 31 日） 介護保険料・後期高齢者医療保険料の滞納整理対策 公金取扱いマニュアル
債権の種類	強制徴収公債権
時効（根拠法）	2 年（高齢者の医療の確保に関する法律 160 条 1 項）
制度の概要	後期高齢者医療制度は、公的医療保険制度の 1 つで、75 歳以上の 人、そして 65 歳から 74 歳までで一定の障害の状態にあると後期 高齢者医療広域連合から認定を受けた人が加入する医療保険で ある。75 歳になると、勤めているかどうかにかかわらず、それま で加入していた医療保険（国保・健康保険・共済など）から、自 動的に後期高齢者医療制度へ加入することになる。 都道府県単位で設置されている後期高齢者医療広域連合が運営 主体（保険者）となり、山梨県では山梨県後期高齢者医療広域連 合（以下、「広域連合」という）が保険料の算定や給付などを行っ ている。甲府市では、広域連合と連携し保険料の徴収や申請受付 などの業務を担っている。
債権の特徴	高齢者の医療の確保に関する法律 104 条に基づき保険料を徴収す る。 保険料は、被保険者全員が等しく負担する均等割額と所得に応じ て負担する所得割額の合計として、被保険者個人ごとに算定され る。
減免・軽減制度	・低所得者世帯や被用者保険の被扶養者だった人については均等 割額が軽減される。 ・災害により損害を受けた場合や事業の廃止などにより収入が著 しく減少したりして、保険料を納めることが困難な状況のとき などは保険料が減免される場合がある。
徴収管理システム	Reams.NET II、滞納管理システム

(2) 債権管理業務の流れ

①調定及び納入の通知	広域連合にて算定賦課し、市が納入通知を送付する。
②収納	特別徴収と普通徴収がある。特別徴収は年金から保険料が引き落とされる。普通徴収は納付書または口座振替により保険料を納付する。新規加入者を対象に口座振替依頼書を保険証に同封し、口座振替の勧奨を行っている。
③督促及び催告	・期日までに納付がなければ、納期限 1 か月後に督促状を収納推進課から送付する。 ・督促状の発送から概ね 2 ～ 3 週間後、入金確認を行い、滞納状況を確認する。 ・滞納の場合には、呼び出しや電話による納付指導、居所不明者の調査及び臨戸徴収を行う。 ・納付指導（来庁納付なども含む）の結果、現金収納を受ける際には、公金取扱いマニュアルに基づいて対応する。 ・電話による催告や訪問催告によっても滞納が続く場合は、文書による催告を実施する（年 3 回）。 ・前年度の保険料が 4 期以上未納の者、または前々年度の保険料が 1 期以上未納の者は保険証の更新が 6 か月に短縮される（通常は 1 年更新）。
④滞納事務	滞納管理システムにより、債務者の現況把握をはじめ、債権の状態を適切に管理し、課内で共有している。 滞納事務は以下のとおりに実施している。 ・催告に反応があった場合には、納付相談を行う。納付相談では債務者の状況を確認し、原則として一括納付を求めるが、一括納付が難しい債務者には分納を認めるなど柔軟な対応を講じる。まずは未納を累積させないように口座振替、自主納付を約束させる。未申告の場合は申告指導を行う。 ・催告に反応がなかった場合には財産調査を行う。調査後、滞納処分として換価可能な財産があれば差押えを、財産がなければ執行停止を行う。
⑤不納欠損処理	催告に応じず、処分財産が見つからない場合などを不納欠損の対象債権として選定し、不納欠損処理を行っている。

(3) 未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		(単位：千円)		
債権の名称	後期高齢者医療保険料	担当課	健康保険課	
区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
現年度分				
	調定額 (A)	758,275	881,623	932,297
	収入済額 (B)	750,698	874,771	921,579
	(うち還付未済額) (C)	1,689	3,149	2,562
	不納欠損額 (D)	0	0	0
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	9,266	10,001	13,280
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	98.8%	98.9%	98.6%
過年度分				
	調定額 (A)	12,981	12,134	11,041
	収入済額 (B)	5,741	5,795	4,359
	(うち還付未済額) (C)	7	14	4
	不納欠損額 (D)	2,625	2,068	2,066
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	4,622	4,285	4,620
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	44.2%	47.6%	39.4%
合計				
	調定額 (A)	771,257	893,768	943,338
	収入済額 (B)	756,440	880,566	925,939
	(うち還付未済額) (C)	1,696	3,164	2,567
	不納欠損額 (D)	2,625	2,068	2,066
	収入未済額 (E) = (A) - (B) + (C) - (D)	13,888	14,298	17,900
	収納率 ((B) - (C)) / (A)	97.9%	98.2%	97.9%

(4) 監査結果 (指摘事項及び意見)

① 短期保険証の送付文書への滞納処分の記載 (意見)

一定期間の滞納がある場合、滞納者に保険料の納付を働きかけるために有効期限を6か月に短縮した保険証 (短期保険証) を交付している。滞納者に短期保険証を送付する文書を確認したところ、保険料の未納によって保険証の有効期限が短縮された旨の記載はあるものの、一定期間の滞納がある債務者に対して財産の差押えを実施することは記載されていなかった。

滞納者に保険料納付を促し、被保険者間の負担の公平・公正を図るためにも、短期保険証の送付文書に財産の差押えなどの滞納処分について記載すべきである。

② 催告書への滞納処分の記載（意見）

次年度に短期保険証になる見込みの滞納者に対しては、文書による催告を実施している。催告書の内容を確認したところ、①と同様に滞納者の財産の差押えなどを実施することは記載されていなかった。

滞納者に保険料納付を促し、被保険者間の負担の公平・公正を図るためにも、催告書には財産の差押えなどの滞納処分について記載すべきである。

③ 不動産の調査及び差押えの実行（意見）

債務者が催告等に応じず滞納が続く場合に、債務者の財産を調査し、必要に応じて財産の差押え、換価等を実施することになる。現状は、預金調査及び差押えを中心として、その他に給料を差し押さえて回収を行っている。しかしながら、債務者の不動産については、換価手続きに労力・時間を要することから、調査及び差押えを実施していなかった。

債務者が甲府市に所有する不動産については、固定資産税を所管する資産税課に問い合わせることで比較的容易に把握できることから、不動産調査を積極的に実施すべきである。また、不動産のうち、自宅については差し押さえられることでの心理的な警告効果が高いと考えられるので実施を検討すべきである。更に滞納額が多い債務者については不動産の換価処分も検討すべきである。

④ 保険料回収時の処理（意見）

令和4年度の不納欠損処理について確認したところ、滞納者が令和3年8月に保険料を納付し、納付金の一部を他の期の未納保険料に充当した処理があった。この処理は、一部納付の要件を満たさず、時効延長の起点とはならなかった。その結果、最終収納は令和2年10月となり、2年後の令和4年10月に時効が到来し、令和4年度の不納欠損処理となった。このケースでは、令和3年8月の納付時に債務者から一部納付とするための「同意書」を入手していれば、時効は令和5年8月まで延長できたはずであった。

今後は時効延長を可能とするために、一部納付とするための「同意書」を債務者から入手することを検討すべきである。

2-18 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(1) 債権の概要

債権名	母子父子寡婦福祉資金貸付金
所管課	子育て支援課
法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法施行令、同法施行規則
条例	該当なし
規則・要綱・マニュアル	甲府市同法施行細則（細則）、甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領（要領）、同資金貸付事業マニュアル（マニュアル）
債権の種類	私債権
時効（根拠法）	5年（民法161条1項）または10年（改正前民法167条1項）
制度の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子父子寡婦福祉資金貸付制度。中核市移行（平成31年4月1日）に伴い山梨県から事務移譲された（甲府市住民登録者156名への債権が山梨県との債権譲渡契約により移管）。
債権の特徴	ひとり親家庭に対する修業資金や生活資金等12種類の資金の貸付。貸付時に生活資金に余裕が少ない者に貸付を行うこともあるため、徴収時においても債務者に資金がなく徴収が困難となることがある。連帯保証人及び子に係る資金の場合は連帯借受人（子本人）の設定を原則。
減免・軽減制度	違約金（年3%：施行令17条）の免除（要領33条）、償還未済額の全部または一部の償還免除（法15条、細則18条）。
徴収管理システム	母子父子寡婦福祉資金貸付償還システム（略称：福祉資金システム）

(2) 債権管理業務の流れ

①調定及び納入通知	福祉システムにより、元金（現年度毎月上旬、過年度年2回）及び利子（現年度同、過年度同）に分けて調定し、納入通知発送（口座振替の場合は同システムによりデータを作成し、各金融機関へ送信後、振替結果データの同システムへの取込と財務会計システムへの反映）
②収納	口座振替（原則：要領18条）、銀行振込、自宅訪問時の現金収納（職員は当日中に指定金融機関に入金：甲府市財務規則94条・95条）

③督促及び催告（要領 28 条～30 条）	基準日において福祉資金システムから期日までに納付がない債権を出力し、納期限後 20 日以内に督促状の送付。さらに納付がない場合は電話催促や自宅訪問を行う。連絡が取れないまま 3 か月（目安、マニュアル）経過した場合には、連帯借受人や連帯保証人に償還を促す。
④滞納事務	（滞納予防） 貸付時に家計収支、公租公課の滞納の有無、他の借入等を把握し、必要に応じて家計管理指導を行い、償還審査（貸付基準、連帯保証人原則、回収可能性）。連帯借受人、連帯保証人との原則面談と債務の説明。児童扶養手当開始時に生活困窮にならないように支援しつつ、児童扶養手当の現況届の来庁の際にも養育費を含めた収入や生活費などの生活状況や悩みを確認し、必要に応じて家計管理指導も行い、貸付後も寄り添った支援を行っている。子の学費の貸付については、在学期間中は返済据え置き期間とし、半年ごとに在学確認（施行令 8 条、同 11 条、同 12 条 1 項、要領 10 条 3 項）など親子の近況の書面報告を徴求（要領 11 条）。 （償還期間開始） 福祉資金システムにより償還開始時期を毎月確認し、借受人、連帯借受人及び連帯保証人に対して償還開始通知書を開始月の前月までに通知（要領 21 条）し、借受人、連帯借受人に来庁してもらい償還指導を行う。振替口座の確認・変更や支払猶予申請の有無を確認（細則 17 条、要領 24 条）。 （滞納発生以降） 福祉システムにより納付状況、違約金の額を確認し、期日を過ぎている償還金がある場合は年に 1 度償還状況の通知（要領 27 条）。滞納が 3 か月経過時には課内で共有し、今後の対応を協議（償還指導通知、分納（要領 31 条）や連帯借受人ないし連帯保証人への償還請求含む）。県保健福祉事務所の会計年度任用職員との意見交換やケース検討等を行う年 1 回の会議でも情報を共有。 （分納ないし償還金支払猶予） 地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 項後段により分納対応がなされているが、内部的な基準はなく、借受人、連帯借受人、連帯保証人の生活状況、資力、給与所得者は債権残高を定年までの年数で除した金額と比較するなどして、分納期間、1 回の金額を、係長、担当者、支援員で協議の上決定。

	細則 17 条による支払猶予は、施行令 19 条により償還が困難となり、当初の償還期限を延長する場合に適用している（高校の資金借受後に大学進学の場合に高校卒業後 6 か月後を大学卒業の翌月からの償還に変更） （法的措置等） 法的措置の実施はない。債務者から提出を受けた文書（債務承認書等）の保管は対象者毎の個別ファイルに収め管理。
⑤不納欠損処理	償還免除（借受者が死亡し、償還すべき金額が残っている場合に、相続人等が相続を放棄し、かつ、時効が成立した場合には議会の承認を得る。法 15 条、施行令 20 条・22 条、細則 18 条）の適用なし。

（貸付実績について）

年度	貸付（支払ベース）		決定（決定ベース）	
	件数	金額	件数	金額
R2	15 件	5,731 千円	9 件	7,327 千円
R3	10 件	5,787 千円	6 件	4,665 千円
R4	7 件	4,328 千円	3 件	2,900 千円
R5	13 件	4,933 千円	11 件	4,509 千円

複数年度にまたがって貸し付ける場合（例：大学 4 年間の修学資金）は、年度内の支出額（1 年分の金額）を「支払ベース」、貸付決定した額（4 年分の金額）を「決定ベース」として集計。資金種別では、修学資金、就学支度資金がほとんどである。

（3）未収金及び不納欠損処理の状況

財務データ表		（単位：千円）		
債権の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金	担当課	子育て支援課	
区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
現年度分				
	調定額（A）	10,646	9,168	9,609
	収入済額（B）	10,370	8,744	9,170
	（うち還付未済額）（C）	0	0	0
	不納欠損額（D）	0	0	0
	収入未済額（E）＝（A）－（B） ＋（C）－（D）	276	424	439
	収納率（（B）－（C））／（A）	97.4%	95.4%	95.4%
過年度分				

	調定額（Ａ）	26,689	23,759	21,324
	収入済額（Ｂ）	3,206	2,859	2,734
	（うち還付未済額）（Ｃ）	0	0	0
	不納欠損額（Ｄ）	0	0	0
	収入未済額（Ｅ）＝（Ａ）－（Ｂ） ＋（Ｃ）－（Ｄ）	23,483	20,900	18,590
	収納率（（Ｂ）－（Ｃ））／（Ａ）	12.0%	12.0%	12.8%
合計				
	調定額（Ａ）	37,335	32,927	30,933
	収入済額（Ｂ）	13,576	11,603	11,904
	（うち還付未済額）（Ｃ）	0	0	0
	不納欠損額（Ｄ）	0	0	0
	収入未済額（Ｅ）＝（Ａ）－（Ｂ） ＋（Ｃ）－（Ｄ）	23,759	21,324	19,029
	収納率（（Ｂ）－（Ｃ））／（Ａ）	36.4%	35.2%	38.5%

過年度分の徴収率が低いのは、償還期間中に生活困窮となり、現在に至っても償還が困難となる経済状況が続いている者が多いためであり、また現年度債権の償還を優先し、新たな滞納債権を発生させないようにしているためである。なお、過年度分は山梨県から債権譲渡を受けたものであり、債権ごとに時効中断措置がとられているので、引き継いだ時点で消滅時効にかかった債権はない。

債権管理対象債権の分納割合（令和２年～５年度）

年度	①償還件数	②分納件数	③分納割合
R2	155 件	37 件	23.9%
R3	156 件	34 件	21.8%
R4	147 件	26 件	17.7%
R5	132 件	30 件	22.7%

①償還件数：償還期間に当該年度を含む件数

※当該年度中に開始、終了したものを含む

②分納件数：当該年度中に、１回次あたり複数回納入した件数

※分納約束していたが不履行となったものは含まない

（４）監査結果（指摘事項及び意見）

① 債務者からの文書の保管に関する規定の整備（意見）

滞納者から提出を受けた文書（債務承認書等）については、相談・指導・訪問等の内容の記録も含め、対象者毎のファイルに保管されている。このファイルについては注意事項をもって引継ぎがなされ、また、滞納債権が時効にかからないように随時管理している。この点、マニュアルには文書ファイルの規定がないが、文書管理規程の扱いとして何にあたるかも含め、ファイルに綴られる文書の内容、保存年限、時効管理などの規定をマニュアルに設けるべきである。

② 分納管理について（意見）

分納の割合は、債権管理対象債権のうち、２割前後を占める（上記表のとおり）。福祉資金システムには分納を消込した場合に回次ごとに分納フラグが立つなど一部分納に対応しているが、分納額や納期限の管理をすることができない。また、口座振替もできないために徴収事務量が増えることになっている。

債務者の資力に応じて確実に償還残高を逦減させることを優先としているが、将来的には債権管理システムでの対応を検討すべきである。

また、案件毎の内容に応じて、分納期間や分納金額を課内の協議で決定しているとのことであるが、徴収事務の効率化や公平性のためにも、５年の時効期間内の回収を基本とした分納期間・分納金額を基準に設定し、基準に加味すべき事情は過去の実例から抽出するなどして、分納対象の要件や分納基準を策定すべきである。

3 総括的な意見

(1) 債権管理事務全般の評価

監査対象とした 21 の債権のうち、一部の債権（7 債権）を除いて、14 債権については、現年度の債権の徴収状況は 90% 台後半であり、さらに過年度分の徴収状況を踏まえても徴収率は 90% 前後ないし後半であることから、これらの債権に関する管理事務については継続推進ないし拡大すべきと評価できる。

他方、除かれた一部の債権である、住宅使用料（過年度分の徴収率が低い）、児童扶養手当返還金（現年度分から徴収率が低い）、障害児通所支援給付費返還金（分納のため徴収率が低い）、生活保護費返還金（現年度分から徴収率が低い）、国民健康保険一般被保険者等返納金（現年度分から徴収率が低い）、住宅新築資金等貸付金（現年度分から徴収率が極端に低い）、母子父子寡婦福祉資金貸付金（過年度分の徴収率が低い）についての債権管理事務については、改善すべき点があると評価できる。

債権の特徴（本書第 3 の 2 記載の「債権毎の監査結果」参照）からすれば、上記の 7 つの債権の徴収率の低さはやむを得ない点もあるが、各債権に関する監査結果の指摘事項・意見のとおり、具体的な改善を求めるところである。

なお、住宅新築資金等貸付金の債権管理事務については、監査結果にも記したが、債権回収会社や弁護士法人などの外部に業務を委託することも検討すべきである（債権管理事務の縮小・統廃合）。

(2) 債権管理の統括的な役割の必要性

甲府市の各債権に関する管理事務は、それぞれの担当課において、それぞれが方針や計画をもって取り組んでおり、債権管理についての全庁的・全体的な計画（徴収率の目標値の設定など）はない。

今回の各債権の監査を通じてみると、徴収率を上げるための情報の共有、そのための担当課の連携の必要性が感じられ、債権管理についての全庁的・全体的な計画の作成、その計画に基づく統括的な役割をもった部署が求められるべきである（部署の設置が困難であれば、計画を策定し、計画を実施するために債権管理担当者の会議の開催）。

甲府市の中では債権額も大きく、また、徴収にあたっての公正・公平が求められる市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税の債権管理においては、滞納整理アドバイザーの助言・指導を受け、さらに、徴収率の向上のための施策（滞納リスクの抑制のための納付方法の多様化、現年収納の重点化、納税折衝から差押え強化への転換）を実施している。

地方税は強制徴収公債権であり、滞納処分という強力な方法をとることができることから、徴収率向上の施策の中には、他の非強制徴収公債権や私債権には適用できないものもある。しかしながら、徴収率を上げるために担当課において、方針や施策をどのように立案し、さらに実施・修正したかといったノウハウの部分は、他の債権管

理の担当課においても共有可能であると考えられる。

また、債権管理のマニュアルはどの担当課でも一様に作成しているが、それぞれが独自に作成している。一部の債権管理担当課では、他の部署で作成したものを参考に作成したものもある（福祉関係の債権管理）。債権管理にあたっては、債権が発生する根拠となる法律は異なり、時効や延滞金・遅延損害金に関する法律も異なる。しかしながら、いったん発生した債権について、それぞれの管理方法は異なるとしても、必要となる書式、例えば分納の申請書、誓約書、計画書などはどの債権管理でもみられるところである。したがって、債権の性質（私債権か公債権か、さらに強制徴収が可能か）の違いを踏まえても、各担当課の債権管理マニュアルについて、横断的に検討し、共通化できるものは共通化するなどの整理を行うことも検討すべきである。この検討も統括的な役割をもった部署があれば、その部署に実践させることが望まれる。

（３）合規性の確認のための研修

延滞金及び遅延損害金については、条例を含む法令上発生し請求すべきであるにもかかわらず、本体の債権の徴収を優先し、債務者に請求しておらず、さらに事後調定により債権としての計算も行われていないことが判明した。また、一部の債権については、延滞金及び遅延損害金の発生根拠となる法令の適用を誤っているものもあった。

したがって、延滞金及び遅延損害金については、まず発生根拠について確認し、さらに、発生した延滞金ないし遅延損害金について債務者に請求しなければならないことを認識する必要がある。その上で、実際に徴収が困難な場合には、どのように対処するかについては、まさに政策として取り組むことになる。いたずらに回収が長引き、あるいは僅かな金額の回収にコストを掛けることに合理性がなければ、債権放棄を行い、不納欠損処理を行うという手順をとるべきである。

さらに、監査結果には、督促の遅れ、時効を失念した不納欠損処理の遅れ、時効の更新を行うための債務承認の不手際なども見られた。これらの不適切処理の内容については、今回の監査結果を通じて、各担当課で共有すべき情報となる。

そこで、合規性について問題があった箇所については、債権管理担当者に対する研修を行うなどの対応が必要である。

（４）債権管理条例制定の必要性

公債権については適切な債権管理を行ってもなお債権を回収できずに時効が経過することで債務者の援用なく消滅することから、消滅時効に基づく不納欠損処理が比較的可能である。

一方で、私債権については、援用がなければ消滅時効の適用がなく、不納欠損処理ができないこととなる（転居先不明の場合など）。また、発生している遅延損害金の処理にも支障を来しうる。

そこで、私債権については債権管理条例を制定し、債権管理の効率性に資すること

も必要と考えられる。

この点、参考となる岐阜県の条例を以下に掲げる。

○岐阜県私債権の管理に関する条例

令和二年十二月二十二日条例第五十五号

岐阜県私債権の管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県が有する私債権（金銭の給付を目的とする県の権利のうち、その消滅時効について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十六条第二項の規定の適用を受けないものをいう。以下同じ。）の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図ることを目的とする。

(法令等との関係)

第二条 私債権の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(知事の責務)

第三条 知事は、法令、条例及び規則に基づき、適正かつ効率的に私債権の管理を行わなければならない。

2 知事は、私債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、私債権を適正かつ効率的に管理するための体制を整備するものとする。

(放棄)

第四条 知事は、私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

- 一 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- 二 消滅時効が完成し、かつ、債務者に強制執行の対象となる財産がないとき。
- 三 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける県の債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- 四 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第二百四条第一項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。

(報告)

第五条 知事は、前条の規定による放棄をしたときは、当該放棄をした日の属する年度の翌年度において、その概要を議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年度包括外部監査の結果報告書

～債権管理に関する財務事務の執行について～

発 行 日 令和7年2月25日

発 行 者 甲府市包括外部監査人 關本喜文

印 刷 株式会社 峡南堂印刷所

無断複写・複製・転載などを禁じます。
